

令和 7 年 第 4 回

大崎町議会定例会会議録

開会 令和 7 年 12 月 3 日

閉会 令和 7 年 12 月 16 日

大 崎 町 議 会

令和7年第4回大崎町議会定例会

会 期

令和7年 12月 3日 (水) から

14日間

令和7年 12月 16日 (火) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
3日	水	10	第1日		会期の決定 議案等上程 付託案件の審査報告
4日	木	9		委員会	付託案件の審査
5日	金	9		委員会	付託案件の審査
6日	土				休 会
7日	日				休 会
8日	月				予 備
9日	火				予 備
10日	水	10	第2日		一 般 質 問
11日	木				予 備
12日	金				予 備
13日	土				休 会
14日	日				休 会
15日	月				予 備
16日	火	10	第3日		付託案件の審査報告

令和7年第4回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（12月3日）（水）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
6. 日程第4 行政報告	7
東町長報告	7
7. 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （令和7年度大崎町一般会計補正予算（第4号））	9
東町長提案理由説明	9
宮本総務課長	9
藤田香澄議員	10
宮本総務課長	10
8. 日程第6 認定第1号 令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につ いて	11
驚東決算審査特別委員長報告	11
9. 日程第7 認定第2号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について	17
10. 日程第8 認定第3号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について	17
11. 日程第9 認定第4号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について	17
稲留総務厚生常任副委員長報告	17
12. 日程第10 認定第5号 令和6年度大崎町水道事業会計決算認定につ いて	19
13. 日程第11 認定第6号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計決算認定 について	20
14. 日程第12 議案第50号 令和6年度大崎町水道事業剰余金の処分につ いて	20
15. 日程第13 議案第51号 令和6年度大崎町公共下水道事業剰余金の処 分について	20

	中山文教経済常任委員長報告	20
16.	休 憩	23
17.	日程第 1 4 発議第 1 号 大崎町議会議員の定数条例の一部を改正する条 例の提出について	23
	鷲東大崎町議会議員定数条例審査特別委員長報告	23
18.	日程第 1 5 議案第 5 2 号 令和 7 年度大崎町一般会計補正予算（第 5 号）	24
	東町長提案理由説明	24
	宮本総務課長	25
	藤田香澄議員	26
	東町長	27
	鎌田農林振興課長	27
	上野商工観光課長	27
	美戸建設課長	27
	児玉孝徳議員	27
	相星教委管理課長	28
	児玉孝徳議員	28
	相星教委管理課長	28
19.	日程第 1 6 議案第 5 3 号 令和 7 年度大崎町国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 2 号）	28
	東町長提案理由説明	29
	岩元保健福祉課長	29
20.	日程第 1 7 議案第 5 4 号 大崎町くこの松原キャンプ場の指定管理者の 指定について	30
	東町長提案理由説明	30
	上野商工観光課長	30
21.	休 憩	31
22.	日程第 1 8 議案第 5 5 号 大崎町益丸プールの指定管理者の指定につい て	32
	東町長提案理由説明	32
	上野商工観光課長	32
	鷲東慎一議員	33
	上野商工観光課長	33
	鷲東慎一議員	33
	上野商工観光課長	33

23. 日程第19 議案第56号 防災行政無線設備（親局）更新作業業務委託	
契約の締結について	34
東町長提案理由説明	34
宮本総務課長	34
中山美幸議員	35
宮本総務課長	35
中山美幸議員	36
藤田香澄議員	36
宮本総務課長	36
藤田香澄議員	36
宮本総務課長	36
児玉孝徳議員	37
宮本総務課長	37
児玉孝徳議員	37
宮本総務課長	37
24. 散 会	38

第2号（12月10日）（水）

1. 開 議	45
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	45
3. 日程第2 一般質問	45
児玉孝徳議員	45
穂園教育長	45
児玉孝徳議員	46
穂園教育長	46
児玉孝徳議員	46
穂園教育長	46
児玉孝徳議員	47
穂園教育長	47
児玉孝徳議員	47
穂園教育長	47
児玉孝徳議員	48
穂園教育長	48
児玉孝徳議員	48

穂園教育長	49
児玉孝徳議員	49
東町長	50
児玉孝徳議員	50
東町長	50
児玉孝徳議員	51
中山美幸議員	51
東町長	51
中山美幸議員	52
東町長	52
上野商工観光課長	52
中山美幸議員	53
東町長	53
中山美幸議員	53
東町長	53
上野商工観光課長	53
中山美幸議員	54
上野商工観光課長	54
中山美幸議員	55
上野商工観光課長	55
中山美幸議員	55
4. 休 憩	55
上野商工観光課長	55
中山美幸議員	55
5. 休 憩	55
宮本総務課長	55
中山美幸議員	55
宮本総務課長	55
中山美幸議員	56
東町長	56
中山美幸議員	56
東町長	56
中山美幸議員	56
東町長	57

中山美幸議員	57
東町長	57
宮本総務課長	58
中山美幸議員	58
東町長	58
中山美幸議員	58
上野商工観光課長	59
中山美幸議員	59
上野商工観光課長	59
中山美幸議員	59
東町長	59
中山美幸議員	59
東町長	60
中山美幸議員	60
上野商工観光課長	60
中山美幸議員	60
6. 休 憩	60
東町長	60
中山美幸議員	60
宮本総務課長	61
中山美幸議員	61
7. 休 憩	61
宮本総務課長	62
中山美幸議員	62
8. 休 憩	62
上野商工観光課長	62
中山美幸議員	62
千歳副町長	63
中山美幸議員	63
東町長	63
上野商工観光課長	63
中山美幸議員	63
谷迫税務課長	64
中山美幸議員	64

東町長	64
中山美幸議員	64
東町長	64
中山美幸議員	65
上野商工観光課長	65
中山美幸議員	65
上野商工観光課長	65
中山美幸議員	65
上野商工観光課長	66
中山美幸議員	66
宮本総務課長	66
中山美幸議員	66
東町長	67
宮本総務課長	67
上野商工観光課長	67
中山美幸議員	67
9. 休 憩	67
宮本総務課長	67
中山美幸議員	68
中山美幸議員	68
千歳副町長	68
10. 休 憩	69
岡元修一議員	69
穂園教育長	70
岡元修一議員	70
穂園教育長	70
岡元修一議員	70
穂園教育長	71
岡元修一議員	71
穂園教育長	71
岡元修一議員	71
穂園教育長	71
岡元修一議員	72
穂園教育長	73

岡元修一議員	73
穂園教育長	73
岡元修一議員	73
穂園教育長	74
岡元修一議員	74
穂園教育長	74
岡元修一議員	75
穂園教育長	75
岡元修一議員	76
穂園教育長	76
岡元修一議員	76
穂園教育長	77
岡元修一議員	77
穂園教育長	77
岡元修一議員	78
穂園教育長	78
岡元修一議員	78
穂園教育長	78
岡元修一議員	79
11. 休 憩	79
鷺東慎一議員	79
穂園教育長	79
鷺東慎一議員	80
相星教委管理課長	80
鷺東慎一議員	80
穂園教育長	81
鷺東慎一議員	81
穂園教育長	82
鷺東慎一議員	82
穂園教育長	82
鷺東慎一議員	82
穂園教育長	82
鷺東慎一議員	83
穂園教育長	84

相星教委管理課長	84
鷺東慎一議員	84
穂園教育長	85
相星教委管理課長	85
鷺東慎一議員	86
相星教委管理課長	86
鷺東慎一議員	86
穂園教育長	86
鷺東慎一議員	87
穂園教育長	87
鷺東慎一議員	87
穂園教育長	87
鷺東慎一議員	88
穂園教育長	88
鷺東慎一議員	88
穂園教育長	89
鷺東慎一議員	90
東町長	90
岩元保健福祉課長	90
鷺東慎一議員	90
岩元保健福祉課長	91
鷺東慎一議員	91
岩元保健福祉課長	91
鷺東慎一議員	92
岩元保健福祉課長	92
鷺東慎一議員	92
岩元保健福祉課長	92
鷺東慎一議員	93
岩元保健福祉課長	93
鷺東慎一議員	93
岩元保健福祉課長	93
鷺東慎一議員	94
岩元保健福祉課長	94
鷺東慎一議員	94

東町長	94
鷺東慎一議員	95
東町長	95
鷺東慎一議員	95
12. 休 憩	96
稲留光晴議員	96
東町長	97
稲留光晴議員	97
東町長	98
宮本総務課長	98
稲留光晴議員	98
東町長	99
稲留光晴議員	99
宮本総務課長	100
稲留光晴議員	100
宮本総務課長	100
稲留光晴議員	101
宮本総務課長	101
稲留光晴議員	101
宮本総務課長	101
稲留光晴議員	101
宮本総務課長	101
稲留光晴議員	101
宮本総務課長	101
稲留光晴議員	101
宮本総務課長	102
稲留光晴議員	102
宮本総務課長	102
稲留光晴議員	102
宮本総務課長	103
稲留光晴議員	103
宮本総務課長	103
稲留光晴議員	103
13. 散 会	104

1. 開 議	111
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	111
3. 日程第2 議案第52号 令和7年度大崎町一般会計補正予算(第5号)	111
稲留総務厚生常任副委員長報告	111
4. 日程第3 議案第53号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第2号)	113
稲留総務厚生常任副委員長報告	113
5. 日程第4 議案第54号 大崎町くいの松原キャンプ場の指定管理者の指 定について	115
6. 日程第5 議案第55号 大崎町益丸プールの指定管理者の指定について	115
鷺東指定管理者の指定に関する審査特別委員長報告	115
藤田香澄議員	118
稲留光晴議員	120
中山美幸議員	120
中山美幸議員	121
藤田香澄議員	122
稲留光晴議員	122
7. 日程第6 議員派遣の件	123
8. 日程第7 閉会中継続審査・調査申出書	124
9. 閉 会	124

第 1 号

1 2 月 3 日 (水)

令和7年第4回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月3日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- | | |
|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名（7番，9番） |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度大崎町一般会計補正予算（第4号）) |
| 日程第 6 | 認定第 1号 令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 2号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(総務厚生常任委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 3号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(総務厚生常任委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 4号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(総務厚生常任委員長報告) |
| 日程第 10 | 認定第 5号 令和6年度大崎町水道事業会計決算認定について
(文教経済常任委員長報告) |
| 日程第 11 | 認定第 6号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計決算認定について
(文教経済常任委員長報告) |
| 日程第 12 | 議案第50号 令和6年度大崎町水道事業剰余金の処分について
(文教経済常任委員長報告) |
| 日程第 13 | 議案第51号 令和6年度大崎町公共下水道事業剰余金の処分について
(文教経済常任委員長報告) |
| 日程第 14 | 発議第 1号 大崎町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の提出について
(大崎町議会議員定数条例審査特別委員長報告) |
| (総) 日程第 15 | 議案第52号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第5号） |
| (総) 日程第 16 | 議案第53号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |

(特) 日程第17 議案第54号 大崎町くじの松原キャンプ場の指定管理者の指定について

(特) 日程第18 議案第55号 大崎町益丸プールの指定管理者の指定について

日程第19 議案第56号 防災行政無線設備(親局)更新作業業務委託契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
3番 岡元修一	9番 中倉広文
4番 富重幸博	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 鷲東慎一
6番 稲留光晴	12番 吉原信雄

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

8番 宮本昭一

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東靖弘	農林振興課長 鎌田洋一
副町長 千歳史郎	建設課長 美戸博明
教育長 穂園正幸	農委事務局次長 松元昭二
会計管理者 岡留和幸	水道課長 川越龍一
総務課長 宮本修一	教委管理課長 相星永悟
企画政策課長 渡邊正一	社会教育課長 西竹信也
商工観光課長 上野明仁	税務課長 谷迫利弘
町民課長 本松健一郎	
環境政策課長 竹本忠行	
保健福祉課長 岩元貴幸	

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 久保健一朗
次長兼調査係長 上橋孝幸
次長兼議事係長 松元幸紀
庶務係主任 西ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、令和7年第4回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、神崎文男議員、及び9番、中倉広文議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（吉原信雄議員） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から12月16日まで14日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの14日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（吉原信雄議員） 日程第3「諸般の報告」を行います。

去る令和7年11月21日に、草原正和議員より辞職願が提出され、地方自治法126条の規定によりこれを許可しましたので報告いたします。

次に、去る10月5日に開催されました第10回東海大崎会ふるさとの集い、及び10月26日に開催されました第34回近畿大崎町会総会、11月12日に開催されました第69回町村議会議長全国大会、11月25日から、インドネシア国ギヤニャール県に出張いたしましたので報告申し上げます。

まず始めに、第10回東海大崎会ふるさとの集いが、今池ガスビルで開催されました。当日は、東海大崎町会会員をはじめ、鹿児島県人会名誉会長や鹿児島県大阪事務所駐在員など、来賓を含め70名余りの参加がありました。総会では、大重会長の挨拶のあと、令和6年度の事業報告及び会計報告、令和7年度の事業計画（案）等の説明が行われ、それぞれ承認されました。

その後、懇親会の中で町議会の活動報告と、今後も町民に開かれた議会を目指していくことなどを伝えるとともに、会員の方々との親睦を深めることができました。

次に、第34回近畿大崎町会総会につきまして、総会は道頓堀ホテルで盛大に開催され、会員、来賓を含め100名余りの参加がありました。総会では、川崎会長の挨拶のあと、令和6年度の運営経過報告や会計報告、令和7年度の運営方針があり、それぞれ承認されたところであります。

その後、先ほども触れましたが、懇親会の中で議会の活動報告と、今後も町民に開かれた議会を目指していくことなどを伝えるとともに、会員の方々との親睦を深めることができました。

次に、第69回町村議会議長全国大会でございますが、この大会は、全国町村議会議長会主催により、渋谷区のNHKホールにおいて開催されました。大会では、初めに来賓祝辞として、額賀福志郎衆議院議長ほか、5名の方々の御挨拶がありました。その後、会長挨拶に続き大会宣言が朗読され、満場一致で採択されました。

議事に入り、令和8年度の国の予算編成及び施策に関する要望として、議会への多様な人材参画及び議会の機能強化など要望28件、地区要望として、九州地方における交通網の整備促進に関する要望など9件が提案され、いずれも満場一致で採択されました。

また、重要な課題として解決を図る必要がある、町の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の増額確保・充実等を求める特別決議など3つの特別決議や、議員のなり手不足対策への支援、及び低額な議員報酬の改善などの重点要望、令和8年度豪雪地帯の振興に関する要望として、豪雪地帯対策の充実強化など要望8点が提案され、いずれも満場一致で採択されました。

なお、実行運動の方法として、国会議員への要望活動等を行っていくことも合わせて採択され、大会は閉会いたしました。

大会終了後、引き続き、元プロ野球監督で野球評論家の達川光男氏による、「苦しみを笑いに変えた野球人生」と題して特別講演がありました。

講演内容としましては、「達川式一流リーダーシップ論と育成技術」というテーマで、広島商業高校で夏の甲子園で優勝した経験、広島東洋カープで優勝した経験、監督・コーチとして渡り歩いたこと等を含め、選手や後輩を指導・育成するための自身の経験をもとに講演されました。

最後に、インドネシア環境林業省より東町長へ正式な感謝状が授与されるという、町にとって大変誇らしい出来事があり、議会を代表して同行した立場から、その意義と今後の展望について報告いたします。

まず、この感謝状は単なる表彰ではなく、2015年の大崎町国際フォーラムを契機に始まった環境分野での自治体間協力が、10年近い年月をかけて確かな成果として認められたあかしです。大崎町が伝えてきた、住民参加型のごみ分別手法や

資源循環の考え方は、バリ州の村々で着実に広がりを見せています。

議会としては、町が国際協力を進める背景が、町民生活の向上に直結しているかを見極める立場にあります。今回の訪問で得た知見は、外国人住民支援、多文化共生、防災、地域福祉など、町が抱える課題に広く生かされるべきものであり、その方向性を議会としても確認できた意義は大きいと考えています。

以上で報告を終わりますが、最後に、議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（吉原信雄議員） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

○町長（東 靖弘君） おはようございます。令和7年第4回議会定例会に当たり諸般の行政報告をいたします。

保健福祉課関係でございます。

医療確保プロジェクトの進捗状況につきまして御報告いたします。

9月定例会において、開業医希望が1件、サテライト診療所希望が1件の合計2件の応募があり、協議を進めている旨、報告させていただきました。そのうち、サテライト診療所希望の法人については、現在、事前審査の書類が提出され審査中であることを御報告いたします。なお、その法人は、大崎町野方でございます玲心会であることも併せて御報告いたします。

計画の概要としましては、国道220号線沿いの大崎地区内にサテライト診療所を設置し、週4日間診療を行う予定であります。玲心会の春別府稔仁理事長は、鹿児島大学病院や鹿児島医療センターをはじめ、その他の医療機関との関わりをお持ちで、医療系の人脈があることから、これまでに実績のあるベテランの医師を採用する予定であります。また、精密検査が必要な場合は、野方でございます本院に移送し検査を受けることなどの対応も可能であるため、住民の皆様が安心して受診していただけるものと思っております。

なお、予算案の提出につきましては、今後のスケジュールを見ながら次回以降に御提案させていただく予定でございます。

次に、企画政策課関係でございます。

企業立地の状況について4件の御報告をいたします。

令和7年10月28日に、福岡市に本社を置く株式会社長山フーズファクトリーと立地協定を締結いたしました。同社は、食料品の確保製造業を営まれており、このたび九州地域での需要増に対応するため、大崎町への進出を決定されました。立

地の場所は永吉237番地で、旧後藤漬物株式会社撤退に伴う建屋を取得され、鹿児島工場として設置されております。また、同工場は令和7年11月から操業されており、本町での事業計画は主に大根の漬物製造販売で、これに伴う新規雇用者12名が予定されております。

次に、令和7年10月31日に、いちき串木野市に本社を置く鹿児島プロフーズ株式会社と立地協定を締結いたしました。同社におかれましては、これまで永吉地区の大崎工場でポークチキンミールや飼料用油脂の製造をされておりますが、工場に隣接して新たに鶏糞ボイラープラントを設置したものでございます。当プラントの設置は、従来から燃料の価格高騰対策及び近年の地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出量削減を目的として設置されたものでございます。プラントの機能といたしましては、当社が有効活用を模索していた鶏糞を、約800度の高温で焼却し発生した蒸気エネルギーを自社工場内の燃料として活用することにより液化天然ガスの使用料削減を図るものでございます。

さらに、焼却された鶏糞燃焼灰は農業用肥料の原料となり、資源を再資源化するSDGsの取組に資するものでございます。なお、プラントは令和7年11月に稼働されており、新規雇用者は1名でございます。

次に、令和7年11月21日に、福岡市に本社を置く株式会社トライアルカンパニーと立地協定を締結いたしました。同社との立地協定締結につきましては、これまで菱田中学校跡地の活用に係る関連議案での審議等を通じまして協定案について御説明させていただいておりましたが、このたび、同社と合意したものでございます。なお、操業開始は令和9年春頃で、店舗の規模としましては、これまでと変更なく4,900平方メートルから5,800平方メートル、新規雇用予定者につきましては100名以上が予定されております。

最後に、令和7年11月21日に、志布志市に本社を置くサンキョーミート株式会社と、鹿児島県商工労働水産部長を立会人として立地協定を締結いたしました。同社は、伊藤ハム、米久ホールディングスグループ食肉生産事業の中核を担い、南九州地区において牛肉、豚肉のカット処理及び食肉加工品の製造販売を営んでおります。立地の場所は菱田3689番地で、旧九州エクス株式会社の撤退に伴う建屋を取得され、エキスプラントとして設置されました。また、今回のプラント設置により、新たに濃縮エキスやガラスープなどを製造販売することで同社の事業領域を拡大されるとのことでございます。

なお、操業開始は令和9年1月が予定されて、新規雇用者は48名が予定されております。

以上、4件の企業立地が、地域における雇用の創出はもとより、地域経済の浮

揚・発展に大きく貢献するものと期待しております。

以上で報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大崎町一般会計補正予算（第4号））

○議長（吉原信雄議員） 日程第5、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大崎町一般会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、10月15日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を154億5,335万2,000円にするものでございます。補正の内容は、10月30日に執行されました鹿児島県議会議員補欠選挙に係る経費でございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、御説明いたします。

一般会計補正予算（第4号）は、10月30日に執行されました鹿児島県議会議員補欠選挙に係る経費でございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項4選挙費、目5県議会議員選挙費、節1報酬313万5,000円は、選挙管理委員会委員をはじめ、投票管理者や会計年度任用職員など、選挙事務に携わる方々の報酬でございます。節3職員手当等344万6,000円は、職員の時間外勤務手当や投開票事務手当が主なものでございます。節7報償費16万5,000円は、投開票事務に係る謝礼でございます。節8旅費12万6,000円は、選挙事務に係る委員等の費用弁償、会計年度任用職員の通勤手当でございます。節10需用費91万7,000円は、事務に要する消耗品費68万円が主なものでございます。節11役務費110万9,000円は、入場券及び選挙広報等を郵送するための通信運搬費でございます。節12委託料113万円は、選挙看板設置管理業務委託料90万2,000円、投票用紙読取分類機の設定に係る委託料13万8,000円、分類機等点検委託料9万円でございます。節13材料及び賃借料8万円は、投票所等の借上料でございます。節15原材料費40万2,000円は、

選挙用材料でございます。節17備品購入費96万8,000円は、開票時の投票用紙計数機更新のためのものでございます。

これで歳出を終わりました、次に歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

款16県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節5選挙費委託金1,051万円は、県議会議員選挙費委託金でございます。款20繰越金、目1繰越金96万8,000円は、財源の調整によるものでございます。

以上で説明を終わりますが、8ページ以降に給与費明細書が添付してございますので、御参照いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

- 議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 1番（藤田香澄議員） ただいまありました備品購入費で、投票用紙計数機を一般財源で購入されていると思うんですけども、これはこの間の令和6年度決算で物品として3つ計数機があったとっておきまして、今、更新をとということだったんですけども、具体的に3機ともすべて更新されたのか、1機が追加されたのか、そのあたりの具体的な説明をお願いします。
- 総務課長（宮本修一君） 今、御質問のありました備品購入費の投票用紙計数機につきましては、現在、選挙管理委員会で保有している計数機が4台ございました。その4台分につきましては、購入から4台とも22年以上が経過して経年劣化によって使用不能となっている状況でありましたので、今回4台分の計数機を購入し更新したところでございます。
- 議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。
よって、質疑はこれをもって終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。
よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大崎町一般会計補正予算（第4号））」は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大崎町一般会計補正予算（第4号））」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 認定第1号 令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第6、認定第1号「令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（鷲東慎一議員） 令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、ただいま議題となりました認定第1号「令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、去る9月26日に委員会を開会し、審査班の編制、審査期間並びに日程、審査方針を決定しました。翌日以降に、審査班ごとに所管する事務事項の担当課長等の出席を求め、審査した次第であります。

なお、審査班の編制及び所管事項について、第1班は、班長、宮本昭一委員、副班長、稲留光晴委員、委員として、中倉広文委員、富重幸博委員の4名で、総務厚生常任委員会所管に関する事項を担当、第2班は、班長、中山美幸委員、副班長、藤田香澄委員、委員として、児玉孝徳委員、岡元修一委員、草原正和委員の5名で、文教経済常任委員会所管に関する事項を担当し、歳入については、委員長の私が担当いたしました。

審査期間並びに日程について、審査期間は9月26日から10月15日までの20日間で実施いたしました。

審査の方針について、1、予算は合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が達成されたか。2、歳入は予算どおり適正に確保されたか。3、歳出は適正に執行されたか。4、町長の施政方針にある重点施策の成果はどうであったか。5、前年度決算審査特別委員会の指摘事項及び監査委員の指摘事項はどのように処理されたか。以上の点に留意し、審査いたしました。

まず、歳入から報告いたします。

令和6年度一般会計決算における収入済額は167億7,471万1,248円で、

調定額170億3,129万9,228円に対する収入割合は98.5%であります。収入済額を前年度と比較すると31億782万3,655円の増で、増減率は22.7%の増である。

増加の主な要因は、ふるさと納税寄附金等の実績に伴う寄附金12億3,181万34円の増や、繰入金5億6,447万810円の増、畜産クラスター事業等の県支出金4億8,311万7,880円の増によるものである。

また、前年度と比較し、減額となった歳入の主なものは、国庫支出金2,005万8,816円の減、使用料及び手数料1,545万3,816円の減が主なものである。

なお、ふるさと納税を含む寄附金の収入済額は57億6,340万8,934円で、このうち、企業版ふるさと納税寄附金が1億7,330万円となっている。収入済額の構成比で34.4%を占めており、依然として本町の貴重な財源となっていることから、今後も引き続き、リピーターや新規寄附者の獲得に努められたい。

自主財源である町税は、対前年度3,197万8,399円増の14億7,994万3,505円の収入済額で、調定額に対し徴収率は97.3%、収入済額の構成比では8.8%を占めている。

増加の主な要因は、太陽光発電設備等の課税客体の把握に努めたことによる固定資産税の増である。不納欠損額は5,470万447円で、前年度より4,857万2,174円の増となっている。増加の主な要因は、大崎町債権管理条例の規定に基づき地域経済循環創造事業交付金返還金等の債権が放棄されたことによるものである。町税は町財政の根幹をなす重要な財源であり、住民の公平負担の原則から、安易に時効完成による不納欠損を生じさせないよう、今後もさら努力されたい。

収入未済額については2億188万7,533円であるが、このうち、国等の交付決定に基づいた繰越明許費は1億3,984万965円であり、これを差し引いた額は6,204万6,568円となり、前年度と比較すると6,054万4,322円の減となっている。なお、繰越明許費分の収入未済額は全額国県の支出金である。

収入未済額の内訳は、町税の3,203万4,823円、使用料及び手数料367万1,800円、国庫支出金1億1,860万円、県支出金2,124万965円、財産収入299万9,500円、貸付金等の諸収入2,334万445円である。前年度同様、町税等の未済額が多く見られたことから、納期内納付を推進するとともに、納税意識の高揚に努められたい。

なお、収入未済となっている住宅新築資金等貸付金償還金等の私債権については、令和5年12月に施行された大崎町債権管理条例に基づき、適切かつ効率的に管理されたい。

以上のことを踏まえ、重点審査事項である歳入が、予算どおり適正に確保されたかについては、予算現額に対して収入済額が99.5%の収入率で、大方収入は確保されており、予算の執行においては影響はなかったものと判断されている。

以上で、歳入における報告を終わります。

次に、歳出について、班ごとにまとめた指摘事項の主なものとして、まず第1班の審査において、税務課所管では、委員から、固定資産家屋全棟調査業務委託について、令和4年度から令和8年度の5年間で実施されるとのことだが、今後の調査業務の計画はどうなっているか、また、以前、全棟調査を実施することにより固定資産税が増加し、5年間で計上している固定資産家屋全棟調査業務委託料は回収できる旨の説明があったが、当初の計画は踏襲されるのかとの問いに対し、固定資産家屋全棟調査自体は令和7年5月時点で終了している。今後は、未評価物件の評価や空き家等の所有者を特定する業務、死亡等による所有者変更業務を行い、令和9年度の賦課に向けて準備を進めていく。また、全棟調査について、税収増については委託業者からは年間2,000万円程度増収になる見込みがあると報告を受けており、6年から7年で委託料は回収できる見込みであるとの答弁でありました。

環境政策課所管では、不法投棄パトロール業務委託について、持留中沖線4箇所に監視カメラを設置しているとのことだが、それ以外にも不法投棄が確認される場所があると思うが、監視カメラを増設する考えはないかとの問いに対し、監視カメラは町内22箇所の重点区域をメインに設置しており、監視カメラを設置することによって不法投棄が少なくなった実績もあるため、重点区域と確認できる場所には設置したいと考えているとの答弁でありました。

河川水質検査について、町内の河川が12箇所ですべて年2回、定点での水質検査を実施しているとのことだが、新たな水質汚染が懸念される場所があるときは、検査箇所を変更するなど柔軟な対応をされるよう要望する。

リサイクル留学生プロジェクト業務委託について、インドネシア国バリ州のコーディネーター1名を、リサイクル研修活動を通じて人材育成をするということだが、JICA事業も含め、本町は長年インドネシア国のリサイクル事業を支援してきている。インドネシア国でも優秀なリサイクル人材を育成されてきており、自走を促す時期に来ていると思われることから、今後の取組に関して検討されるよう要望する。

企画政策課所管では、移住・定住対策事業について、環境配慮型定住住宅取得補助金や空き家等除去推進事業補助金など、移住・定住者の増加を図る施策が充実している。本町のこの取組については、町の広報誌やホームページ上で周知しているとのことだが、従来の情報提供手段に限らず、あらゆる広報媒体を積極的に活用し、

工夫した情報提供に取り組み、持続可能な町の実現に努められたい。

さらに、本町の移住・定住対策事業を活用された方を対象にアンケート調査を実施し、その結果を分析することによって新たな施策や効果的な施策の参考になるものと思われるため、研究されるよう要望する。

保健福祉課所管では、曾於南部厚生事務組合養護老人ホーム負担金について、この負担金は養護老人ホーム宝寿園の運営を支援するための負担金であるが、現在、施設の定員60名に対して入所者は33名で、介護保険制度が創設されてから、介護が必要な入所者は介護施設に移動されるなど定員に達しない状況が続いているとのことだが、施設運営の在り方について検討を深められるよう関係機関に助言されたい。

医療相談アプリの使用について、このアプリは未就学児のいる世代がスマートフォンを使用して24時間365日無料で医師に相談できるものであるが、登録者数は71世帯で、登録率は22.6%だった。アプリの使用に関して様々な広報手段を用いて周知啓発に取り組んでいるようだが、利用者の声を直接反映させるなど、アプリの登録者数の増加につながるよう周知方法を工夫されるよう要望する。

総務課所管では、施設整備事業基金積立金について、この積立金は公共施設の工事や大規模補修等の財源として積み立てているものであるが、今後、中央公民館や庁舎などの大規模な公共施設の整備費が必要となる。公共施設管理計画に基づき、それぞれの施設更新、改修がなされると思うが、施設の目的に応じた新たな基金創設を検討することや、中・長期基金積立て計画を策定するなど、将来にわたって健全な財政運営を行えるよう努められたい。

消防団員報酬について、消防団員定数240名に対し、実人数は200名で40名不足している状況である。消防団は町民の生命・財産を守る重要な役割を担っており、団員不足による消防団活動に支障が生じないよう、消防団員の処遇改善や消防団活動の内容改善など、消防団と連携しながら消防団に加入しやすい環境整備に向けた検討をされ、引き続き、消防団員確保に努力されたい。

以上が、1班の報告であります。

次に、2班の審査において、建設課所管では、河川樋門開閉について、内水面氾濫や河川の逆流対策として開閉指示の時間等が迅速に対応できない可能性がある。今後、災害防止の観点から、迅速な災害対応措置の検討をされたい。

町道及び県道の伐採作業について、特に通学路など、こまめな点検を実施され、早めの対応を要望するとともに、関連する自治公民館との連携も考慮されたい。

昨年の指摘事項、公営住宅の困窮について、現在180戸の管理を実施しているが事情に応じた解体・新築等を検討されたい。

農業委員会所管では、昨年の指摘事項の、農業委員会の委員会の出席率はほぼ改善していることがうかがえる。耕作放棄地が増加傾向にある農林振興課とも協議し、耕作放棄地、遊休農地が農業法人等の耕作地に隣接するようであれば、情報など提供し削減に努めるよう要望する。

教育委員会管理課所管では、リサイクル奨学金の申請者が47件との説明であるが、採択不採択の数が把握されていない。所管事業であることから、数字について把握しておくべきである。

英語検定については助成されているようだが、今後は漢字検定、数学検定等の助成も実施すべきである。多くの町民、子供たちが広く学べる場を提供できるよう努めていくよう要望する。

また、学校施設の修理・整備については、学校設置者の責任において整備されるべきである。

スクールバス乗車時の安全性を考慮して、席次等を考慮したルール作成が必要と思われる。早急な改善を望む。

社会教育課所管では、横瀬古墳など草刈り業務委託について、作業用資材等が高騰している現状を踏まえ、委託先と協議し、委託料の見直しが必要と思われる。さらに、伐採作業の燃料代金が需要費から支出してあるが、委託料の中で処理すべきと思われる。

農林振興課所管では、商品開発業務委託で作成されたコンセプトデザインやテキストなどが公表されず、一部の契約農家だけのものになっている。広く公開されたい。

サツマイモ基腐病の補助金について、明確な検証がなされていない。検証されるよう要望する。

構造改善センター管理委託については、管理を組織化する方策の検討も必要ではないか。地域おこし協力隊、ワーカーズコープとの契約、地域おこしサポート業務は限られた地域や一過性のイベントで終わっている。町内には多くの竹林があることを考えると、本事業を継続するのであれば、より障害者や高齢者の働く機会の創出、町内全域を見渡した事業とするべきである。

商工観光課所管では、地域活性化施設野方あらさの管理委託の契約では施設を活用したイベント開催が規定されているが、近年実施されていない。契約事項を遵守するように指導すべきである。

スポーツ観光事業の関係について、地域の盛り上がり、地域経済の活性化等を考え、地域おこし協力隊、商工観光課、商工会、関係団体とも連携したイベントの開催を要望する。

くにの松原キャンプ場委託について、猫がいて不衛生であるとの苦情も聞く。公共施設で飼育とは考えられないので、今後、委託契約の中に盛り込むべきである。

以上が2班の報告であります。

最後に、全体を通して、審査結果における指摘事項や様々な要望等については、次年度の予算に反映させるよう努められたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと委員全員の意見の一致をみた次第であります。

なお、ただいま申し上げました事項については、議会の意見として町長に申し入れることが適当である旨、委員会で決定しております。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第1号「令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

よって、認定第1号「令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

ここで、さらにお諮りします。

ただいまの委員長報告の中にあります意見については、議会の意見として町長に申入れをされたいとの要望であります。町議会議長名をもって町長に申入れすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告の意見については、町議会議長名をもって申入れすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 認定第2号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第3号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第4号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第7、認定第2号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、認定第3号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第9、認定第4号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任副委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任副委員長（稲留光晴議員） ただいま議題となりました認定第2号及び認定第3号、認定第4号について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、去る10月2日に委員会を開催し、担当課長並びに担当職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

まず、認定第2号、令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額17億6,147万3,298円、歳出総額17億4,905万8,460円で、歳入歳出差引額が1,241万4,838円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

質疑に入り、人口減少や働き方改革に伴う社会保険加入者の増加等により国民健康保険被保険者数も年々減少傾向にある中で、今後の国民健康保険制度の運営の在り方についてどのように捉えているかとの問いに対し、制度的に国民健康保険料は鹿児島県内で統一するという方向で動いている。そういった意味でも、他の自治体と比べて保険料が上がらない努力はしていきたい。生活習慣病を防ぐための健康増進や特定健康診査の受診率向上に努め、医療費の抑制に引き続き取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、認定第3号、令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額2億3,124万1,600円、歳出総額2億2,630万2,060円で、歳入歳出差引額が493万9,540円となり、この全額が翌年度へ

の繰越金となっております。

長寿健診の受診率が、令和5年度以降、大幅に下がっているのは生活習慣病で受診中の方も受診対象者に含めることとなったとのことであるが、算定方法変更後の受診率を向上させる対策はとられているかとの問いに対し、生活習慣病で通院中の方については、検査結果の情報を提供していただければ長寿健診を受診したものと見なされることから、対象者と病院に情報提供を依頼する文書を送付するなど受診率向上に努めているとの答弁でありました。

次に、認定第4号、令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額20億7,909万5,182円、歳出総額18億9,056万5,880円で、歳入歳出差引額が1億8,852万9,302円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

以上、認定第2号、認定第3号、認定第4号について、討論を求めましたが討論はなく、採決の結果、認定第2号、認定第3号、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと、全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。認定第2号の副委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号の副委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号の副委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第2号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第2号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳

出決算認定について」、副委員長の報告は認定であります。副委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数。

よって、認定第2号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第3号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、副委員長報告は認定であります。副委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

よって、認定第3号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第4号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、副委員長報告は認定であります。副委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

よって、認定第4号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 認定第5号 令和6年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第 1 1 認定第 6 号 令和 6 年度大崎町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 1 2 議案第 5 0 号 令和 6 年度大崎町水道事業剰余金の処分について

日程第 1 3 議案第 5 1 号 令和 6 年度大崎町公共下水道事業剰余金の処分について

○議長（吉原信雄議員） 日程第 1 0、認定第 5 号「令和 6 年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第 1 1、認定第 6 号「令和 6 年度大崎町公共下水道事業会計決算認定について」、日程第 1 2、議案第 5 0 号「令和 6 年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、日程第 1 3、議案第 5 1 号「令和 6 年度大崎町公共下水道事業剰余金の処分について」、以上 4 件を一括議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中山美幸議員） 令和 6 年度大崎町水道事業会計決算認定について、ただいま議題となりました認定第 5 号、令和 6 年度大崎町水道事業会計決算認定について、認定第 6 号、令和 6 年度大崎町公共下水道事業会計決算認定について、並びに議案第 5 0 号、令和 6 年度大崎町水道事業剰余金の処分について、議案第 5 1 号、令和 6 年度大崎町公共下水道事業剰余金の処分について、以上 4 件について、文教経済常任委員会における審査の結果と経過について報告いたします。

当委員会は、去る 1 0 月 2 5 日、委員会を開催し、水道課長及び関係職員の出席を求め、説明を求め、審査いたしました。

初めに、認定第 5 号、令和 6 年度大崎町水道事業会計決算認定について、令和 6 年度の給水収益は 1 億 8, 2 3 7 万 7, 0 0 0 円で、対前年度比 1. 5 8 % の減額となっております。

質疑について、昨年度と比較し有益水量が減少した理由について問い、水道本管の老朽化による漏水が想定される。今年度において職員において夜間漏水調査を実施し、有収率の向上に努めていくとの答弁であります。

次に、認定第 6 号、令和 6 年度大崎町公共下水道事業会計決算認定について、令和 6 年度総収入が 2 億 4, 8 2 9 万 4 4 6 円、総費用が 2 億 3 1 5 万 7, 5 5 1 円で、純利益が 4, 5 1 3 万 2, 8 9 5 円となっております。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑はありませんでした。

続きまして、議案第 5 0 号、令和 6 年度大崎町水道事業剰余金の処分について、令和 6 年度の未処分利益剰余金の 9 億 8, 6 4 8 万 1, 4 8 4 円のうち、2, 1 0 9 万 5, 8 9 9 円が未処分利益剰余金となり、このうち 2, 0 0 0 万円を建設改良積立金に積み立て、残り 1 0 9 万 5, 8 9 9 円が翌年度への繰越しとなっております。

質疑に入りましたが、特筆すべき質疑はありませんでした。

次に、議案第 5 1 号、令和 6 年度大崎町公共下水道事業剰余金の処分について、令和 6 年度の未処分利益剰余金 4, 5 1 3 万 2, 8 9 5 円のうち、減債積立金 5 0 0

万円、建設改良積立金3,500万円を積み立てて、残り510万2,895円を翌年度への繰越しとなっております。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、認定第5号、認定第6号、議案第50号、議案第51号について、討論を求めましたが討論はなく、採決の結果、認定第5号、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと、議案第50号、議案第51号については可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。認定第5号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第5号「令和6年度大崎町水道事業会計決算認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第5号「令和6年度大崎町水道事業会計決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

よって、認定第5号「令和6年度大崎町水道事業会計決算認定について」は認定

することに決定しました。

次に、認定第6号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計決算認定について」、
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第6号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

よって、認定第6号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計決算認定について」
は認定することに決定いたしました。

次に、議案第50号「令和6年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、討論
はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第50号「令和6年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、
委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成
の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

よって、議案第50号「令和6年度大崎町水道事業剰余金の処分について」は可
決することに決定いたしました。

次に、議案第51号「令和6年度大崎町公共下水道事業剰余金の処分について」、
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第51号「令和6年度大崎町公共下水道事業剰余金の処分に

ついて」、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

よって、議案第51号「令和6年度大崎町公共下水道事業剰余金の処分について」は可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。次は11時10分から行います。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

-----○-----

日程第14 発議第1号 大崎町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の提出について

○議長（吉原信雄議員） 日程第14、発議第1号「大崎町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の提出について」を議題といたします。

本案について、大崎町議会議員定数条例審査特別委員長の報告を求めます。

○大崎町議会議員定数条例審査特別委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました発議第1号「大崎町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の提出について」、審議の経過と結果の報告をいたします。

本件は、9月18日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、11月11日に委員会を開催し、近隣市町の議員定数、報酬も参考に、自由討議にて審議いたしましたので、委員会での主な意見について御報告いたします。

議員定数を少なくすることによるメリット・デメリットについての議論や、現在の議員の在り方などを検証しながら、その定数削減についてはもっと議論すべきであるという意見。他の市町村を見てみると議員改革は進んでいるが、まずは自分たちの改革や議会の在り方の改革を先にすべきではないかという意見。議員数については、人口1,000人当たり1人というのは確かな根拠が示されていない、議員定数削減についてはもう少し議論が必要ではないかという意見、定数が削減された場合、現在の常任委員会制度が難しくなるのではないかと懸念されるため、議会運営の在り方や、現在策定されている大崎町議会基本条例の遵守や見直しが必要ではないかという意見が出されました。

自由討議を終結し、討論に入りましたが討論はなく、その後、採決に入り、発議

第1号、大崎町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の提出については、賛成者少数のため否決でありました。しかしながら、今後も、本課題については議会改革を含め協議すべきとの結論で、委員会の総意として定数と報酬を分離した議論を継続して、住民意見を収集した透明性のある合意形成を目指すべきであるとの意見の一致をみました。

最後に、委員長所見として、定数問題は単純な数あわせではなく、議会の資質向上と住民の合意形成が不可欠であり、改革プロセスと目的の明確化が必要で、今後の議論の焦点となると考えています。

以上で、大崎町議会議員定数条例審査特別委員会における審議の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。発議第1号「大崎町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の提出について」、委員長の報告は賛成少数で否決であります。したがって、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立少数です。

よって、発議第1号「大崎町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の提出について」は原案のとおり否決されました。

-----○-----

日程第15 議案第52号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第5号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第15、議案第52号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,044万8,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を155億7,380万円にするものでございます。歳出の主なものは、くにの松原キャンプ場展望遊具解体工事、障害福祉等サービス費や認定子ども園等に係る施設型給付費などの補正でございます。

歳入は、国県支出金、地方交付税、ふるさと応援基金繰入金の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出のほうから主なものについて御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目14諸費、節22償還金、利子及び割引料415万9,000円は、令和6年度に実施した各種健康増進、乳幼児医療等に係る各種事業の実績確定に伴う国庫補助負担金の返還金でございます。

11ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目7障害者福祉費、節19扶助費2,179万円は、各種障害福祉サービス費の実績見込みに伴う補正でございます。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19扶助費5,961万9,000円は、実績見込みに伴う施設型給付費5,886万9,000円、ひとり親家庭医療費助成金75万円の補正でございます。

12ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目7国民健康保険事業総務費、節27繰出金は合計で118万5,000円の減でございますが、これは説明欄にございます各繰出金の実績見込みに伴う補正でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目7畜産業費、節14工事請負費900万円は、9月補正で計上いたしました畜産関係車両消毒場整備工事について、排水関係など施工内容の見直しに伴い補正を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目3観光費、節14工事請負費1,300万円は、くにの松原キャンプ場展望遊具解体工事でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金500万円は、県道黒石串良線の工事費の変更に伴う県単道路整備事業負担金の補正でございます。項4都市計画費、目2公園費、節12委託料9万円、及び節16公有財産購入費50万4,000円の補正は、ふれあいの里公園の駐車場拡張に伴う用地取得に係る経費でございます。

14ページをお願いいたします。款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節10需用費100万円は、防火水槽の漏水に係る修繕費でございます。

款9教育費、項2小学校費、及び項3中学校費の補正につきましては、小中学校の光熱水費のほか、ガス代、電話代の実績見込みに伴う補正でございます。

15ページをお願いいたします。項5保健体育費、目2体育施設費、節12委託料59万7,000円は、総合体育館管理委託料の補正でございます。

款10災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節13使用料及び賃借料300万円は、9月の大雨による農道災害や水路災害の復旧作業に係る機械借上料でございます。

歳出の最後に予備費を載せてございますが、これは財源の調整によるものでございます。

これで歳出を終わらせて、次に歳入の主なものについて御説明いたします。8ページをお願いいたします。

款11地方交付税、目1地方交付税3,500万円は、財源の調整でございます。

款15国庫支出金及び、次の9ページをお願いいたしまして、款16県支出金につきましては、総じて説明欄に記載してございます各事業等の実績見込み等に伴い補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。款19繰入金、項1基金繰入金、目4ふるさと応援基金繰入金1,590万円は、歳出で計上いたしました施設型給付費などの財源とするものでございます。

款20繰越金、目1繰越金350万9,000円は、財源の調整によるものでございます。

款21諸収入、目1雑入647万8,000円は、療養給付費負担金の過年度実績確定に伴う返還金279万2,000円、及び障害児入所施設給付費等国庫負担金の過年度実績に伴う精算金368万6,000円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。表内に記載してございます3つの事業は、いずれも事業実施までに準備期間を要するため、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定め、記載のとおり追加するものでございます。

以上で説明を終わりますが、16ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

○1番（藤田香澄議員） まず、12ページの畜産業費、工事請負費の畜産関係車両消毒場整備工事なんですけれども、これは当初計上してあったものと合わせて総額が、これによって幾らになるのか、あと、事前に変更の部分は予測できなかったのかをまず1点目。

そして、2点目が、13ページのくのにの松原キャンプ場展望遊具解体工事なんですけれども、これは以前から話が出ておりましたけれども、今回解体することによって、今後の方向性、解体によって、何かこのように場所を活用していくというような予定が今のところあるのかどうか、そういった全体的なキャンプ場一帯の今後の発展について、どのような計画があるのか。その中での解体工事なのかの確認と、あと、その下の公園費のところ、先ほどふれあいの里公園の用地取得費とあったんですけれども、これは具体的にどの部分の用地取得になるのか教えてください。

○町長（東 靖弘君） ただいま、3点ほど御質問がございましたので、それぞれ担当課長のほうから答弁させていただきます。

○農林振興課長（鎌田洋一君） まず、初めに、総体の予算でございますが、現予算が2,400万円ございます。今回900万円をお願いする予定でございますので総額3,300万円になるかと思えます。

想定されなかったかということなのですが、図面があれば説明しやすいんですが、入り口の長さが70メートルほどあります、今、側溝のところは暗渠になっておりますが、飼料の車が積載をして最大で25トンの車が乗り入れをするという想定が、暗渠の蓋が耐えられないというのが発覚しまして、その70メートルをすべて替えてしまうと、相当のまた金額が上がりますけど、入り口、出口と2箇所を設定しまして、その真ん中にはガードレールをしまして、少しでも安価で済むように設計を見直したというのが主なところでございます。あとは、小さなところを言えば、隣に農業公社があるんですが、農業公社がちょっと低いんですけど、危険性がないようにガードパイプをしたり、細かいそういうところの変更になって、総額900万円あれば足りるだろうということで変更してあります。

○商工観光課長（上野明仁君） くのにの松原キャンプ場展望遊具解体工事の質問ですけれども、建築されてから数十年たっておりまして老朽化が進んでいるということで危険ということで、解体工事を進めるわけなんですけれども、解体後につきましての跡地は、今のところ、まだ未定でございます。

以上です。

○建設課長（美戸博明君） 続きまして、ふれあいの里公園の駐車場の予定地でございますが、体育館北側にあります宅地956平米、それから山林2筆371平米と350平米の土地を買収予定で、そこを今後、駐車場に改造する予定でございます。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（児玉孝徳議員） 5ページの債務負担行為補正について質問いたします。スクールバス運行业務委託料なんですけど、野方滞留方面が2路線、菱田方面が1路線、

中沖方面が1路線となっておりますが、これまで菱田、中沖は1路線で1台のバスで賄っていたと思うんですけど、このへんが各菱田が1路線、中沖が1路線になったのか。それから、野方持留方面が2路線になっていきますけど、これは2台走るといふことでしょうか。このへんをお聞かせください。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

まず、菱田方面ですけれども、2路線になったのは6年度から運営しております。野方発大崎中、菱田発大崎中の2路線でございます。野方方面につきましては、表現が野方持留方面となっておりますけれども、東中組集落発が1本、それから曲集落発が1本ですので、路線方向が違いますので2本ということでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 大型バスが必要ということで説明を最初受けていたと思うんですけど、菱田中沖路線、それが2路線になったということですね。バス停ですね、菱田の中学校跡地に以前あったんですけど、今は改善センターのほうに移っているんですけど、ここが縁石が非常に邪魔になってバスが入れにくいという話を業者から伺ったことがあるんですけど、改善センターをずっと使用するつもりなのかどうか、そのへんをお聞かせください。

○教委管理課長（相星永悟君） 改善センターを発にしたときは、運行会社のほうと打合せを行いまして現状で大丈夫ということしておりますけれども、縁石云々についての御指摘は受けておりませんので、また業者のほうと話を詰めてみたいと思います。

それから、今のところ、菱田中学校跡地が今まであったわけですが、今回、企業進出ということで場所を変えざるを得なかったわけですが、また新たに、今までアスリートトレーニングセンターを活用されていたということですので、別途また駐車場を求めることがあれば、そちらのほうに移して運用ができることも念頭に置いて考えてみたいと思いますが、当面のところは改善センターでの発着となります。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第16 議案第53号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)

○議長（吉原信雄議員） 日程第16、議案第53号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ122万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億8,826万9,000円とするものでございます。補正の主なものは、過年度交付金の償還金、及び一般会計繰入金の一部確定に伴い、補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは御説明いたします。

今回の補正の主な内容は、過年度交付金や繰入金の確定等に伴いまして補正するものでございます。まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお開きください。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分と、次の項2後期高齢者支援金等分、次の項3介護納付金分までは、歳入の繰入金の補正に伴います財源変更でございませぬ。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2保険給付費等交付金償還金は122万8,000円でございますが、前年度保険給付費等交付金の確定に伴う償還金でございます。

以上で歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。6ページを御覧ください。

款6繰入金、目1一般会計繰入金118万6,000円の減は、説明欄にあります目的ごとの繰入金の確定及び実績見込みに伴うもので、一般会計から繰り入れるものでございます。

款7繰越金、目1前年度繰越金241万4,000円の増は、前年度繰越金の確定に伴う増でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定

により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第 17 議案第 54 号 大崎町くのにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第 17、議案第 54 号「大崎町くのにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次の者を大崎町くのにの松原キャンプ場の指定管理者として指定するものでございます。

指定管理者は、大崎町菱田 1317 番地 2、アウトドアネットワーク株式会社でございます。

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとするものであり、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○商工観光課長（上野明仁君） それでは説明いたします。

ただいまの町長の提案理由にありましたように、大崎町くのにの松原キャンプ場の指定管理者の指定については施設の名称、指定管理者及び指定の期間については町長提案のとおりでありますので、ここでは指定管理者の選定の経緯について説明させていただきます。

指定管理者の選定につきましては、大崎町くのにの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例第 6 条指定管理者募集要項、及び大崎町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第 3 条に基づきまして、大崎町くのにの松原キャンプ場の指定管理者を公募により募集いたしました。

募集の結果、2 者から申請書の提出があり、大崎町の公の施設の指定管理候補者の選定、そのほか指定管理者制度の適正な運営を行うために外部の有識者 2 名を含む指定管理候補者選定委員会を開催しまして候補者が選定され、町長に対しまして、指定管理候補者として推薦されました。

そこで、指定管理候補者選定委員会の推薦者を、次期指定管理候補者として議案書のとおり提案するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。議案第 54 号「大崎町くのにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号は、指定管理者の指定に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、指定管理者の指定に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く9名の諸君を指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時38分

再開 午前11時42分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、鷲東慎一議員、副委員長に10番、中山美幸議員が選任されました。

重ねてお諮りいたします。議案第54号の審査の際に証書類は審査の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合は考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託し付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、指定管理者の指定に関する審査特別委員会に対し地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託し付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 議案第55号 大崎町益丸プールの指定管理者の指定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第18、議案第55号「大崎町益丸プールの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の者を大崎町益丸プールの指定管理者として指定するものでございます。

指定管理者は、大崎町菱田1317番地2、アウトドアネットワーク株式会社でございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○商工観光課長（上野明仁君） それでは説明いたします。

ただいまの町長の提案理由にありましたように、大崎町益丸プールの指定管理者の指定については、施設の名称、指定管理者及び指定の期間については町長提案のとおりでありますので、ここでは指定管理者の選定の経緯について説明させていただきます。

指定管理者の選定につきましては、大崎町益丸プールの設置及び管理に関する条例第6条指定管理者募集要項、及び大崎町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条に基づきまして、大崎町益丸プールの指定管理者を公募により募集いたしました。

募集の結果、2者から申請書の提出があり、大崎町の公の施設の指定管理候補者の選定、そのほか指定管理者制度の適正な運営を行うために外部の有識者2名を含む指定管理候補者選定委員会を開催しまして候補者が選定され、町長に対しまして、

指定管理候補者として推薦されました。

そこで、指定管理候補者選定委員会の推薦者を、次期指定管理候補者として議案書のとおり提案するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

- 議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 11番（鷲東慎一議員） 1点だけ御確認させていただきたいんですが、益丸プールに関しましては、観光在り方協議会で大規模改修工事が予定されていますよね。この期間に被る可能性がありますよね。そのへんの整合性ですね、どのような取扱いを考えていらっしゃるのか。この部分はくにの松原の部分もあるのかもしれませんが、今の私の質問に関してはプールに限定して構いませんので、そのへんをお答えください。

- 商工観光課長（上野明仁君） 指定管理者の決定がされましたら、決定された事業者、今後、在り方検討委員会での話も含めまして、今、期間を5年と設定をしておりますけども、そこがその施設の整備時期が決まり次第、そこを3年にするのか、5年にするのかを次期の指定管理者とは協議をさせていただきたいと考えております。

以上です。

- 11番（鷲東慎一議員） 今の話の確認ですけど、これで選定された場合、もし工事期間が被った場合は、その都度話をして指定管理を降りてもらって、できないわけですから予算を削除するという考えでよろしかったですか。

- 商工観光課長（上野明仁君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

- 議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれを持って終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号は、指定管理者の指定に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、指定管理者の指定に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。特別委員会の委員長及び副委員長の互選については、議案第54号において選任された委員長及び副委員長と同様の取扱いとしたいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員長及び副委員長は、議案第54号と同様の取扱いとすることに決定いたしました。

重ねてお諮りします。議案第55号の審査に対して証書類は審査の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求め必要がある場合は考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託し付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、指定管理者の指定に関する審査特別委員会に対し地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託し付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第19 議案第56号 防災行政無線設備（親局）更新作業業務委託契約の締結について

○議長（吉原信雄議員） 日程第19、議案第56号「防災行政無線設備（親局）更新作業業務委託契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度に整備した防災行政無線設備のうち、親局の操作卓に関する更新作業業務委託でございます。この業務委託契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条令第3条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、議案書に沿って御説明いたします。

議案第56号、防災行政無線設備（親局）更新作業業務委託契約の締結について御説明いたします。

- 1、契約の目的は、防災行政無線設備（親局）更新作業業務委託でございます。
- 2、契約の内容は、防災行政無線設備（親局）の更新及び撤去でございますが、防災行政無線設備のうち、親局の操作卓及び関係機器の更新作業でございます。
- 3、契約の金額は、7,216万円でございます。
- 4、契約の方法は、随意契約による契約でございます。随意契約を選択した理由

でございますが、本町の防災行政無線は60メガヘルツ帯のデジタル防災無線と400メガヘルツ帯の地域コミュニティ無線（個別受信機）が電氣的に接続されており、異なる周波数帯のシステムが一体的に運用されております。今回更新する操作卓が両方の無線システムを制御するため、接続機器の互換性が極めて重要となります。既存設備と異なるメーカーの製品を導入すると、通信障害や制御不具合が発生する可能性があり、災害時の情報伝達に支障を来すおそれがあります。そのため、既存設備の地域コミュニティ無線の開発元であり、更新機器の特約店でもある1者との随意契約が、最も合理的かつ安全な選択と判断したところでございます。

次に、5、契約の相手方は、鹿児島県鹿児島市西谷町1554番地1、芝浦電子工業株式会社、代表取締役、堂満慎一でございます。

なお、2枚目以降に参考資料として、見積り執行調書及び仕様書を添付しておりますので御参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） この音声調整卓についてですね、以前、私は不備について申し上げたことがあったと思っております。まず、自動プログラムによるコミュニティ放送が時間帯が行政の分と重なるとあった場合に、地域コミュニティが消されてしまっているんですね。それが防災訓練のときの放送です。何月何日、防災訓練がありますので参加してくださいと。ところがそれは放送されないんです。同じ時間帯に役場の放送がされました。若干時間がずれていましたね、5秒から10秒ずれていました。私の入力したコミュニティはチャイムだけが鳴りました。それは集落の方々に確認をいたしました。それと、現在、音声変換を使っているようですが使っていないようですね、トラブルがあつて。でも、住民サイドからすると、これは使う必要はないんじゃないかなと思っております。実際の担当課の生の声のほうが心に響きやすいんですよ。ただ、課が違って、同じ声で流れてくる、それだけのことなんです。やはり住民の方々にそういったことを連絡するときは心を込めた放送、心を込めた伝達の仕方を十分していただきたいと思っておりますが、この点について改善されるかどうかお伺ひさせていただきます。

○総務課長（宮本修一君） 今、防災行政無線と地域コミュニティ無線の時間帯が重なった場合に、コミュニティ無線の情報が削除されるというようなお話だと思っております。そのところについては、実際、私、認識しておりませんでした。そういう状況があるのであれば、課内に持ち帰らせていただいて対応を協議させていただきたいと思っております。

あと、操作卓の機能の1つに、音声合成機能の装置がありますけれども、議員さ

んがおっしゃいますように、職員の生の声で放送したほうが住民の受け取り方が違うという御指摘ですので、こちらのほうも協議をさせていただければと思います。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 放送がダブるといいますか、一緒になった場合、周波数を2つに分けている部分で1つの発信器のほううまく操作していないんじゃないかなと思ったりするんですね。60メガ帯と450メガ帯、いずれかのほうで不具合が起きている可能性があるかもしれない。よく調査されるように要望しておきますし、もう1つは、またこの次に考えたら発したいと思います。是非、心を込めた放送、そういうふうには是非務めていただくように重ねて申し上げておきます。

○1番（藤田香澄議員） 教えていただきたいのは、今回の更新は具体的にどこかの耐用年数がきていての更新になるのか、あと、地域コミュニティ無線のほうで最近御相談としてあるのが、もともと聞こえていたけれども聞こえづらくなっているというお話を何件かいただくんですけれども、これは今回、親局の更新によって改善の可能性があるものなのか、それとも、それとはまた違う部分での更新になるのかを教えてください。

○総務課長（宮本修一君） 今御質問のありました、防災行政無線の親局の操作卓でございますけれども、この機器につきましては導入から13年が経過したものになります。ですので、基盤などの電子部品の経年劣化によって、先ほど出ましたように音声合成機能のプログラムが作動しないというようなことがあります。今後とも同じような機器につきましても障害の発生のリスクが出てくるということで、今回、親局のほうの更新を行うものになります。

あと、もう1つのほうですけれども、コミュニティ無線につきまして、今回、親局を更新することで聞こえづらさが解消されるのかということですが、無線ですので状況はそう変わらないだろうと思います。コミュニティ無線が聞こえなくなったということであれば、周りの環境、周りに木が伸びて無線を受信しづらくなったとか、そういうことであれば無線の位置を家屋の中で変えたりとかという対応はできると思いますので、聞こえづらくて解消されない場合は、また総務課のほうに御相談いただければと思います。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

今の、基盤などの経年劣化による更新ということなんですけれども、本件に関しては一体的にすべて更新するという認識であっていますでしょうか。

○総務課長（宮本修一君） 親局につきましては、今、役場庁舎2階の無線室に設置しております。それ以外の部分につきましては、屋外拡声子局、スピーカーが付いた

子局がありますけども、今回の更新につきましては、役場庁舎内の無線室にある親局のみの更新という形でございます。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今質問がありました、親機の更新ということで、個別受信機の更新の時期というのはいつぐらいになるんでしょうか。

○総務課長（宮本修一君） 関係機器の個別受信機につきましては、今回は親機のほうを優先して更新するということですがけれども、やはり個別受信機のほうも経年劣化によって故障が散見される時期がいつかは来る可能性がありますので、そこは時期を見極めながら、今後また検討させていただけたらと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 屋外の拡声器、スピーカーですね、とかの更新時期はまだ未定ということでよろしいですか、個別受信機。

○総務課長（宮本修一君） おっしゃるとおり、今のところ未定です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第56号「防災行政無線設備（親局）更新作業業務委託契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号「防災行政無線設備（親局）更新作業業務委託契約の締結について」は可決されました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、
本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後0時10分

第 2 号

1 2 月 1 0 日 (水)

令和7年第4回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月10日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（10番，11番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
3番 岡元修一	9番 中倉広文
4番 富重幸博	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 鷺東慎一
6番 稲留光晴	12番 吉原信雄

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

8番 宮本昭一

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	鎌田洋一
副町長	千歳史郎	建設課長	美戸博明
教育長	穂園正幸	農委事務局次長	松元昭二
会計管理者	岡留和幸	水道課長	川越龍一
総務課長	宮本修一	教委管理課長	相星永悟
企画政策課長	渡邊正一	社会教育課長	西竹信也
商工観光課長	上野明仁	税務課長	谷迫利弘
町民課長	本松健一郎		
環境政策課長	竹本忠行		
保健福祉課長	岩元貴幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	久保健一朗
次長兼調査係長	上橋孝幸

次長兼議事係長 松 元 幸 紀
庶務係主任 西 ゆ か り

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、中山美幸議員及び11番、鷲東慎一議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（吉原信雄議員） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は通告順により許可いたします。

まず、5番、児玉孝徳議員の質問を許可いたします。

○5番（児玉孝徳議員） 皆さん、おはようございます。

今回、私は、本町の少子化と学校経営について質問いたします。

近年、全国的に少子化が進む中、本町におきましても出生数の減少が顕著であります。大崎町の出生数は、平成の初期には年間100人規模で推移していたものが、近年では四、五十人程度にまで減少している状況と承知しております。

このような大きな変化は、当然ながら町内の児童・生徒数にも影響を及ぼしており、小中学校の児童・生徒数も10年前と比べて約4割減となっております。このような状況は、学校規模の適正化や教育課程の維持、人材配置、さらには学校運営全般に影響を及ぼす可能性があると考えます。

そこで、次の点について、教育長にお伺いいたします。児童・生徒数の現状と将来推計についてですが、まず、本町における児童・生徒数の現状と、五、六年後の推計について、教育委員会としてどのように把握しているのかお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 本町の児童・生徒数の現状と将来推計につきましてお答えいたします。

本年の12月1日現在の児童・生徒数につきましては、各学校ごとに、大崎小学校295人、菱田小学校49人、中沖小学校52人、持留小学校26人、大丸小学校50人、野方小学校86人、大崎中学校311人でございます。

次に、今後の推計につきましては、各年齢ごとの数を基に把握しております。令和6年度に出生した子どもが小学1年生として入学する令和13年度の推計でございますが、本年度と比較いたしまして、大崎小学校は89人減の206人、菱田小学校は2人減の47人、中沖小学校は15人減の37人、持留小学校は7人減の1

9人、大丸小学校は25人減の25人、野方小学校は42人減の44人、大崎中学校は33人減の278人でございます。

全体的に見ますと、令和7年度の児童・生徒数は869人ですので、これから令和13年度は213人減の656人になる予定とされております。このように、児童・生徒数は減少傾向にあるところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今、教育長からお答えいただきましたが、少子化が学校経営に及ぼす具体的影響について質問いたします。

児童・生徒数の減少に伴い、小学校では1学年10名未満の学年が見られる状況で、中学校でも学級数の減少などが生じてくると聞いております。近年の出生数が40人から50人程度となっていることを考えたら、今後、町内の6校で割ったら1校七、八人ほどになりますが、大崎小などに多くの子どもが通うと思いますので、あとの学校はですね二、三人ほどになるのではと危惧しております。

こうした少人数化が教育活動や学校運営にどのような影響をもたらしているのか、教育長の課題認識をお伺いいたします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

少子化によりまして学校の小規模化が進むことで、次のような具体的な影響があるのではないかと捉えております。

まず、教職員が減少いたします。このことに伴い、先生1人に対する校務が増え、負担が大きくなることが考えられます。

次に、児童・生徒への影響といたしまして、クラス替えができなくなることにより人間関係が限定され、固定化することが予想されます。

また、授業等においては、多様な意見や考えに触れることが難しくなり、考えの広がりや学びが深まらないという課題も発生いたします。さらに、大人数のチーム対抗などのスポーツ活動や部活動などのチーム構成、あるいは合唱・合奏が困難にあるという課題なども挙げられます。

保護者におきましては、参加する学校の様々な活動において負担感が増えていくのではないかと考えられます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今、教育長からですねいろいろな課題が発生するということでお答えをいただきましたが、本町ではICT端末の活用や教科担任制の導入など、小規模化による影響への対策を進めていると承知しておりますが、その具体的成果と今後の改善点についてお示しくください。

○教育長（穂園正幸君） 小規模校対策といたしましては、先ほど議員のほうからもあ

りましたように、ICT機器の活用による指導方法の工夫、あるいはAIドリルの活用、特別支援教育支援員等の人的配置による支援体制の強化等を図っております。

また、本町では、本年度、教師の授業力向上といたしまして、県の総合教育センター主催の複式学習指導の研修を開催いたしまして、町内13名の先生方が参加いたしました。さらに、町音楽発表会、陸上記録会、小学校6校での小・小交流、SDGs発表会などを行い、多様な意見の交流、人間関係の形成の保障に努め、成果を上げているところでございます。

今後も、教職員の授業力、複式指向上の職員研修の実施や、複式学級のある学校間でのオンラインによる交流、先生方の校務の負担軽減を図るため、校務支援関連のソフトの導入、教育業務支援員の配置などの人的支援ができないか研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 私はですね、今、現場の教員の負担は限界に近く、現行の体制だけで新たな施策を進めるのは現実的ではないと考えております。したがって、ICT支援員の増員や、地域と連携したサポートなど、外部人材も含めた体制強化が不可欠と考えます。

その前提で、学校間連携やICT活用を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 先ほども申し上げましたが、教員の数が児童数が減ってきますと教員の数が必然的に減ってまいります。議員がおっしゃるとおり教員の負担感が増えていくわけでございます。

そういう部分の中で、支援員を増やしていくとか、あるいは以前から申し上げております郷中学舎みたいな、地域の方々が見守っていただく体制とか、そういう部分をシステムを構築しながら、できるだけ先生方のそういう負担にならないような支援はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） ただいまの教育長の答弁はですね、方向性としては理解しております。しかし、現場では負担が増えるだけ、成果が見えないという声も上がっております。理念だけではなく、いつ、どの学校でどのような成果が期待できるのか、具体性を欠いているのではと思います。私が求めているのは、最低限、年度ごとに、どの取組をどこまで進めるのかというロードマップの提示です。これがなければ、現場も住民も将来像を描けません。いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 実施するに当たっては、議員がおっしゃるようにロードマップですね、5か年計画であるとか、10年計画であるとか。

それで、先ほども少人数の出生率も勘案しながら、どの学校にどのような支援員を置くとか、あるいはICTの整備とかそういうのも含めながら計画を今後策定いたしまして、住民の方々にわかりやすいようなロードマップ、そして学校とも協議しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 是非ですねロードマップですね、具体的に作成していただき、教員の負担が減るようにしていただきたいと思っております。

次はですね、将来的な学校規模の適正化の検討状況について質問いたします。

児童・生徒数が今後も減少傾向を続ける場合、学校配置の見直しは避けられない課題と考えます。教育委員会として、町全体の児童・生徒数推移と学校配置の在り方について、どのような検討を進めているのかお伺いいたします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

学校の適正規模、適正配置の考え方につきましては、文部科学省が平成27年1月に示した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きによりますと、法令上、学校規模の標準は学級数に設定されており、小中学校ともに12学級以上、18学級以下が標準とされております。

この標準は、地域の実態その他により特別の事情があるときには、この限りでないという弾力的なものとなっております。また、学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童・生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標を、よりよく実現するために行うべきものであります。

さらに、学校は、地域のコミュニティの核として防災・保育・交流の場等の機能を併せ持っており、地域の実情により学校統廃合が困難な場合や小規模校を存続させることが必要な場合もありまして、設置者が判断するものと認識しております。適正規模・適正配置につきましては、今後も児童・生徒数の推移を見守りながら、保護者の方々や地域の住民の方々から何らかの御意見や要望等が寄せられる状況になりましたら、統廃合等を含めて検討すべきものと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 子どもの数が減ったからといって統廃合ありきではなくて、地域の方々とも十分話し合いをいただいて適正な学校運営ができるように、なるべくですね小学校は特にですね存続させていただきたいと思っておりますので、その点のところはよろしく検討されるようお願いいたします。

それでは、大崎町の将来を考える上で、教育施策は子育て世帯の定住促進に直結する重要な要素であります。また、施設の維持管理費や光熱水費等の固定費は一定度発生するため、児童・生徒数の減少は財政面から見ても学校経営に影響を及ぼす

可能性があると認識しているところです。

近年、移住を検討する世帯が重視するポイントとして、学校教育の水準、ICT環境、少人数教育のメリット発揮、学びの特色などが上げられています。本町におきましても様々な取組が進められているところです。しかしながら、出生数の減少が続く中、教育施策が定住につながる、町の魅力としてどれだけ発信できているか、引き続き検証が必要であると考えます。

そこで、お伺いいたします。本町の定住移住施策の学校教育の魅力づくりを、今後どのように連携させていくのか、教育長の所見をお示しください。

○教育長（穂園正幸君） 教育の魅力づくりにつきまして、お答えいたします。

令和6年5月に、大崎中学校と台北市立タートン高級中学との教育交流協定を締結いたしまして交流を進めているところでございます。昨日から本日まで、台湾のタートン高級中学の校長先生をはじめ、中学生25名、そして引率の先生方3名の計28名が、現在、大崎中学校を訪れられて、今も交流を進められているところでございます。

令和7年8月には、第1回東川町大崎町青少年交流事業として、北海道東川町を大崎町の小学生が訪れまして、交流が図られたところでございます。

また、英語力向上のためにアドバイザーを委嘱し、英語科や外国語科における教員の授業改善や児童・生徒の英語力向上、そしてAIソフトの導入などを推進しているところでございます。

本町の教育環境につきましては、ICT機器の設置や特別支援教育支援員の配置等に力を入れておりまして、県内におきましても高い評価を得ている状況にあるのではないかと考えているところでございます。

このような施策が教育の魅力づくりとなり、定住促進につながる場合もあるのではないかなと考えておりますので、町長部局とも今後連携を図り、教育環境面もPR材料として活用できないかどうか研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 子育て世代の方々はですね大崎町の教育力がどのくらいあるのかという、そのへんをやはり重要視されてきていると思います。以前、前の志布志町ですねそのときの町長が、日本一の教育の町にするというようなことをおっしゃいました。本町もですねそのような形で、日本一とは言わなくても、すごく皆さんが大崎町に移住してきたらすごく学力が上がって、すばらしい町だと認識するように取り組んでいただきたいと思います。町長部局と協力しながらと、今お答えがありましたので、それでは最後に町長のほうにお尋ねいたします。

町長は、6期24年の長きにわたり、本町の移住定住施策として様々なすばらし

施策を行ってこられました。おかげさまで、合併せずとも他の市町からうらやましがられる町として注目を集めています。そこで、今までの移住定住施策の御自身での評価と、次の町長へ続けてもらいたい施策、もし改善したほうがいいのではと思っている点などございましたら、お答えいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまで本町では、持続可能な町を目指し、定住住宅所得補助制度や民間賃貸住宅等建設補助金制度の拡充のほか、企業誘致にも取り組むなど各種定住促進作を進めてまいりました。

新町長への引継ぎに当たりましては、まず、これまでの取組内容や成果、課題を整理し、現状を正確に共有することを最優先したいと考えております。

次に、先ほどの答弁とも関連いたしますが、定住促進は学校教育の魅力をはじめ、福祉、農業など各分野が連携して効果が高まると認識しておりますので、横断的な連携の重要性も申し伝えてまいります。

また、定住促進の取組は、短期での成果が現れにくく、継続的な取組が不可欠でございます。引き続き、新町長のもとで、これまでの取組を踏まえながら、町として総合的・長期的な定住策を展開できますよう引き継いでまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長からお答えをいただきましたけど、先ほど申しましたが、改善していただきたいところ、改善するところはない、今まで素晴らしいことをやってきたから、次の町長には今までどおり進めてほしいというお考えでしたらそれでもいいんですけど、こういったところをもうちょっと伸ばしてもらいたい、そうしたら定住促進は図られて子どもたちが増えるのではないかというふうに感じておられるところがあつたらですねお答えいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。

今まで取り組んできている中で、定住対策として住宅取得補助金制度の創設をつくってまいりました。議会の御理解をいただきながら、令和7年度500万円の補助制度もつくりながら成果を上げてきているというふうには思っております。この制度については、当分の間は引き続いてやってほしいなと考えております。

大崎町の上町辺りにも賃貸住宅ができて、そういった補助制度も活用していただいておりますので、こういった制度については、いいものはそのまま引き継いで、あるいは伸ばすという形を取っていきたいと思っております。

少子化が非常に進んできている中で子どもたちが少なくなっているということは危惧しておりますが、子育て中の方々を含めて若い方々がこの町の魅力を感じていただけるような取組は展開していくべきだと思っております。特に、国におい

ても子育ての世帯等に対して現金給付があったり、現物給付があったりいろいろしますけれども、やはり子育て環境をより充実していくことは必要であるし、また、そのことによって理解が深まれば定住にもつながっていくのではないかと考えております。

それから、少子化が進んで各学年の子どもたちも非常に少なくなってきておりますので、児玉議員からもいろいろ質問があったところでございますが、特色ある教育を通していきたいというのは自分の思いにもありまして、タートン中学校との交流協定を結んでいただいたり、今、説明がありましたように台湾からも来ていただいて、昨日校長先生ともお会いしたところでありますが、要は台湾も中国語でありますけれども、英語の教育も相当力を入れていらっしゃるの、英語を通しての児童・生徒の教育力の向上や、あるいは地域文化・歴史を知るといったものの歴史認識を踏まえて子どもたちの教育の向上を図っていくということは必要でありますし、特色ある教育をする中で注目されながら、大崎町の教育にほれ込んだといいましょるか、こういったところで定住化を図ればということも考えております。台湾とか、あるいは東川町といったところと積極的に交流協定を進めておりますので、児童・生徒の意識の向上もかなり成長していきますし、保護者の方々の認識も高まっていくと思っておりますので、そういった面にこれからも力を入れていっていただくように引き継いでまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 是非ですね次期町長にも、私は何回か東町長にも質問いたしました児童館とか子ども館とかですねインクルーシブ公園ですね、そういったところも要望して行ってほしいと考えております。

町長におかれましては、今まで町の発展のために御尽力をいただき誠にありがとうございました。次期町長にですね、是非、今後子どもが増えて学校がにぎわいを取り戻す施策をされるよう引き継いでいただくことを要望し、私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） ここで、皆さんにお諮りします。1人目が終わりましたら暫時休憩となっておりますけど、継続していいでしょうか。

それでは、次に、10番、中山議員の質問を許可いたします。

○10番（中山美幸議員） 今回は、私は現在進行中の電子通貨事業オオサキポイント事業について質問いたします。

まず、ポイント事業の目的、効果の予測について1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

オオサキポイント事業は、住民の健康、経済の地域内循環、デジタルデバイド情報格差対策などの課題解決を目指し、これまで紙で発行していた地域応援商品券を

デジタル地域通貨に移行し、健康促進ポイントとデジタル地域通貨を連携させ、住民の皆様が健康で生き生きと暮らし、地域経済が活性化する仕組みを構築することを目的としているものでございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 目的その他については、今お伺いしましたが、効果の予測、この目的を達成した場合の効果の予測について、まだお答えいただけていないようですが、これについてお答えいただけますか。

○町長（東 靖弘君） この事業の導入に当たっては、町の商工会等とも十分連携しながら、町民の皆さん方にもこういう地域通貨事業に対する事業等について説明をしてきたところであります。ポイントを付与するということになっておりますので、一番最初のところはやはり1万円の地域通貨事業で1万円を付与することで、それを使用することによって効果が現れるということになると思っております。それと併せながら5万円をチャージするということも可能な制度にしてありますので、そういったことを住民の皆さん方に利用していただくことによって地域の経済の循環が非常に進んでいくと考えております。

どれほどの効果がということでありまして、数字的などところにつきましては担当課長で答弁させていただきますが、デジタル化を図ることによって地域住民の皆さん方にスマホを購入していただいて、スマホにアプリを入れていただいて、それにチャージしながら地域経済に生かしていくという制度の趣旨でありますので、それが徐々に徐々に効果を高めていくことによって本町の各事業所の皆さん方が経済循環ができるというふうになっていくものと認識しております。数字的などところについては担当課長の答弁とさせていただきます。

○商工観光課長（上野明仁君） ただいま町長のほうから説明がありましたとおり、まず、今回の事業につきましてはカードを各町民の方にお配りしております。昨年度までと違うのは、昨年度は紙でしたのでチャージができない、お一人1万円の消費ということでありまして、今年度はカードをお配りしておりますのでチャージが最大5万円までチャージができる。それと、チャージすれば、そのチャージ額に応じて10%のポイントが還元し、還元したもので町内の商店、店舗で消費されるので、町長から説明いただきましたとおり、地域内の消費拡大につながっているということでございます。

現在、11月20日から運用を開始しておりますけれども、チャージ額につきましても、12月8日現在で632万円がチャージされているところでございます。

それと、12月8日まででポイントの利用があったのが3,500ポイント、3,500万円ほどの消費が今、実績として上がっているところでございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 今、効果等についてお示しをいただいたんですが、まず、私は住民の方々からいろんな意見をいただきました。まず一番多かったのは「誰が決めたんですか」ということなんです。非常に私は苦しかったです。町長はこれは議会に提案されました。そして、最終的にゴーサイン、決めたのは議会なんです、我々なんです。非常に私は申し訳ないなという気持ちと、もっと勉強すればよかったなというような感覚で穴があったら入りたいというような気持ちでおりました。

それで、今回は、現在進行しておりますので、これをどういうふうに生かしていくか、この不具合をどういうふうに改善していくかという目的を持って質問しております。それは十分御理解ください。よって、本町、大崎町議会にこれを町長が議案として提案された、それまでの企画あったと思います。発案者がいて、各担当課でずっと、9月の議会までにいろいろ審議をされたと思います。そのロードマップについてお示しをいただきたい。

○町長（東 靖弘君） DXといわれますように、デジタル化の推進は国の施策の中にあります。国としてはデジタル化を進めていくために様々な事業展開をしていくということで、総務省の方針でもありますし、また、国内の自治体でもデジタル化について進めていくという渦中にあります。大崎町におきましても、そういったことを国の施策に基づいて検討していくことで、職員については先進地研修を命じてまいりました。方針として、そういう方向性を持ってこれから進めていきたいと思いますという国の施策に基づいて取り組んできておりますので、導入に当たっては職員がいろいろ研修したり、打合せをしたりという形で段階的にそれを進めてきているという状況であります。

中山議員の御質問の中で、非常に不具合があるというような御質問でありました。高齢者でスマホ保持率が悪かったり、アプリの使い方といったことに対する不安があったりといったことでの住民の皆さん方からの意見があったのではないかと思います。制度を進めていく上に当たっては、より丁寧に、親切に説明していきながら、この事業を進めていきたいと考えております。

○10番（中山美幸議員） 私が御質問申し上げたのはですね、議会に提案されるまでのロードマップをお示しをくださいということを申し上げております。ロードマップをお示しをください。

○町長（東 靖弘君） 議会に提案するまでのいきさつ等につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○商工観光課長（上野明仁君） それでは、これまでの経緯について御説明申し上げます。

地域通貨を始めるきっかけとなりましたのが、まず令和4年11月に、当時、商工観光課の担当が商工会と協議を1回しております。それから、ちょっと時期を経て令和5年7月に、デジタル地域通貨等に関するアンケートを事業者の方々に対して実施をしている経緯がございました。総務課のほうでもDXの推進会議があるんですけど、それをまた経まして、令和5年10月に、当時の総務課、企画政策課、保健福祉課の職員でデジタル地域通貨に向けた、先ほど町長が申しましたとおり、研修に行っております。令和7年1月に、デジタル地域通貨事業の申請を総務課のほうであげるということで、また商工会との打合せをしているところでございます。

それと、その翌月に、令和7年2月に、また町内の商工業者にデジタル地域通貨の導入に関するアンケート調査も実施しております。令和7年2月には総務課のほうで新しい地方経済生活環境創生交付金の申請を行っております。令和7年3月には申請した交付金の内示をいただきまして、4月に交付決定があったということでございます。本年5月12日に、地域通貨事業について、商工会の会長、副会長の方々と地域通貨事業についての打合せをしております。

それから、それを経て、6月には健康アプリとデジタル地域通貨導入事業の予算を議会のほうに上程しております。それから予算が通りまして、令和7年7月に地域通貨事業について商工会とまた打合せをし、令和7年7月には健康アプリ導入事業の委託契約も結んでおるところでございます。

それから、令和7年7月には、第1回地域通貨事業加盟店の方々との説明会をし、それを経て、また9月には、先ほど町長も申しましたとおり、9月議会においてオオサキポイント特別事業の予算も計上しているところでございます。それから、9月に第2回目の地域通貨事業の加盟店との説明会を実施し、本年10月においてポイントカードを全戸に配布しまして、11月20日から運用を開始しているという状況でございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） いろいろと商工会等との打合せもなされているようですが、まず、令和7年2月、デジタル通過についてアンケートを取っていらっしゃるということでございましたが、そのアンケート結果についてお示しをください。

○商工観光課長（上野明仁君） 令和7年2月6日、アンケート調査を実施しております。町内の商工業者559者に調査しております。回答があったのが161者でございました。

導入に前向きだったのが108者、67%。そうでなかったところが45者ありまして、28%、未回答だったところが8者ということでございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） アンケートが559、回答108ということですよ。確認です。

○商工観光課長（上野明仁君） 回答数があつたのが161者でございます。

○10番（中山美幸議員） 161の回答があつて、108がOKということですよ。しかし、これは全商業者の何パーセントに当たりますか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

○商工観光課長（上野明仁君） 失礼しました。全体の28.8%になります。

○10番（中山美幸議員） 28.8%の回答。これをどう見るかですね。28.8%をどう見るかということをおは疑問だと思ひますが。

先ほどの町長の話の中で、DX推進を総務省が求めているからということであるということで答弁をいただいたと思うんですが、私はびっくりしました。DX推進計画というのをつくっていらっしゃるんですね。令和4年4月から令和8年3月まで。これは我々議会、我々住民に知らされていますか、お答えいただけませんか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務課長（宮本修一君） 今の御質問については私のほうで回答させていただきます。

今、御質問のあつた大崎町DX推進計画につきましては、ホームページで公表をさせていただきます。年月日が2022年3月です。

以上です。

○10番（中山美幸議員） ホームページで公開されただけで、これは住民に伝わっていますか。そして、また我々議会にもこういった推進計画をつくつたよと、これだけのページ数あるんですね、これをお示しいただいた経緯がございませぬか、ホームページ以外。

○総務課長（宮本修一君） 今、御質問のあつた件についてはですが、公表に当たりま

してはホームページ上だけの公表ということで、今おっしゃいました議員さん、あるいは町民の方々への公表というのはなかったかなと認識しているところでございます。

また、そういった事実についてなかったことについてはおわび申し上げたいと思います。

○10番（中山美幸議員） これはですよ本町のDX、今回のポイント事業も一緒です、どういうふうに進めるか、この4年間の計画されているんじゃないんですか。来年3月31日までですか、令和8年3月までのことですよ。こういったことを基本にして、こういったポイント事業を始められたんじゃないんですか。私はそうだろうなと思っていますが、そうしたときに基本となるものが住民に広く伝わっていない、私たち議会ですえ見ていなかったと思いますよ、多分。議員の方々も御存じなかったかもしれません。私だけかもしれませんが。そういった基本的なところはやらないで、こういったことを着々と進めている。そして住民の意向も反映されていないと思っているんですが、町長いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） DX推進計画をつくって、それが議会にも説明していなくて、ましてや住民にも説明していないという問題指摘があります。ホームページ上で公開したといってもすべてが見るわけでもないだろうと思いますので、なかなか理解し難いというところはあるのかなと思っています。そういう中でこの事業をスタートしたということであります。基本的なものを質問をされておりますので、そういった面では説明が足りなかったということはおわびする必要があると感じております。事業としては3月31日まで事業を推進していくということがありますので、その中で住民の皆さん方に広く理解していただく、あるいは議員の皆さん方に御理解いただくという努力はすべきだと思います。

○10番（中山美幸議員） やはり、新しい事業、本来、私、今日は一般質問をする気はなかったんです。先ほど同僚議員が言いましたように、24年間御苦勞様でしたという感じで本当はやるつもりはなかったんですよ。ところが、やはりそういったところがだんだん見えてきたんですね。

町長、さらにお伺いいたします。町長は、本町の議会基本条例を読まれたことがありますか。

○町長（東 靖弘君） どこの自治体においても議会基本条例をつくっておりますので、詳しく知っているかというところではありませんけれども、一応何回も何回も目にすることはありました。

○10番（中山美幸議員） これの第16条、重要政策の審議等という項目がございます。その中で、町長は議会の議決を得るべき政策案等を提案するときは、次に掲げ

る事項を説明しなければならないというようなことが記載してあるんですよ。

それも、計画の重要な政策をあらかじめということですよ、あらかじめ議会の意見を聞くように努めなければならない、あらかじめです、提案する前です。あらかじめというふうに私は読み解きましたが、町長、これはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今回、オオサキポイント事業、デジタル化を進めるに当たって基礎的な部分が説明が足りないという指摘でありますし、また、議会基本条例によると、重要な政策を進めるためにはあらかじめ説明の必要があるといったところの確認がされたところであります。

職員間では、先ほど商工課長が説明いたしましたように、勉強もし、そしてまた、この事業の導入について商工会とも再三、再三、協議をしておりますので、この事業について進めていることについては中山議員さんも十分御存じのことだと思っております。議会という立場で説明がなされていないということでもありますので、重要な事項等についての説明がなされていない、地域経済の普及発展のためにこの事業を導入するときに、その事業が非常に重要な施策であるという御理解のもとで質問されていらっしゃると思いますので、説明がなかったということについてはおわびいたします。

○10番（中山美幸議員） 町長も今後代わられることになっておりますが、これは是非ですね、後の町長にも、こういった事項についてはですねちゃんと説明しておいていただきたい、つないでいただきたいと申し上げておきます。そうでないと、議会が決めたわけですよ、本当に、私ちょっと恥ずかしかったですけども、住民の方からそれを聞かれたときに非常に恥ずかしかったですよ。議会の議決権、調査権、私たちはそれを軽く考えていた部分があったのかなと、私自身反省しました。ものすごく反省して、ものすごい葛藤がありました。そういうことなんですよ。

そして、これが住民の方々に本当に平等にしているのかということを考えてんです。DXの推進計画の中の4つの柱というのがありますよね。総務課長はさっき書類を持ってこられたんですが、4つの柱。その中の住民の利便性向上、それから新たな価値創造、そしてすべての住民に、特にデジタルデバイド情報格差対策の対策ということなんです。先ほど28.8%、これはそれがなされてないと私は思います。28.8%の数字、それと厳格なセキュリティ対策、この点についてどう思われますか。

○町長（東 靖弘君） この事業については、我々としては地域経済の循環、あるいはそれぞれの事業者の方々の経済的な向上といった、地域内で通過を循環させることによって非常に地域経済が回ってくる、事業者にとっても住民にとっても、それを使うことによって相互の利益があるといいまじょうか、そういうことから職員も前

向きに協議もしてまいりましたし、先ほど言いましたように勉強もしてまいりました。そしてまた商工会とも何回となく打合せをしてまいりましたので、推進に当たっては商工会においてもアプリを導入される方への説明、あるいは事業所における説明、商工会自体もそれをやっというわけでありますので、前向きに捉えていただいていると理解をしております。利便性の向上や新たな価値創造といったことが大きな目的でもあるし、デジタルデバイド情報格差対策のところを解消するための努力はこれからしていかなければならないと思います。まだまだパーセンテージ的に低い御指摘でもありますので、先ほども申しましたけども、スマホを使ってこういった事業を導入することに対しての、特にスマホを必要としない、あるいは使い方がわからないといった方々に対しての説明は、これから商工会とも一体となって進めていく必要があると思っております。

あと1点は総務課長のほうで答弁させていただきます。

○総務課長（宮本修一君） 今、御指摘のありましたセキュリティ対策についてでございますけども、我々が今導入しております地域通貨、チイカというものにつきましては、今ちまたでニュースになっておりますサイバー攻撃の中で、今現在そういった攻撃があって被害が発生したということはございません。これにつきましては幾つかの対策が講じられておりまして、特定のネットワークからのアクセスを制限する取組が1つ、あとアクセス可能な人間を限定する取組、あとは不正侵入監視システムの運用といったものでサイバー攻撃の被害を防いでいるという状況であります。

あと、被害が予想されるものにつきましてはフィッシング詐欺で、クレジットカードを用いたチャージだったりすればそういった心配もあるんですけども、今回、本町が導入しておりますのは、コンビニで住民の方が現金をチャージする仕組みになっておりますので、フィッシング詐欺の被害も今現在では出てこないだろうと認識しております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 町長、セキュリティの問題、今、担当課の方にはお伺いしましたよね。先月20日から進みまして、現在進行中だと思いますが、今までにいろんなことがあったと思います。

まず、基本的なところを、私はこの前、高齢の方々に質問を受けました。「中山さん、アプリって何ね」、日本語でアプリを紹介していただけますか、係じゃなくて町長。

○町長（東 靖弘君） マルケンとか専用のシステムをつくっているそれだと私は思います。

○10番（中山美幸議員） それで高齢者の方が納得できると思われますか。なかなか

説明するのは難しいですよ。担当課長は、アプリを高齢者に聞かれたどういふふう
に答えますか。

○商工観光課長（上野明仁君） ソフトウェアにおけるアプリケーションということで、
略してアプリといわれているものと認識しております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） アプリケーションを省略したのがアプリじゃないですか。
アプリケーションという言葉、カタカナの言葉ですね、これを日本語で説明するん
ですよ。おたくのある職員も説明できませんでした。そういうところから始めない
といけなかった事業なんです、これは。よって、先ほどに戻りますが、セキュリテ
ィ対策、安全管理ですよ、安全対策といったことで、20日から始まっていると
思いますが、本日までに何か不具合はございませんでしたでしょうか。

○商工観光課長（上野明仁君） 20日から今現在について、特に大きな問題は起こっ
ていないと私は思っています。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 私が把握しているのでは、住民から聞いたり、いろんな加
盟店から聞いた話。まず、メールが届いたか届かないか確認ができない、行政のほ
うでも。トライアルのほうでもこれはできていませんね。加盟店にメールが届いた
か届かないかの確認ができていない。できていないですよ、これ。私のところも
実際そうでした。そして、IDが届かない。それも長い期間届いていないですね。
メールの変更をお願いして、メールの変更がなかなかされない。そしてIDが届か
ない。また、他店のIDが届いたところもあるようです。把握されているんじや
ないですか。

それと、もう1点、これは重要です。他店の売上げが他店のほうに表示されてい
る。例えばA店の売上げがB店のほうにながしら売上げがありましたと、ライン
で来ますね、今、そのLINEがそういうことをやるのが起こっている。これは
セキュリティの問題じゃないでしょうか。町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） いろいろ不備について御指摘をいただいておりますけれども、
担当課長自体は把握していないところであります。質問者がこういったところを直
接対象者からそういう相談があつて、理解されて、ここでお話していらつしゃると
思いますので、我々としては、今、担当課長も含めて把握しておりませんので、そ
こらにつきましては、また十分、その事業者の方々に確認してみないとわからない
ところであります。

○10番（中山美幸議員） もう1点あります、チャージができなかった。本当にわか
っていますか。これは本当なんですよ、私が今申し上げているのは。私がつくった

話でもないですよ。なぜ担当課長がこれを御存じないのか。そういうことなんですよ。どうですか、本当になかったですか。

○町長（東 靖弘君） 先ほども答弁しましたけれども、担当課、町自体は全然そういった連絡もなくて把握してないということでもあります。

あとは、担当者が把握しているかどうかと、課内での協議によるものでありますけれども、そういったところは御指摘があったことについてはちゃんと私どものほうで担当者と確認していきたいと思います。もしそういったことであって改善できる部分については改善していくという指示をしたいと思います。

○10番（中山美幸議員） 今、担当課長が御存じないということは、課内でこれが共有されていないということじゃないですか。課内でこういった問題が共有されていない、もしくは契約していらっしゃるトラフトのソフトに誤りがある。お伺いしますが、トラフトという会社は全国の市町村でこういった事業を受託しているのは幾つの市町村がありますか。

○商工観光課長（上野明仁君） 契約しているところはトラストバンクという会社でありまして、チイカを導入している団体については全国で53団体あるということでございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 全国で53団体ですか。その中でもこれはいろいろな不具合があったということは、契約される段階で調査をされていませんか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） いろいろ御指摘をいただいておりますけれども、担当課長のほうで全国で53団体参加しているということではありますが、本町においても連携した自治体と連携してやっているというところでもありますので、各自治体においてもそういう不具合といったものについてはそこまで確認してやっているわけではないだろうと思いますし、実際あったということが担当課自体でも全然把握しておりませんので、各自治体においても同様のことではないのかと思います。

○10番（中山美幸議員） 契約の段階でもう少し調査すべきだったんじゃないのかな。我々も可決する前に調査すべきだったと思います。でも、先ほど申しましたように、議会に提案されてから1週間余りですよ、その中で、我々議員が調査する時間も

少ないですよ。もう少しそこら辺の考えていただいて、改革をするのであれば改革をしてほしい。今後、新しいこういった事業を始める場合、やはり共同体、町民のほうも住民から選ばれた町長です、我々も住民から選ばれた二元代表制ということを考えれば、同じ目的に向かって進むのであれば、お互いに協議しながら、そして、いい方法を見いだしていく、おかしいところがあったら改善しようよ、そういう方法で進むべきだと。今回も、町長お認めになりましたけども、基本条例にも反している、それからDX推進事業も我々には公表されていない。ホームページで公表しました、じゃあ住民の何パーセントがそれを理解しているのか。これは大きな疑問ですね。それから、返りますが、スマホの普及率、これはこの前の委員会の中で80%ということをおっしゃいました、約80%がこの前の委員会では、の普及率になっているということ。そして60歳以上のスマホの未所有者が推定2,000人ぐらいということをおっしゃったんですね、というふうに私は記憶しているんですが。これに間違いございませんか。

○総務課長（宮本修一君） スマホの保有率につきましては令和6年4月でアンケート調査を実施したところでございます。そのアンケート対象者が1万1,399人、回答があったのが35.51%でございました。その結果を踏まえて推計値にどうしてもなりますけれども、全町民に対するスマホの所有率が75.6%、ゼロ歳から9歳を除けば79.3%、約80%というところで、いずれも回答率に対する推計になりますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

○10番（中山美幸議員） 推定の数値で79.3%、9歳まで、10歳以下ということでしょうけれども、除いた部分ですね。そうしますと、私が持っている資料によりますと、令和6年12月現在で私が一般質問をしたときに使った担当課からいただいた資料なんですよ、65歳以上の方が6年12月1日現在4,939人いらっしゃいます。4,939人といいますと、80%の保有率、先ほどおっしゃいました保有率を考えますと、残り1,228人余りは、これは65歳以上です、スマホの利用をなさっていない。ましては、先ほどの利用の問題、79.3%の利用の状況ですよ。電話をする、写真を撮る、LINEを送る、いろんな手法があると思いますが、使い方までをアンケートとして取っていらっしゃったのか、ただの保有率だけのアンケートだったのか、その点についてお示しをください。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○総務課長（宮本修一君） 今の御質問に対しましては、前回取ったアンケートにつきましては、スマホの所有率のみでございまして、こういった使い方をされているかという内容まではアンケート調査の中には入ってございません。

以上です。

○10番（中山美幸議員） としますと、今回の委員会の中で発言されたことは保有率のだけの問題であって、ポイント事業に使えるかどうかということのある程度の数字を把握されていなかったということですよ。それでよろしいでしょうか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○商工観光課長（上野明仁君） 大変失礼しました。

今、中山議員がおっしゃった保有率が80%という数字がありましたけども、中身についてこういった使い方をしてのかということまで把握していない中で今回のオオサキポイント事業の導入ということでありました。現在においても、相談に来られる方の中でもスマホの機種によってはアプリが導入できないという方もいらっしゃっておりましたので、導入段階においてそこまで思って事業を導入したところではなかったと考えております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 先ほどから申し上げておりますように、事前の準備、この事業を始めるに当たっての事前の準備がかなり住民のためにということに軸足が置いていないんじゃないかなと、住民のための事業なんですよということをおっしゃいました。しかし、本来の目的、町長が言われる目的、ましてやポイント事業の加盟店向けの説明にも書いてありますけども、そういう目的を達成するんであれば、もう少し真剣に考えていただきたかったなと。また、我々もそういったところを真剣に調査すべきだったなというふうに今反省していますけども。

今後、また、今、国会のほうで補正予算の審議がなされています、これもまたポイント事業に追加をされるつもりなのか、どうですか。補正予算、ほぼ決まりですね、国会の予算審議を見ますと、補正予算が決まりですよ、お米券だとかポイントだとか、それからガソリン、光熱費、こういったものを支援するための交付

税がありますよね。これをこういうものに使ってくださいというひも付きで今後計算されているようですが、これをポイントとしてまたやられるつもりかどうかお伺いします。

○副町長（千歳史郎君） 今、中山議員が言われたのは重点支援地方交付金のことで、国会のほうで審議をされておりますけども、それがいつというのはまだはっきりしませんけども、今言われるように、地域通貨に入れるのかどうかということは、まだ今後、検討をする段階です。それも私も考えておりました、これも地域通貨にできるのかなとか考えておりましたので、そこはまた担当課とかいろんなところと協議をしながら、今後検討するというところで考えているところでございます。

○10番（中山美幸議員） 今、副町長のほうから、その予算が付いたら検討する、検討の段階だということをおっしゃっていますが、住民の意向は私は聞いたところではほとんど紙ベース、もしくは現金ベースなんですね、ということなんですよ。

だから、今までの不具合の部分、そういったところも考えていただくように、これは要望を申し上げておきます。まだ予算は決まってませんので、要望としてお願いしておきます。

それで、本題の地域通貨、ポイントについてお伺いします。まず、自分でお金を出して、現在まだチャージできない状況が続いているということを指摘をしましたが、改革されたかどうかわかりませんが、5万円、自分のお金をチャージしますよね、チャージというか日本語で何と言うんですか、入れるというか、ポイントとして変換した場合に、5,000ポイント、5,000円の付加価値が付きます。そして、保健福祉課、健康アプリを、さっき言ったアプリケーションソフトの仕事をさせるための電子的な構造を持った信号というふうに私は理解をしていますが、アプリを入れることによる3,000円の3,000ポイント、それから全住民に配られる1万円、これについてお伺いします。これについて税制法の問題はございませんか。

○町長（東 靖弘君） 私自身は税制まで調べておりませんので、担当課長が調べておりましたら答弁させます。

○商工観光課長（上野明仁君） 1つだけ、チャージしたものに付きましてはプレミアムということで、こちらについてはたばこ事業法上、プレミアムが付くものについては利用できないとなっております。たばこ以外にはビール券だとかそういったものには購入できないとなっております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 該当しないということでよろしいんですか。税務課長はそういうところは詳しいんじゃないかと思うんですが、税務課長の見解をお伺いし

てよろしいでしょうか。

○税務課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

今、御質問にありましたオオサキポイントのチャージ分に付くポイント分については、チャージの現金の分は別として、ポイント部分については一時所得の対象になると認識しております。

○10番（中山美幸議員） 私も、これは大隅税務署に確認しました。個人の一時所得に当たるんです。そういったところまでやらないといけなかったんじゃないでしょうか。本町の町民税のところがありますね、均等割、そこらへんにも絡みが出てくるんじゃないですか、いかがですか町長。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しては税務課長のほうで一時所得の対象となり得るということでありますが、これを導入する段階で税務課長を含めてそういった協議はやっていないということでありました。その点については、今後、これから事業を進めるに当たっていく中ではちゃんと勉強をして住民の皆さん方にも説明できるようにしてまいりたいと思います。

○10番（中山美幸議員） やはりですねそういったところまで住民の方々にお伝えしていますか。均等割だとかそういう所得税に関わるぎりぎりの線の方々、そういった方々はこれは課税される可能性がありますよね、課税の対象です。明らかに町が出しているわけですから明白にわかるわけですよ。やはりこれは住民にも負担をかけている部分だと私は思いますよ。住民の方々は多分これは御存じないと思います。行政は一番最初にそういったところは知るべき問題だと私は理解しているんですが。

そして、スマホの購入について、うちも明日買いに行こうかというような話をしていましたけども、2万ポイント付きますよね、2万円付きますよね、スマホ5万円を買った、3万円手出しです。それは事業をしていらっしゃる方は営業経費、いろんな経費で落とします。じゃあ一般の方々が購入された部分、ましては次のポイントだけ、1万円のポイントだけで行っていらっしゃる方々、これの通信料は誰が払うんですか。一月1,000円だとしても、それまでの間、次のポイントが出るまでの間、ずっと通信料を払わないといけないということですよ。これも住民に負担をかけるのと一緒じゃないですか、町長いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 確かに、スマホを購入して、今回2万ポイント付与するところというのは非常に魅力的な事業であると思います。スマホを所持して、その後の通信料に対する本人負担、通信料に対しての本人負担というのは当然発生するわけでありますから、そのところについては特に町としても、購入された方々に対してそういった通信料が発生すること、基本料金が発生するところというのは説明されていないのかもしれませんが、当然、購入したらそういったものは本人負担となってく

るわけでありませう。

今回、この事業を導入するに当たって、スマホを所持されていない方々にスマホを所持してください、どうですかという目的を持ってこの事業をやっておりますけれども、今回の初めての事業の中でポイントカードと両方ありますということも説明を加えておりますので、スマホを所持されずにポイントカードでされた方々もたくさんいらっしゃるわけでありませう。やり方としては二とおりしましたよということなんですけれども、購入された方の負担というのは、私の認識の中では、やはりそれは本人負担だと思ひませう。

○10番(中山美幸議員) 個人負担だというのはわかるんですよ、わかりますよ。わかりますが、個人負担の部分ですよ、本人は現在まで必要だと思ひて買わなかったのかということなんです。今回、この事業が始まったことによって購入される。私はそういう方が多いんじゃないかなと理解しているんですよ。1万円ポイントをもらいました、しかし、毎月1,000円使用料を払った。それが10か月続いた。じゃあ住民はどうなんですか、住民のためになっていますでしょうか。ただDX推進が進んだという結果だけではないでしょうか。その利用率が上がったという結果だけに終わってしまったんじゃないかということと、もう1点、チャージの5,000ポイント、それから福祉保健課がやっている健康アプリの3,000ポイント、これはどの店でも、大型店でも一緒に使えるポイントということによろしいんですか。

○商工観光課長(上野明仁君) お答えします。

町のほうから付いたポイントにつきましては、大型店舗で半分、他のお店で半分ということで制限しているところでござひませう。

以上です。

○10番(中山美幸議員) 確認します。個人でチャージをされた部分の最高5,000ポイント、健康アプリをインストールされた部分の3,000ポイント、これはフィフティ・フィフティで使用できるような設定になっているということ、確認ですけど、大丈夫なんですか。

○商工観光課長(上野明仁君) そちらについては確認ができております。

以上です。

○10番(中山美幸議員) もう少し住民の意見をやはり聞いてくださいよ。説明折りにも、簡単です、簡単ですと言ひて回っているみたいですね、担当課職員は。本当に簡単だったら、みんな、誰が決めたの、紙のほうの方がよかった、私が得た情報によりますと、ほとんどが紙のほうの方がよかった、加盟店さん、そういうことをおっしゃっているんですよ。デジタルのほうの方がよかったという方はいらっしゃいませんよ。な

ぜ紙をやめたの。

最後にお伺いいたします。これに対する全体の予算を示していただきたい。

○商工観光課長（上野明仁君） 全体予算でございますが、まず、6月補正で上程いたしましたデジタル地域通貨導入業務委託の予算額が1,215万2,000円、それと健康アプリ導入業務に係る予算額が473万円でございます。

次に、9月補正で上程いたしましたオオサキポイント事業特別会計の予算額が6億9,167万円でございますので、合計で7億855万2,000円でございます。

○10番（中山美幸議員） その分でトラストバンクにお支払をされる金額は総額幾らですか。

○総務課長（宮本修一君） 今の御質問にお答えいたします。

トラストバンクにおきましては、導入に係る導入業務委託を締結しておりまして、今、予算額の説明がありましたけれども、そのうち1,194万9,300円を、今回トラストバンクに支払っております。

内容につきましては、チイカを導入する初期費用、年間のシステム利用料、後は地域通貨カードの発行手数料もろもろ含めて1,194万9,300円になります。

あと、年間のシステム利用料の中には、ポイント発行額が2億円までという決まりがございます。ポイント発行額が2億円を超える場合は1.2%の加算が付く手数料がございます。本年度はここまではいかないんじゃないだろうかと予測をしているところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） そう考えますと、紙ベースの利便性というか、経費の面ではそんなに変わらないんじゃないんですか。逆に多く使っているんじゃないんですかね。そんな感じもします。

それと、トラストバンクさんとの間の、もし、先ほども言いましたように他店の売上げが他店のほうに反映されてきているという事実があります、こういった場合の補償、これは完全なる個人情報ですよ。どの店がどれだけ売り上げたか、隣に店にわかっているんです。これは完全な個人情報だと認識していますが、もっとひどいことがあるかもしれません、アスクルだとかアサヒビール、いろんなことでやられておりますが、アスクルは私も契約しています。いろんなところからいろんなメールが入ってきます。そういった状況が起きた場合、トラストバンクと本町の間でどのような、先ほども言いましたようにセキュリティ、安全対策、保険がどのように添付されているか、これの安全契約に関する書類の提出を求めたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ましては、その部分にどれだけの金額を本町が払っているのか、トラフトが払っているのか、これはすべて一般財源とふるさと納

税ですね、これは国・県からの補助事業は入っていないと思うんですが、その点についてお答えください。

○町長（東 靖弘君） 他店の売上げが表示されて、他の方々がそれを確認できるという説明でありますけども、それはそういうことがあるべきことではないだろうと思います。

中山議員はちゃんとそのことを確認されて発言していらっしゃるんで、それは事実だと受け止めております。我々としても、そのデータを全然持っておりませんので、これからそこについては情報漏えいといったことにもなってきますから、そのところは厳重に確認する必要があると思っております。担当者も含めながら、そのことはちゃんと、事実の有無も含めながら協議して行って、対処の方法、事実であればどういう対処をしなくてはならないかといったところについては、ちゃんと確認した上で作業を進めるようにしたいと思います。

○総務課長（宮本修一君） 今、御質問の中に事業費に対する財源で、国庫が充当されているのかという御質問もあったかと思えます。

国庫に対しては実際ございまして、金額につきましては844万1,000円でございます。事業名につきましては、新しい地方経済生活環境創生交付金の部分が充当される予定でございます。

以上です。

○商工観光課長（上野明仁君） 保険の関係ですけれども、こちらでまだ確認できておりませんので、後ほどまた資料なりで開示できるかと思えますので、この場では提供できないところでございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 大崎町の町民の個人情報に関する問題ですよ、保険。これが漏れた場合の補償の問題について、契約の段階でこれはあるべきだと思えますが、再度お答えください。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○総務課長（宮本修一君） 今、情報が漏れいしたときの補償の問題というところで御質問かと思えますけれども、すみません、契約の内容について契約書と資料を持ち合わせていない関係でお答えできないところなんですけれども、そういったものが

あったときには、またお出しできるかと思いますので御了承いただきたいと思います。

○10番（中山美幸議員） 契約の段階で、これは大事なことですよね、情報漏えい、住民の情報が流れた場合、もしくは売上げの一覧が流れたりするかもしれません、間違っ。て。そうした場合のどういう対処をするのか、どういう補償をするのかということ。は契約の段階で審議しておくべきだと理解します。これはちゃんとした報告を求めますから、議長よろしくお取扱いのほどをお願いしたいと思いますし、今、進行状況ですので、私が今まで申し上げたようなことをどうやって改革をしていくのか、是正していくのかということをお互いに考えながら、そういった事案が起こらないような方法で進めていかなければいけないと思いますので、是非、お互いにそれは協力しながら、お互いに情報のやりとりを進めていかないとまずい問題だと思。いますのでよろしくお。願い。します。これは要望しておきます。できな。かったら、また一般質問をやります。

○議長（吉原信雄議員） 中山議員に注意いたします。時間が過ぎましたので内容を簡明にお願いいたします。

○10番（中山美幸議員） これで終わります。

○議長（吉原信雄議員） 副町長が話があるということなので許可していいでしょうか。

○副町長（千歳史郎君） 中山議員の御質問というのは、本当そのとおりだと思います。非常にアプリが難しいという高齢者の方もいると、加盟店の中でも多くの人が反対とか前がよかったとか言われましたけども、私が知っている範囲では加盟事業者も、これはよかったとか、前の紙であれば裏にスタンプを打ったりとかそういうことも言われて、事業者のほうはそれでよかったということもある。そして、高齢者の皆さんも、最初は、前がよかったということも聞かれますけども、自宅に来て、わからなくてくれんけというのもありました。そこでちゃんと説明して、私がわからないのは役場に行って入り口のところに、チャージについても、窓口で対応はしているから、そこにも行って、そこでしてもらってくださいとか、また行って帰ってきて、ありがとうということもありますので、中山議員がいろいろ知っていらっしゃる方もおられますけども、そういうことがあったら、是非役場のほうに教えていただ。いて、そこで、もし役場に行きたくないということがあれば担当の職員を行かせますので。

それと、いろんなセキュリティの問題も出ましたけども、そういう問題があったら、それも担当課のほうに教えてください。そうすれば、お互い、最後に言われたように一緒に情報を共有しながらとありましたけども、一緒になって、これも議会のほうで認めていただいた事業でありますので、一緒になって、そういういろ

んなわからないこと、そしてこういうことがあるだよということも担当課のほうに
言っただけであれば少しでも町民のためにもなるんじゃないかと思しますので、そ
こはまたよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） 11時40分を回りましたので、昼食のため暫時休憩いたし
たいと思います。午後は1時から行います。

-----○-----

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

3番、岡元修一議員の質問を許可します。

○3番（岡元修一議員） 本日、私はスマートフォンなどの適正使用と地域学校協働活
動事業の教育プランに関する本町の見解について、教育長にお尋ねします。

現代社会においてスマートフォンやタブレット、SNSは生活に欠かせない媒体
となっており、情報の収集・発信、交流、保護者との連絡手段も含めて、よく活用
されています。本町においても、GIGAスクール構想の導入により、教育現場で
のICT活用が進み、効果的な事業運営に寄与していることは評価すべき点です。

しかしながら、利便性の高いネット社会は、情報が過剰に存在する環境でもあり、
使い方次第では子どもたちの生活や成長に影響を及ぼす可能性があることも指摘さ
れています。

とりわけ子どもたちの健やかな育成の観点から、適切な対応が求められると考
えます。オーストラリアでは2024年11月29日に、オンライン安全改定、いわ
ゆるソーシャルメディアの最低年齢法案2024が可決され、16歳未満のSNS
利用を全面的に禁止するという法律が成立しました。施行は2025年12月を予
定しております。

こうした中、2025年10月1日には、愛知県豊明市がスマートフォンなどの
適正使用の推進に関する条例を制定し、マスコミ報道等でも話題となりました。こ
の条例の目的は、スマートフォンの適正使用を推進することにより、睡眠時間の確
保や家庭内でのコミュニケーションの促進を図り、子どもが健やかに成長できる環
境の整備を目指すものです。基本理念としては、市民・家庭・学校・地域が相互に
連携し、子どもが人とのつながりを大切にしながら健やかに成長できるよう、スマ
ートフォンなどの適正な使用を推進することが掲げられています。また、市民の責
務として、学業、仕事以外のスマートフォンなどの使用時間を、1日当たり2時間

以内を目安とし、適正な使用に努めることが求められています。

法案や条例化にはいろいろな考えがあるところですが、こうした動きは子どもたちの健全な育成に向けた重要な取組であると考えます。

そこで、本町として、このような動きに対してどのような認識をお持ちか、教育長に聞きたいと思います。これを最初の質問といたします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

オーストラリアにおけるSNSを利用する際の年齢制限を規定した法律、また、愛知県豊明市のスマートフォン等の適正使用推進をうたう条例の制定については大きく報道されまして、教育に携わる者といたしまして強く関心を持ったところでございます。

スマートフォン等は非常に便利かつ有効な道具として存在しておりますが、一方では、議員のほうからもありましたように、学校におきましてSNSによる誹謗中傷とか、あるいは心身の健康被害などのトラブルも聞いております。このような中におきまして、オーストラリアの法律や豊明市の条例が制定されたものと認識しております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） このような動きはよそごとで済ませるのではなく、みんなが活動の意図を読み解き、考えるときだと思えます。

次に、ICT教育とスマートフォンの私的使用の現状について質問します。学校では、ICT機器に1日どの程度の時間を関わっていますか。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

学校で1日にどの程度の時間、ICT機器に関わっているかの時間につきましては把握しておりませんが、4月に行われました全国学力学習状況調査におきまして、タブレットの使用状況を尋ねる項目がありました。その結果によりますと、小学校6年生で、「ほぼ毎日タブレットを使用している」と答えた児童の割合は、大崎町が42.0%、鹿児島県が35.4%、全国が24.5%で、県や全国より上回った数値が出ております。

中学校3年生で、「ほぼ毎日タブレットを使用している」と答えた生徒の割合は、大崎町が72.7%、鹿児島県が28.9%、全国が29.5%で、県や全国の割合を大きく上回っております。小中学校ともにICT機器に積極的に関わっていると考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 本町中学3年生の72.7%が毎日タブレットを利用していると聞くと、教育現場にICT教育が既に深く根付いていることを実感します。だ

からこそ、学習以外の場面での適切な利用方法についても、今後しっかり考えていく必要があると思います。

それでは、本町の小中学生のスマートフォン保有数について、家庭のスマートフォンを子どもが使用する場合も含めて教えてください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

令和6年度のインターネット利用等実態調査によりますと、スマートフォンの所持率は、本町の小学生で39.8%、中学生で72.7%でございます。

また、スマートフォンも含めて、自分で自由に使える機器の所持率につきましては、小学校で79.2%、中学生で95.7%でございます。家族の端末からインターネットを利用している子どもの実態は把握しておりませんが、自分で自由に使えるゲーム機やタブレットからインターネットを利用している児童・生徒が増えている実態があるのではないかなど考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） それでは、家庭での学習以外の使用時間や、逆に、誰もスマホを持たない時間などの統計はありますか。

○教育長（穂園正幸君） 家庭での学習以外の使用時間につきましては、令和6年度のインターネット利用等実態調査によりますと、インターネットを最も長い時間利用している割合は、本町の小学生は、音楽、画像、動画の閲覧やダウンロードが53.4%、ゲームが30.1%でした。中学生は、音楽、画像、動画の閲覧やダウンロードが35.9%、ゲームが34.4%ございました。

スマホを手にしないう時間についての統計は取っておりませんが、学習以外でインターネットを利用している子どもが増えている実態があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） それでは、スマホ依存と健康被害について質問します。小中学生のスマホ依存症は、睡眠の質を著しく低下させるリスクが指摘されています。特に、夜遅くまでゲームや動画視聴に夢中になることで就寝時間が遅くなり、慢性的な寝不足や日中の集中力低下につながっていきます。

また、スマホの強い光は体内時計を乱しメラトニンの分泌が抑えられるため、寝付きが悪くなりやすいという特徴もあります。さらに、目の疲れや視力低下、運動不足による体重増加など、健康被害は多岐にわたります。

小中学生のスマートフォン依存による睡眠不足や集中力低下について、学校現場でどのような実態把握や対応がなされていますか。

○教育長（穂園正幸君） スマートフォン依存という線引きは非常に難しいところでご

ざいますが、因果関係のそれぞれの実態調査はできていないところです。

令和6年度インターネット利用等実態調査の自己評価では、本町の小学生は、「インターネットを長時間利用している」と答えた児童の割合は41.1%、「インターネットの利用制限をされるといらいらする」と答えた児童の割合は21.5%でした。

中学生は、「インターネットを長時間利用している」と答えた生徒の割合は39.1%、「サイトの利用やメッセージのやりとりで勉強に集中できない」と答えた生徒の割合は21.9%、「インターネットの利用制限をされるといらいらする」と答えた生徒の割合は20.3%でした。

これらの結果から、子どもたちにスマホの長時間利用や、利用による集中力低下などが見られるようです。実態把握は学校での様子、あるいは学校生活アンケート等から子どもたちの状況を確認し、個別に指導しているところでございます。

対策といたしましては、学級活動でインターネットと健康被害等の関連の授業を行ったり、令和2年度に出された携帯スマホ等利用ルール10箇条を掲示したりするなどに取り組んでいるところでございます。

保護者に対しましては、学級PTAでルール10箇条を確認するなどの啓発に取り組んでおります。大崎小学校では、家庭教育学級で小児科の先生を招いて、医師の視点からネット依存と適切な使い方についての講話や、児童保護者向けに子どものネットリスク教育研究所の先生を招きまして、ネットとの関わりや被害の状況について講話をしていただいたところでございます。令和6年度に本町で行われた生涯学習県民大学では、保護者等を対象に、鹿児島大学の先生を招きまして現在のSNSの使用状況、トラブル、親子での使用法などを教えていただいたところでございます。

このように、各学校では児童・生徒、保護者に対しまして、スマートフォンと健康被害などについて学ぶ機会を設けているところでございます。

以上でございます。

- 3番（岡元修一議員） 今の話を聞いて、やはり長時間利用による弊害は数字にも表れているように感じます。沼が深くなるほど抜け出しにくくなるように、依存が強まる前に家庭で考えるきっかけを与えることが大切です。

それでは、医学界では使用過多による急性内斜視の危険性も指摘されています。左右どちらかの目が急に内側に寄って、視線がずれる症状を指し、ものが二重に見えたり遠近感や立体感の把握が難しくなったり、近くのを長時間見続けることが一因とされ、内斜視が改善しない場合は手術が必要になることもあり、小さい子どもが端末を見過ぎないように保護者が注意することが大事だと話しています。

急性内斜視の健康障害が生じる危険性について、学校や家庭でどのような指導対策を進めていますか。また、本町で症例の報告はありますか。

○教育長（穂園正幸君） ICT端末を長時間利用することによる健康被害への危険性の周知につきましては、年度当初や長期休業前に、学級活動や集会活動で児童・生徒と確認したり、あるいは学級PTAや保険だよりで保護者に周知したりするなどの対策を図っているところでございます。

端末の長時間による急性内斜視など健康被害の症例につきましては、現在のところ報告されていないところでございますが、今後とも未然防止に向けた取組が必要であると感じているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 今のお話で、幸いにも症例の届けがないのは一安心ですが、取組はこれからも続けていただきたいと思います。

次に、ICT教育と私的利用の線引きについて質問します。学校におけるGIGAスクール構想の推進により、ICTを活用した学習が日常化する中で、私的なスマートフォンの使用との線引きや使い方の指導がますます重要になってくると考えます。

先日、子育て世代の方と話をする機会がありました。第一の目的は、連絡用として子どもにスマホを持たせているが、スマホ機能を使える状態であり、正直不安もあるが線引きはできていないとのことでした。こうした声も踏まえ、学校ではGIGAスクール構想に基づくICT活用と私的なスマートフォン仕様との違いや使い方のルールについて、児童に対してどのような指導啓発を行っているのでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） GIGAスクール構想に基づくICT機器や私的なスマートフォンの使い方につきましては、SNSへの誹謗中傷を書かない、個人情報をお教えなど情報モラルを守ることや公的なICT機器は私的には使用しないことなどを指導しております。

学校ではSNSのトラブルの実例や未然防止策など情報モラル教育を実施し、子どもへの注意喚起を図っているところでございます。保護者へもフィルタリングの設定や家庭内での使用方法の話合いなど、学級PTAで確認したり、文書を配布したりして注意を喚起して促しているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 先ほども伝えたとおり、保護者によっては世の流れから子どもにスマートフォンを持たせているが、使わせ方に不安を持っている方もいます。そういうことも、是非考慮していただきたいと思います。

それでは、スマートフォンの長時間使用や依存傾向は子どもたちの生活習慣や健

康に及ぼす影響も懸念される中で、学校・家庭・地域が連携して取り組むべき課題であると考えます。

本町において、地域や家庭と連携したスマートフォン依存対策の啓発活動の取組があれば、その具体的な内容についてお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） 先ほども申し上げましたが、町PTA連絡協議会とも連携して作成した、携帯スマホ等利用ルール10箇条の啓発を定期的に行っております。議員さんも御案内だと思います、これが携帯スマホ等利用ルール10箇条、これは町P連、それから校長会、あるいは教育委員会と一緒につくった文です。これの定期的に啓発を行っているところです。

また、企業と協力いたしまして作成した、活用型情報モラル教材「GIGAワークブック大崎」がありますが、それを利用してスマートフォン等のメディア機器の適正な使用についての教育に取り組んでおります。

また、先ほど答弁いたしましたとおり、児童、保護者に対しましては、講話や家庭教育学級、生涯学習県民大学の場を活用して啓発しているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） では、次に、読書習慣の減少について質問します。10月27日の日本教育新聞に、「読書しない子、10年で1.5倍」という見出しの記事が掲載されておりました。記事によると、東京大学社会科学研究所とベネッセ教育総合研究所が、同じ母親集団を対象に10年間継続して調査を行った結果、小中高生の1日の中で読書をしない割合が1.5倍に増加したと報じています。

具体的には、最新の調査では「読書をしない」と答えた子どもが53.27%と過半数を超え、10年前の34.7%から大きく増加しました。調査では、読書時間と語彙力の関係、スマートフォンの利用や保護者の影響なども分析され、読書時間が長いほど語彙力が高い傾向が確認されています。この結果を受け、学習院大学の教授は、「様々な調査で読書と学力の関係性が示されている。子どもに読書習慣を身につけさせることが社会に求められている」と指摘しました。

また、ベネッセ教育総合研究所の主席研究員は、「デジタル機器が普及しているが、重要なのは紙、デジタルを問わず、まとまった文章に向き合う時間を確保すること。保護者が学ぶ姿勢を示すことは、子どもへの手本になる」と述べています。

こうした指摘から、やはり家庭での向き合い方が重要であると感じます。読書習慣の減少について、教育委員会としてどのような危機感を持っていますか。また、語彙力の低下が学力全般に影響する可能性について、どのように捉え、対策として、学校現場で読書時間を確保するための取組はありますか。

○教育長（穂園正幸君） 令和7年度全国学力学習状況調査の1日の読書時間について

は、小学校6年生の児童が1日に30分以上読書をしている割合は、大崎町が29.6%、鹿児島県が34.9%、全国が31.1%でございました。同じく、中学校3年生の生徒が1日に30分以上読書している割合は、大崎町が19.2%、鹿児島県が27.2%、全国が21.4%でございました。いずれにいたしましても、毎日30分以上読書している児童・生徒の割合は、県や全国を下回っている現状でございます。

この調査の読書時間と正答率の相関関係では、正答率が高い子どもは、毎日30分から1時間の読書をしているという結果が出ております。正答のためには、読書時間が重要な役割を果たしていると考えております。

子どもたちの読書時間を確保するために、各学校では朝読書や国語、学級活動の時間等を利用して読書に取り組んでいるところでございます。読書習慣を身につけさせるために、各学校では校内読書週間や読書月間、読書祭りの設定をしているところでございます。

また、PTAによる読み聞かせなどを実施し、子どもたちが本に触れる機会を確保しているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 改めて考えてみると、GIGA学習だけでは図れない読書の力はやっぱりあります。読書習慣のある子は、国語だけでなく数学や理科の成績まで伸びていることがわかっています。私的には、学校では読書を楽しいと思わせる工夫が必要で、家庭では学習時間と睡眠時間の間に読書を入れることでスマホが入り込む余地を減らせるのではないかと思います。

それでは、地域の大人が学ぶ機会を示す機会を増やすために、教育委員会としてどのような支援が可能でしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 子どもにとって身近な存在である保護者や周りの大人が積極的に読書に親しむことで、子どもに読書習慣を身につける作用があると認識しております。

教育委員会では、子どもの読書活動につきまして、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を推進するために、本年度から5か年にかけて第5次大崎町子ども読書活動推進計画を策定しております。具体的な取組では、家庭への支援といたしましてブックスタートやセカンドブック、図書館祭りの開催、あるいは乳幼児期における読み聞かせや、わらべ唄に親しむ活動等に取り組んでいるところでございます。

また、子どもの読書活動を推進する町立図書館の取組といたしまして、インターネットによる蔵書検索の導入とデジタル社会に対応した読書環境の整備や、学校図

書館と地域図書館併用の取組を実施しているところがございます。

そのほかに、野方支所や社会福祉協議会等に一般図書を貸し出しております。さらに、図書館まで来られない高齢者等には宅配サービスを行うなどの支援をしております。

今後とも、子ども読書推進のために、地域の大人の方々も読書に親しむ環境づくりに、教育委員会といたしましても支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） それでは、今後の展望として、デジタル機器の普及と読書習慣の共存について、教育行政としてどのような方向性を考えているか。

○教育長（穂園正幸君） 本年度から実施の第4次教育振興基本計画の教育の情報化の推進の中に、無線LANの整備等を行い、ICT活用教育のさらなる充実が図られております。

また、振興基本計画の子ども読書活動の推進の中で、第5次大崎町子ども読書活動推進計画に基づきまして、家庭・地域・学校が連携した取組を推進し、引き続き、乳幼児から高校生までを対象とした1日20分間読書活動を掲げまして、デジタル機器の活用を読書習慣を身につける施策を並行して推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） スマホは本当に便利な道具ですが、子どもたちにとってはまだ強い刺激となり、使い方次第では大きな影響を及ぼします。子どもが様々なことに興味を持つのは大切な成長の一部です。その好奇心を健やかに育むために家庭での見守りが欠かせません。親子で一緒に使い方を考えたり、時間を区切って過ごしたりすることで安心できる環境が生まれます。

ただし、家庭だけで抱え込むのではなく、地域や行政も支え合う仕組みが必要です。例えば、スマホとのつきあい方を学ぶ講座の充実や、子どもと保護者が一緒に参加できる交流の場を行政が提供することで家庭の取組を後押しできます。

さらに、本町独自の対策冊子を作成し、住民とともに考える場を増やすことも有効です。この冊子の目的は、スマホ利用に関する基本的なルールや工夫をわかりやすくまとめ、家庭や学校での話合いのきっかけを提供することです。単なる注意喚起ではなく、親子が一緒に読みながら、どう使うかが考えられるようにすることを目指します。

また、住民参加の方法としては、冊子の作成段階から意見募集を行い、保護者や教育関係、子どもたちの声を反映させる仕組みを取り入れます。完成後も、冊子を活用したワークショップや座談会を定期に開催し、地域全体で課題や工夫を共有で

きる場を設けることで、冊子が読むだけで終わらず、実際の行動につながるようになります。親子の会話や信頼関係を土台に、地域全体で子どもたちの未来を支える環境をつくっていくことが大事です。

冊子作成について、教育長の御意見をお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 先ほども述べましたが、町PTA連絡協議会とも連携して作成した携帯スマホ等利用ルール10箇条や、あるいは企業と協力して作成した活用型情報モラル教材「GIGAワークブック大崎」の啓発を定期的に図ってまいりたいと思っております。

また、現在、スマホ対策は、ネット上でも適切な使用方法を指導する教材が整っていることから、学級PTAや、あるいは家庭教育学級等で活用を図ってまいりたいと考えておりますので、現在のところ、スマホ対策の冊子の作成は考えていないところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） それであれば、是非、本町がよい対策冊子と出会ってほしい。

では、次に、地域・学校協働活動事業の教育プランの目的と位置づけについて質問します。現在、地域・学校協働活動事業において、持留小学校と郷中学舎と銘打った教育プランが実践されています。資料によれば、その目的は次の3点です。1、すべての子どもたちの可能性を引き出すために、個別・適切な協同的な学びを実践する。2、タブレットを活用した学習により、意欲の向上やICT機器のスキルアップを図る。3、地域の方々の見守りを受けながら、地域への敬愛や故郷への愛着を育むこと。

そこで、お尋ねします。この教育プランは、第4次大崎町教育振興基本計画に基づくものなのでしょうか。具体的な内容についてお示してください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

郷中学舎につきましては、本年4月に策定いたしました第4次大崎町教育振興基本計画に基づきまして、本年度新規事業として取り組んでいるところでございます。その基本計画の今後5か年に取り組む施策の1つに、地域を支える次世代の人づくりを掲げ、様々な体験活動やふれあい活動などを支援するために郷中学舎を開設しております。

郷中学舎の具体的な内容につきましては、議員もおっしゃいましたが、現在、持留小学校が開設しておりますが、原則として学校の授業のある日、火曜日と水曜日、そして金曜日の週3日間、授業終了時刻から18時までの時間としております。時間割といたしましては、授業の終了時刻から16時までを宿題の時間、16時から

17時までを学力向上の時間、17時から18時までをICT学習の時間としております。

また、協力員につきましては、公民館分館長を含めて4名の方に協力をお願いしているところでございます。

児童の参加者につきましては、全校児童26名のうち24名が参加しているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） それでは、今までのところ、児童、保護者、教職員からはどのような反応でしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 先ほども申しましたが、児童と保護者の反応につきましては、全校児童の26名のうち24名が参加している状況を鑑みますと、需要は高かったと感じているところでございます。

また、保護者説明会に公民館分館長さんが直接出席されて、この事業に協力するとの説明があったことから、保護者の方々も大変感謝されていたと聞いております。

教職員の反応につきましては、職員会議を2回行ったと聞いております。1回目は、実施上の問題点などについて協議がなされました。2回目の会議では、改善策について、全職員から了承を得られました。

また、教職員からは、業務改善の上でも地域の子どもの学習を見守ってくださる、今までにないよい取組ではないのかという御意見もあったと聞いております。さらに円滑に実施していくために、必要となる放課後の空き教室の選定や、鍵の開きしめといった管理方法等についても対策を行っていただいております。円滑な実施につながっていると感じているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） では、将来的には、町内の全学校への展開が目標だと思いますが、展望と今後の課題をお示してください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

今後の展望につきましては、現在、持留小学校で実施しておりますが、菱田小学校につきましては、冬休み期間中に試行的な実施を予定しております。今後、児童と保護者への要望調査を経て、3学期中の開催を目指しているところでございます。

野方小学校につきましては、空き教室がないことから、場所の選定も含めまして3学期中の開設を目指しております。大崎中学校につきましては、町内一円の生徒が対象となることから、開設場所や時間などを現在検討しているところでございます。

今後も、持留小学校の実施上の課題等を踏まえた上で、体制が整った学校から実

施に向けて、地域の皆様と連携しながら順次進めてまいりたいと考えているところでございます。

一番の課題につきましては、地域の見守り員や協力員の人材の確保が課題だと考えておりますので、今後とも、各公民分館や学校運営協議会等へお願いいたしまして人材確保にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 3番（岡元修一議員） 郷中教育の取組には共感しますし、応援したいと思っています。しかし、肝腎なのは、教育現場の環境の変化に振り回されることなく、地域の支えがずっと続いていけるかどうかが大事だと思うんです。環境を受けるのは、やはり子どもたちですから、提案側の責任も踏まえ、負担が一部に偏らず、皆で支え合いながら長く続けられる活動になりますように、是非かじ取りをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

- 議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩いたしたいと思います。次は、1時48分から行います。

-----○-----

休憩 午後1時37分

再開 午後1時48分

-----○-----

- 議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、11番、鷺東慎一議員の質問を許可いたします。

- 11番（鷺東慎一議員） さきに通告してあります第4次教育大綱の進む方向性と第3次の評価検証についてを先にお伺いいたします。

令和2年5月に策定した現行の大崎町教育大綱が令和6年度末で経過期間満了を迎えることから、新たに令和7年度から11年度までを計画期間とする第4次教育大綱の進む方向性、及び第3次大崎教育大綱の評価・検証についてお示しいただきたいと思います。

まず、最初に大枠のほうを説明していただいて、各論につきましては、また個別に質問させていただきます。

- 教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

第4次教育大綱の進む方向性と第3次の評価についてでございます。第3次では、「人間性豊かでたくましく生きる、輝く人づくり」を基本目標に、5つの本町教育施策の方向性のもと、24の施策を体系化して取り組んできたところでございます。その間、GIGAスクール構想による児童・生徒の1人1台端末や、学園支援ツ-

ルの導入、校舎の大規模改修工事、部活動地域移行検討委員会の設置、特別国民体育大会の開催、各種の体験活動などの取組を進めてきたところでございます。

計画の進捗状況につきましては、毎年、大崎町教育委員会外部評価委員会を開催いたしまして、事業の点検・評価を行い、その結果を議会に報告し、ホームページでも公表しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして十分な成果を上げられなかったことがあることは否めないところでございますが、一方、創意工夫をこらしながら成果を上げたものもでございます。第4次におきましては、大崎町持続可能なまちづくり条例や、第3次大崎町総合計画に基づきまして、教育・子育ての重点目標の具現化のために第4次大崎町教育大綱を作成したところでございます。

基本理念は「夢や希望を持ち、大きく咲き、未来をつくる大崎の教育」、基本目標を「主体的に学び、共に支え合い、たくましい自立力、社会力を備えた人づくり」を掲げまして、5つの本町教育施策の方向性のもと、27の施策に取り組むことにしているところでございます。

以上でございます。

○11番（鷺東慎一議員） 今回、教育長のほうからもありましたように、外部評価委員会の報告書見させていただきました。この中でですね第4次大崎町基本振興計画の策定もございました、これに際しまして、今回から、外部人材を登用した作成委員が入られたということで、どのような策定委員が入られて、どのような議論をされたのか御説明をいただければと思います。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

まずもっては、鷺東議員におかれましても、策定委員会のメンバーに入っていたかと思えますけれども、議会代表ということで2名、それから大学の、鹿大の教授でございましたけども2名の方、それから、本町の小学校、中学校の校長が2名、それから地域の方に参加していただきました。

今まで3次まで計画が立案されておりましたけども、すべて教育委員会事務局のほうにおきまして作成しておったものでございますが、向こう5年間の第4次につきましては、やはり大学教授ですね専門の方ですとか、地域の方のお声を反映させるべきであろうということでメンバーをお願いいたしまして作成した次第でございます。

以上でございます。

○11番（鷺東慎一議員） 多様な人材ということで、これは確かに私も入っております、中身の濃い議論ができたのかなど。多角的にいろいろな外部の方を入れることによって新しい空気が入っていく、風が入っていくことによって改革を含めて方

向性が出てくるのかなとは思いました。まとめられた鹿大の教授の方はですねうまい具合にまとめ方をされていてスムーズな進行なんだな勉強になったところでした。

おおむねこの外部評価を見るとですね今年度の8月のやつに関しましてはおおむねうまい具合に進んでいるという評価が出ておりました。その中でですね、今年度の大綱で1点だけ、重点目標等も結構多岐にわたるんですが、その中の1つに、子どもの夢が育む教育環境の整備を上げられておりますけども、働きがいのある仕事を創出し、地域経済を活性化する、人口減少対策とかいろいろある中で、環境整備の部分について、今後、教育環境の整備をする上でどのような環境整備を行っていく考えが教育長にあるのかお尋ねしておきたいと思えます。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど答弁の中で、教育大綱は総合計画のほうの大きな上位の計画ですので、それに基づいて策定したとしておりますが、御案内のとおり、第3次大崎町総合計画の中の重点目標3がありまして、この中に、子どもの夢を育むまちをつくるというのがあります。この中に、夢や希望応援プロジェクトという事業がございますが、その中が教育委員会が所管している部分でありまして、ここも教育大綱に掲げておりますが、こういうような事業内容を読みたいと思えますが、地域協働活動を活性化させるために学校運営協議会を支援し、大崎町の歴史・史跡・環境・産業をキーワードに、ふるさと大崎町の特色に触れ、郷土への愛着と自らの役割や生き方への意識を高める取組を推進するというので、先ほどの議員の方々の質問でもありましたが、郷中学舎であるとか、地域の方々も学校に入っただいて、学校と地域が一緒になって子どもたちが夢や希望を持てるような取組を進めていければと思っております。

また、学校運営協議会も、地域の方々も委員になった協議会がございますので、そういう中で子どもたちを育む意見を聞いたりしながら、学校と地域が一体となって子どもたちの健やかな健康、健やかに育つように、そして夢や希望を育む、そういうような町になってくれるように教育委員会も取り組んでまいりたいと思えます。以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 共同で行うということですね。行政が行うのは教育委員会も執行部もなんですけども、教育環境の整備、これはハードもソフトも含めてですけども、これをまず行うことが行政に対する役割であると思うんですけども、そういう部分では、今、教育長が言われたように共同でいろんな方々を入れながら行うのはやっぱり必要であります。

その中で、前の一般質問もあって、ほかの議員だったかもしれませんが、菱田地区をモデル地区として環境の整備をモデル地区として行うと確か、前聞いたよ

うな気がするんですが。それは現状どうなっているのか、ちゃんと稼動して動いて
されているのか、そこを含めた部分をお聞きしておきます。

○教育長（穂園正幸君） 質問の趣旨が、菱田地区のモデルのことであれば、多分、地
域コミュニティのことであるかなと思っておりますけれども。地域コミュニティで
あれば、所管がちよっと違いますので、教育委員会は分館の館長さん方の会もあり
ますので、そういう進捗状況については分館長会等でも地域コミュニティの進捗状
況を報告していただいたりして情報を共有しているところではございます。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 失礼いたしました。地域コミュニティでした。

これに対しては教育関係はタッチしていない、子どもたちの学ぶ場とかいう話合
いをされるというのはなかったでしょうか。そのようなアクションがあったような
イメージがあったのでお聞きしたところです。なければいいです。

○教育長（穂園正幸君） 直接、教育委員会のほうが菱田のモデル地区のコミュニティ
の会合に出て行くのではないと承知しているんですが。

先ほども申し上げたとおり、公民分館長会は月1回ございますので、その中で川
畑分館長のほうから、こんなコミュニティの会議があって、今、こんなふうに進め
ているところだとか進捗状況の報告はありますので、我々も、今そのような形で進
んでいるのだというところは情報共有しながら把握しているところではございます。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 地域コミュニティの方々もやはり教育は関心があると思う
んですよ。是非、多角的にタッチしていただいて共同してやっていただければなと
思います。

紙には書いておりませんが行政のほうには伝えておりますけども、基本的
に、今まで私が一般質問した現況と進捗状況を含んだ答弁を求めたいんですが、ま
ず、始めに、第4次教育大綱にも入っていますけど、不登校児の現況と、その支援
状況及び対策について一般質問して、いろいろな部分で答弁をいただいております
が、校内の教育指導センターだけでなく適用指導教室の設置はできないかと質問さ
せていただきました。あと、併せて障害児支援の現況と今後の方向性について、校
内教育支援センター、特別支援学校等を含んだそういう支援センター等できない
かという質問をしておりましたが、現況として行政を含めましていろいろな事業を
すぐ動いていただいておりますが、現況と進捗状況をお示しいただければと思いま
す。

○教育長（穂園正幸君） 不登校児童・生徒の現況と、その支援状況及び対策について
お答えいたしたいと思えます。

町内の小中学校における今年度の、30日以上欠席している児童・生徒につきましては、令和7年10月末の段階で小学校が5名、中学校で14名いる状況でございます。

支援状況及び対策につきましては、担任による定期的な家庭訪問や電話連絡、スクールソーシャルワーカーによる見守り、あるいはスクールカウンセラーの活用などを行っているところでございます。

また、中学校においては、校内教育支援センターとして、自分の学級に入りづらい生徒が、学校の中で自分に合ったペースで学習生活ができる居場所としてスクールソーシャルワーカーが運営する教育相談室を大崎中学校内に確保しているところでございます。

すべての子どもたちの学びの機会を保障し、多様な学びの場を確保するために、令和6年度より校外の教育支援センター、これが昔の適用指導教室といわれている部分です。これは、令和6年度より、なないろキャンパスということで開設しているところでございます。本年度は、常駐の会計年度任用職員が1人、不登校支援員が4人、学習指導員1人を配置し、児童・生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所として運営しているところでございます。現在、小学生が3名、中学生が1名、利用しており、なないろキャンパスでの活動状況につきましても、学校と情報共有を図っているところでございます。

今後も、不登校児童・生徒の支援だけでなく、保護者の相談場所や各種情報提供できる場をつくり、学校や民間のフリースクールと関係機関と連携して、児童・生徒の社会的自立に向けた支援を一層充実していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- 11番（鷲東慎一議員） 質問して、すぐ行動に移して施策としてしていただいたことには大変評価しております。教育相談室、学校にある、これは多分中学校だけあるんですか、中学校だけということなんです、小学校まで広げる予定があるのかどうか、実際、相談室に対してどれぐらいのお子さん方が来ているのか併せて教えていただきたいのと、ちょっと委員会形式になりますけども、なないろキャンパスについては総務厚生常任委員会で資料提出しまして、今朝資料が議員みんなに配付されております。この内容につきまして私もよく存じない部分がございます、今、教育町のほうから若干説明がありましたけども、ペーパーの補足説明がほしいんですが、教育支援員が4名で、会計年度任用職員が1名、全部で5名が参加されているということなんですけれども、そのうち1人が地域おこし協力隊で、この予算に入っていないということなんです、その部分と利用状況、出席対象人数と

延べ出席人数と分けてあります。前聞いたときに、実際はこの施設を利用する場合は学校が許可した人しか入れないということでお聞きしていたんですが、延べ出席数の人数の方はその対象外になっていると思うんですが、この辺りの取扱いの違いについての説明と、小学校、中学校、中学校は1校しかありませんけども、小学校はすべての小学校がこれに入っているのかどうか、そこも含めた補足説明を示していただければと思います。

○教育長（穂園正幸君） 具体的な数値等につきまして、管理課長のほうに答弁させます。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

まず、中学校にあります支援教室のことでございますが、現在の利用を希望している生徒が最大で7名おりますけども、常時支援教室を使っている生徒は3名ということでございます。その他、昼休みとか休み時間を利用して、受託者であります小山相談員のもとに、ちょっとした相談でも部屋を訪れるという生徒がおりますので、大体、今のところ月平均四、五十名の生徒が相談に見えているようでございます。

それから、現在は中学校での展開ですけども、小学校に展開する予定はないかということでございますが、今のところ、人員の件もございまして、現段階では今のところ、小学校では展開の予定はないところでございます。

それから、なないろキャンパス、今朝ほど委員会に求められた資料で、今朝ほど配られたということでございますけども、スタッフが、なないろキャンパス自体が昨年度は火曜日と木曜日の週2日だったんですけども、本年度から月曜日から金曜日までやっております関係で会計年度任用職員が1名、その他、学習支援員も含めまして4名、プラス地域おこし協力隊のメンバーが加勢がいただけるということでおりますので、5名で今展開しているところでございます。

学校につきましては、小学校が3名、中学校は1校しかありませけれども、中学生が1名ということでございます。お配りした資料につきましては、今現在、4名登録してなないろに来ているわけでありまして、その子たちの出席のトータルの数値がここに入っております。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 延べ出席数は3名と1名の、小学校、中学校合わせて4名の総数ということで認識させていただきました。

今、課長のほうがいわれましたが、小学生が大崎小学校以外の生徒もいらっしゃるのかなというニュアンスでお聞きしたんですが、ここを聞く理由は、経費実績で職員が5名ですよね、予算が256万、プラス地域おこし協力隊が入りますから、

さらに500万近くぐらいになるのかなと思っていますけども、予算規模的にですね。子どもたちが小学生と中学生と合わせて4人で、支援員が5名ということなんですけども、これだけ必要なのか、何でこれをいうかいったら、他の小学校とか野方校区とかそういったところにも分散してやってもいいのかな。せつかくこういうのをつくられているし、必要でもあると思うんですけれども、1年たないと、まだ1年たっていないから、トータルして我々も見えていかないといけないんですが、現況としてどうなのかなとやっぱり思われていると思うんですが。あと、職員の専門性、これは後の質問にもつながってくるんですけども、やはり生徒を見る場合、専門的な分野がいわれる部分が、先ほど教育長が言われるソーシャルワーカーとか含んだものをもっていらっしゃるのか、職員の方々、地域おこし協力隊も含んでですね。その部分を御説明いただければ。

○教育長（穂園正幸君） なないろキャンパスの件で、あと数字の件については、また課長のほうが答弁いたしますけれども、大きな流れの中で、先ほども現在のところの不登校児童・生徒の数を申し上げましたが、20名弱の子どもたちが町内に不登校の子どもたちがおります。学校まで行ける子どもは中学校に相談室みたいな形でいけるんですけれども、そこまで行けない、学校に足が向かない子どもたちもおりますので、それが20名弱だといたしますと、その子どもたちがいつ来るかわからない状況です。常に4名ということはないわけで、ひょっとしたら、また今日、2名プラス来るかもしれないというようなことで職員の体制は、一応マックス来る場合も想定しながら体制はつくっているところではございます。

そういうような意味で、先ほど議員のほうから専門性ですね、特に不登校の子どもたちは困り感がある、心理的にいろんな部分もありますので、お一人は心理士の方が入っていただいているところなんですけれども、スクールカウンセラーでありますとかスクールソーシャルワーカー的な資格を持った方々がなかなか町内の中でも見当たらないし、勤めていただくというような環境に、本当はそういう専門的な人が携わっていただければ一番いいかなとは思っておりますけれども、今のところはそういう形でスタートしているということで御理解いただければと思います。

数字的なことにつきましては、課長が答弁いたします。

○教委管理課長（相星永悟君） 町内の所属している学校ということでしたけども、1名が、本人の徒歩あるいは自転車で通学できるような距離ではございませんで、保護者が送迎しております。残りの3名は、歩いて来れたり、保護者が送迎とかいたしておりますけども、最初申し上げました保護者の送迎ということですので、週1回、1日、この方については週1回の登校になるかと思えます。

それから、先ほどの従事します職員等の有しております資格ですけども、会計年

度任用職員につきましては、小学校の教員免許と、それから幼稚園教諭の免許を持っております。指導員の中で、5名と申し上げましたけども、先に地域おこし協力隊で協力をもらっている方につきましては保育士の資格を持っております。それから学習面を主にさせていただいている方につきましては、町内で学習塾を運営している方々の御協力をいただいております。残りの3名につきましては、昨年度からの引き続きの従事ということでございますけども、1人につきましては社会福祉士、精神保健福祉士、公認会計士の資格を有しておられます。残り2名の方は、スクールソーシャルワーカー、これは資格を有することはないんですけども、そういう資格で昨年1年従事していただいて、引き続き、今年も従事していただいているという状況でございます。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） わかりました。

○教委管理課長（相星永悟君） すみません。先ほど、公認会計士と言ったそうでございます。訂正いたします。公認心理士でございます。よろしくお願いいたします。

○11番（鷲東慎一議員） 各種それなりに、臨床心理士とか医療系の資格を持たれている方もいらっしゃいますから、この辺りはちょっと安心した部分でございます。

引き続き、トータルして今後も伴走型で進めていく必要があると思うんですけども、やはり各校区ごとの学校にこういう施設を考えて、空き教室を含めてですね、そういう困った生徒さんたちがいるんだったらやっぱりそういうのをつくっていくべきなのかなと、考えていく必要があるのか。それか創業して、ここにすべての大崎町内の子どもたちが来れるような状況をつくってやるとか、そういう形のきめ細かい施策を考えていただきたい。後で町長にもお聞きしますので、そのあたりをまた考えていただきたいとお願いしていきたい。今後も見ていきますので。

次に、いじめ問題について質問しているんですが、現況と進捗、変化があったのか、改善されたのかも含めまして教育長の答弁を求めます。

○教育長（穂園正幸君） いじめ問題についてございました。子どもの人間関係、いじめ等に関する現状と対応についてお答えいたします。

まず、いじめの認知の現状につきましては、令和7年10月現在、小学校32件、中学校54件のいじめが認知されております。この認知件数につきましては、年々増えておりますが、これはアンケート等で子どものサインに気づく取組や、ささいなトラブルもいじめと認知して解決していかようとする取組の成果だと考えております。

いじめがあった場合の対策といたしましては、指導対策や指導体制につきまして

は、いじめを発見した担任等は直ちに管理職に報告し、被害児童・生徒の安心・安全を第一に考えまして、教職員間で情報を共有するとともに、組織的な対応を協議してまいります。

そして、第一報として教育委員会に報告、相談することになります。この取組は学級担任だけでなく、学年部あるいは生徒指導部、管理職一体となってチーム学校として対応しているところでございます。

以上でございます。

○11番（鷺東慎一議員） 32件と54件ということで、前回質問したときより相当増えているなと思ったんですが、ささいなトラブル等も含めた部分を細かく入れているということで理解しておきます。

その中で危険な判断をされたいじめは何件ほどございますか。

○教育長（穂園正幸君） いじめによる、例えばいじめによって学校に来れなくなった、不登校になった、いじめによって学校におれなくなって転校を余儀なくされたとか、あるいは生命的に命を絶つとかという事案は聞いていないところでございますが、先ほども申し上げたとおり、認知件数というのは小さなトラブルもすぐさま捉えて早期に対応するというので、その件数が上がっておりますが、今のところ、そういう大きな、転校とかいじめによって不登校になったという事案は発生していないところでございます。

○11番（鷺東慎一議員） わかりました。

重大事案は発生していないということなんですけども、いじめ問題についてはやっぱり早期発見、早期に手を打つということが、小さい部分でも思うんですけども。この部分は教員の働き方にも絡んでくるんですけども、教職員に対する負担割合というのも結構大きいと思うんです。そういう部分を考えれば教育委員みたいな形で事務作業とかいう手続を全部してくれるようなスタッフを学校教育現場にもアウトソーシングで入れるべきなんじゃないか、これは前も言ったと思うんですけど、そのあたりをやっぱり考えているべきなんじゃないか、今はそういう時代でもありませんし、そのあたりを含めた教育長の考え、これは先ほどの同僚議員に関する部分もございまして、再度お聞きできればと思います。

○教育長（穂園正幸君） おっしゃるとおりだと思います。よく報道等でも教員の業務については加重になっていないかという報道等もありまして、本町でも教員の業務支援員を、今現在は大崎中学校と大崎小学校に1人ずつ置いておりまして、先ほど簡易な事務手続や、いろいろ印刷したり、先生方がお困りの部分を手伝うということで教員の業務支援員を配置しているところでございます。

また、先ほども答弁でもう上げましたが、特別支援教育の支援員等も配置して、

教員に加重負担にならないように支援員を補助しながら、困り感のある子どもは多動的になったり、あるいはいろいろな行動が見られたりしますので、そういう部分を支援できるような体制は今整っているところではございますが、まだ、各学校にそういう業務支援員も配置しておりませんので、今後、動向と成果や課題等を整理した上で、また配置に向けた検討等も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

- 11番（鷲東慎一議員） 教育支援員ということで配置されていると、大崎中学校と大崎小学校ですが、今、教育長が言われたように、やっぱり公平性を持っていかないと、教育の場は特に今度の展開として考えて行っていただきたいと申し添えておきます。

もう1つ、今、教員のなり手不足が翌メディアとかでも言われます。チラシなんかでも教員になりませんかというチラシが我々にも来るぐらいの状況である思うんですけれども、今の現状は、現況としてどうなんですか、本当に足りない、募集しても来ないような状況なんですか、本町として。そこあたりを教えてください。

- 教育長（穂園正幸君） 報道等で教員の倍率も、鹿児島全体でも採用の枠は増えているんですが、50代、60代の退職の方々が増えていて、その分を多く採用しないといけませんので、その採用枠に対して集まらないという現状は聞いております。

今まで臨時的任用職員、昔は期限付とっておりましたが、そういう方々がいっぱいいらっしゃるんですけれども、その方々も採用試験を受けていらっしゃる現状で、県内でも、例えば正規の新規採用の方々が50代の方も出たりとか、県内でもそういうような状況はございます。そういう中で、特に、定数上、正規の担任を置くのか、2クラスなのか1クラス、微妙な段階になりますと、やはり臨時的な任用職員を採用しないと回っていかないという部分等もありまして、本町も、本年4月の段階で特別支援学級の先生が足りなかったという部分もございまして、町内のいろんなところに連絡体制を取りながら、やっとお一人見つけて入学式、始業式に間に合うような形で配備できたということがありまして、以前のように豊富な教員の人材がいっぱいいるという状況ではないのかと思っております。県内でも、聞くところによると、まだ未配置の学校もあると聞いておりますので、非常に教員不足というのは、我が町も、大隅地区もそういう状況ではないのかと思っております。

以上でございます。

- 11番（鷲東慎一議員） わかりました。

これは教員だけには限らないんですけども、少子高齢化の中で需要と供給のバランスを含んでですね、やっぱり人が足りないというのはどこの業界、業種でもいわれることではあります。昔は教職員というのはあこがれの職業の1つでもあった部

分もございますので、今後も教職員の募集等に対しても力を入れていただきたいと申し上げておきます。

教育長に対しては、最後に、学力向上の課題について、これも前に一般質問をして、藤井教育長のときにお話をさせていただいて、そのときには大崎町の学力調査では結構上がっていたんですけども、今回、県の発表では、鹿児島県は全体的に落ち込んでいる、あと学ぶ力が特に落ちていますよということでメディアでプレス発表があったと思うんですけども、そのあたりを含めて学力向上の現況と進捗状況につきまして、あと、今後どのような対策を打っていくのかも含めて教育長にお聞きしたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） 学力向上の課題についてでございますが、9月議会でも同様の質問がありまして、少し繰り返しになるかと思いますが、お答えいたしたいと思っております。

全国学力学習状況調査の結果が、全国や県の平均を下回っており、その原因について本町なりの分析をしたところでございますが、本町の実態を分析いたしますと、3つの原因が考えられると思っております。1つ目は、長い文章を読み込めずに回答できていない児童・生徒が増えている状況があります。先ほどの岡元議員のほうから読書量のこともありましたが、本町の子どもたちは少ないというような部分もあるかもしれませんが、回答できていないというのが増えている状況もございます。2つ目は、自分の言葉で考えを、答えを書く問題の正答率が低い状況があります。いわゆる記述式の、自分で考えたものを書いていく記述式の問題が正答率が低いという状況があります。3つ目は、全国や県と平均正答率を比較しますと、上位層が少ない、上位の子どもたちが少なく、下位層が多い状況というのがあります、本町の学力の分析かなと思っております。

これまでも学力向上につきましては、各学校が調査結果を分析し、得点の低い問題、あるいは誤答傾向を全員で把握して授業改善を行ってまいりました。また、一昨年は中沖小学校、昨年度は大崎小学校が大隅地区の研究指定を受けまして、国語科の研究公開を行いました。本年度から来年度までは野方小学校が大隅地区の算数科の研究指定を受けまして、現在取り組んでいるところでございます。さらに、過去の問題やウェブ問題「ヨカモン」などの演習問題に取り組ませ、補充指導、個別指導を行ってきたところです。しかし、これらの取組が直接学力向上につながっていないところが課題であると認識しております。

いずれにいたしましても、あと1問か2問、正答すると県平均、全国平均前後になる状況ですので、今後さらに、学力向上につながらないのはどこに原因があるのか、あるいは授業改善や教師の指導力、演習問題の取組、ICT活用、家庭学習へ

の保護者の取組など総合的に分析いたしまして、各学校とも学力向上につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） やはり、県が言っているように考える力が大幅に落ちているのかと今、感じたところでございます。

今、教育長が言われたとおり課題の抽出ができていますので、今後はその課題をクリアするためにどのような施策を打っていかれるのか、また考えていただいて、よりよい方向性を、大崎町だったら学べるよというぐらいの地域との違いを鮮明に見せていただきたいなと思います。今後とも御尽力いただきければと思います。

続きまして、今度は町長のほうにお伺いいたします。子ども家庭総合支援拠点の目的と内容をお示しいただきたいとお伝えしておりますが、これはどのような支援拠点を目指して、町民に対しての福祉の向上、どのような福祉の向上につながっていくものかを含めましてお示しいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 子ども家庭総合支援拠点については、児童福祉法の規定に基づき、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行うため、最も身近な存在である市町村は設置に努めなければならないとあり、本町では令和6年4月から、保健福祉課内に設置しております。

なお、具体的な説明は担当課長のほうで答弁させていただきたいと思います。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

今、説明がありましたように、保健福祉課のこども家庭係の窓口は、令和6年4月から子ども家庭総合支援拠点の表示をさせていただいております。また、町のホームページや広報誌でも、拠点について周知をさせていただいているところです。

子ども家庭総合支援拠点の具体的な業務としましては、妊産婦から18歳までのすべての子どもの権利が擁護され、地域で健やかに成長するよう、その御家庭に安心していただけるよう、傾聴・共感・承認を念頭に寄り添い、悩みや困りごとの相談に対応し、安心して暮らせるように、必要に応じて適切な機関を紹介するなど、切れ目なく継続的にそれぞれの御家庭に合った支援を提供できるよう努めているところです。

なお、令和8年4月からは、健康増進係に設置しております子育て世代包括支援センターと拠点が統合いたしまして、それぞれが持つ機能を一体的に運営していくためにこども家庭センターを開設いたしまして、妊娠期から寄り添うことで予防的な観点から虐待などの事案につながらないように運営に努めていくというところでございます。

○11番（鷲東慎一議員） 支援拠点、令和6年4月からされていますけど、今、課長

が言われたように妊娠期から18歳まで継続的な支援を目指して開設されたものであり、地域支援の一元化や保育園とか学校、保健センターとか、あと、課題の早期発見等を含んだ部分が目的であると私は理解しているんですが、主な業務内容は具体的には幾つかあると思うんですが、相談支援とか訪問型支援とか情報発信とかいろいろあると思うんですが、どういうふうな業務内容になっていますか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 申しあげました拠点については、要件といたしましては子ども家庭支援員を置くことになっておりますが、これは人口規模、児童数の規模に応じまして、本町は0.9万人未満ということで2人以上の子ども家庭支援員を置くことになっておりまして、今、会計年度任用職員なんですが、職種は医師であったり看護師や保健師等々であればよろしいんですが、我々としましては、今、看護師を2名採用させていただきまして、子ども家庭支援員として設置しております。

それと、担当の子ども家庭系の職員と合わせまして、申されたように訪問したり、各関係機関と連携を取ったりしながら、妊娠期から子育て中のお母さんたちに寄り添ったり、子どもたちに寄り添ったりということを目指してやっております。

せっかくですので、先ほど申しあげました子育て世代包括支援センターと子ども家庭センターについても申しあげましたが、子育て世代包括支援センターは令和2年に設置させていただいたんですが、これは母子保健の分野で健康増進系のほうに看板を掲げさせていただきまして、今申しあげました拠点については子ども家庭系のほうに看板を設置させていただきましたが、国の法改正等によりまして、今度は子ども家庭センター、これは来年度設置するんですが、これは両方の機能、母子保健の部分と児童福祉の部分の併せ持った形の子ども家庭センターということで設置させていただきまして、妊娠期から18歳までの子ども、それから子を持つ親の支援をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○11番（鷲東慎一議員） この部分は行政だけでなく保育園とか学校とか保健センターとかですけれどもいろんな分野と連携していくと思うんですが、そのへんの連携状況はどうなっていますか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） これまでも要保護児童対策地域協議会の御説明をさせていただいたことがあると思いますが、ここに関係する機関とも連携をさせていただいております。

連携をしている部分については、大隅児童相談所や保健所、それから警察、それから学校の代表、保育所、民生委員・児童委員、それから社会福祉協議会、それから児童家庭センター等の予防施設等といったところ、そういった機関と、あと障害

の機関相談支援センター、こういったところと連携を図るようにやっているところ
でございます。

以上です。

○11番（鷺東慎一議員） いろいろなところと連携しているんですが、この中で、総合支援拠点の目的の中にも入っていると思うんですが、ネグレクトや児童虐待を含んだ対応等も入っていると思うんですが、これは私、前に一般質問でしているんですけども、ヤングケアラー等の状況、認識と対応についてですね、このあたりの現況、対策についてはどうなっているかお示してください。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今申されましたヤングケアラー等や児童虐待につきましても、今、申し上げた各関係団体と連携しながら対応はさせていただいております。特に児童相談所のほうには直接相談であったり、学校等からの通報があれば一時保護といった措置もさせていただいているところです。

以上です。

○11番（鷺東慎一議員） ネグレクトや児童虐待、ヤングケアラー等の実際の被害状況を確認している部分、件数で構いませんけど、わかりますか。教えていただければ。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、昨年度と今年度の実績についてお答えさせていただきます。

令和6年度につきましては、まず、本町に対する相談件数、保健福祉課に対する相談件数は6年度は45件、令和7年度現在までで今、37件でございます。そのうち、支援方針を検討するために要保護児童対策地域協議会にて関係機関を集めて個別ケース検討会議を開催した件数は、令和6年度は9回、令和7年度は、今のところ6回であります。その後の対応については、関係機関で見守り支援をさせていただいております。

それから、児童相談所への相談件数、通報件数、その後の対応についてでございますが、令和6年度の相談件数は19件ございました。そのうち、虐待受理件数が6件であります。内訳としましては、身体的虐待が1件、心理的虐待が5件、ネグレクトと性的虐待はございませんでした。

次に、7年度についてですが、相談件数は25件でありまして、そのうち、虐待の受理件数は10件であります。内訳としましては、身体的虐待が1件、心理的虐待が1件、ネグレクト及び性的虐待はございませんでした。ただし、令和7年度分につきましては、まだ調査中であったり、そもそも、通報があったけれども虐待の事実がなく認定されなかったというものも今のところございます。その後の対応については、そのほとんどが大隅児童相談所をはじめ、役場や関係機関での継続的な

見守り支援となっております。ただ、場合によっては、児童養護施設での一時保護による事案もございますので、その場合は引き続き、児童相談所が中心になって支援しているという状況でございます。

以上です。

○11番（鷺東慎一議員） 児相への相談が令和6年から19件、令和7年25件に大分増えておりますが、これについては早くわかった部分もあるのかもしれませんが、詳細を聞き損ねたんですが、令和7年度の25件については、今言われた通報内容は何か、もう一度お聞きしてよろしいですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 25件のうち、虐待が10件です、思われるものが10件あるんですが、そのうち、身体的虐待が1件、心理的虐待が1件、残りについては調査中等ということで、まだ認定されていないというところです。

以上です。

○11番（鷺東慎一議員） わかりました。

15件ほどはまだ内容がわかっていないということなんですが、子どもの虐待、ネグレクトといった部分に対してはやっぱり見えにくい部分が多々あります。昔や近隣の方々が見ていて、横のつながりの中でわかっていた部分とかありますけど、今は個別のアパート、マンション等を含んで核家族化も進んでおりますのでわかりにくい部分もございますが、是非ですね大崎町に住んでいる子どもたち、1人でも多くの子どもの健やかな成長を願って助けられるような方向性を考えて行っていただきたいと思っております。

これに絡んで、育ちにくさを持つ子ども及び障害児支援の進捗状況についてなんですが、町長はすぐ動いていただいて、はぐはぐを誘致していただきました。現況はどうなっているのかを含めて、本町の認識と今後の進むべき方向性につきましてお示しいただければと思います。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） これまでもお伝えしているように、本町でも未就学児が通う児童発達支援や、小学生以上が通う放課後等デイサービスによる支援を中心に行っておりますが、保護者の理解も広まったことなどから年々利用者が増加傾向にあると認識しているところです。

利用の状況につきましては、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する児童の本年11月末時点での報告でございますが、児童発達支援を37名、それから放課後等デイサービスを65名、合計102名の児童が町内外のサービスを利用している状況です。そのうち、町内に1箇所あります事業所のはぐはぐにおきましては、前回、令和5年12月の議会では、児童発達支援が10名、放課後等デイサービスが20名、合わせて30名の登録があり、うち11名が本町の児童であると申

し上げたところがございますが、現在の状況は、児童発達支援の登録者が28名、そのうち12名が町内の児童、放課後等デイサービスの登録者が25名、うち23名が町内の児童でありまして、合わせて、はぐはぐに53名の登録がございますが、うち35名が町内の児童となっております。

また、町としましては、妊産婦や母子・乳児に対する産前・産後ケアや乳幼児の健診、育児相談、つくしんぼ教室、専門職による保育所訪問等により、育てにくさを感じる母親に対する支援を行いながら、特性のある子どもを早期に発見して切れ目なく支援ができるようにということで努めておりますので、そういったことも含めて増えているのではないかと考えているところでです。

以上です。

○11番（鷲東慎一議員） 今、はぐはぐが募集人数を結構オーバーしていて、また、再募集をフェイスブック、インターネット上で案内が出ていましたけども、募集しますと。これに対しての募集状況は今どうなっていますか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 本年も児童発達支援事業所と開設支援事業ということで上限250万円、2分の1補助の予算計上をさせていただいておりますが、当初予算の時点でも問合せ等ございましたが、なかなか開設場所が決まらないということで、これまでも断念されているところでです。

先日も、担当者にまた問合せがあったとは聞いておりますが、具体的な話は聞いておらずというところですが、我々として開設につながるように丁寧に対応していきたいと考えているところでです。

以上です。

○11番（鷲東慎一議員） 募集をされても、なかなか決まっていないという状況で、聞いたら場所がなかなか確定できないということなんですけど、そういった部分も行政側として空き家バンクとか空きテナントとか、これはみんなで力を合わせてやっぱりそういう場所を確保していく。

特に各学校において、多分、校区によっては人数の差があると思いますので、そのあたりも加味しながら、学校が終わった後の校舎を活用するとか、やはりそういった部分の柔軟な対応を考えていくべきなのかなと思うんですよ。今後はそういったことも考えながらやっていく必要があるんじゃないか、せっかく町長がはぐはぐを誘致して、今、大崎町の方々が結構増えていらっしゃるんですよね。多分喜ばれていると思うんです、親御さんにしても近い場所ということで。やはりそういう展開は今後も考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） おっしゃるとおりだと思っております。はぐはぐの入所状況もすごく利用者が多かったりしている中で、先ほど担当課長からありましたように、

我々としても、ほかに開設していただけるようなところを実現すべきじゃないかという事は担当課長とも話をしておりますので、今後、問合せもあるということでありますから行政側の情報提供もしっかりしながら、できるだけ対応を進めたいと思います。

○11番（鷺東慎一議員） 最初にも言いましたけども、やはり行政側がすることは子どもたちが生き生きと育つ環境を整備していくこと、ソフトとハードを合わせてですね。これに対しては私も今までいろいろと質問させていただき提言も助言もしました。それに対してほぼほぼ町長はすぐに実行していただきました。これに対しては高く評価しております。今後、引き続き、かじ取り役が変わりますけども、町長の後も引き継いで方向性的なものはきっちりを出して行っていただきたい。

最後に1点だけ、私が1点だけ思うのは、相信の跡地の使用ですね。町長が内装工事をして子どもたちが学べる場所をつくりたいとのものすごく熱い思いで一般質問のときも言われました。しかし、あそこの空き店舗の状況は今後どうなっていくのか。町長がいる間に方向性をきっちり示していただきたいと申し上げた部分がありましたけども、今後どのような方向で持っていきたいのかという町長の考えをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） マル大崎の利用につきましては、議員さん方御存じのように、いろいろ御指摘を受けてなかなか思うように進められていないというのが実情であります。在り方検討委員会を開催しながら、できるだけ学びの場をつくっていききたいということを委員の皆さん方にも説明し、御理解いただいて、そういうふうに進めていこうとなったところではありますが、子どもたちの学びの場、中高生の学びの場というところを開設したいという思いでいろいろ当たってはみたんですけども、なかなか順調に進んでこなかったというのが現状であります。

しかし、やはり、今、借りている建物でありますので活用すべきだということで考えてはおりますので、所管が総務課でもありますから、今後、利用方法について実現できるように総務課長には申し伝えたいと思っておりますが、在任中にそれが実現できなかったことは本当に申し訳なく思います。また、今後努力もいたします。

○11番（鷺東慎一議員） ありがとうございます。

町長の今までの6期24年、いろいろなことがありました。我々議会としては立場的に考えることは一緒です、同僚議員も言いますが、町民の福祉の向上、大崎に住んでよかったと思われる町民をたくさんつくっていききたい。その願い、考えも一緒に、方向性も一緒です。しかし、我々は行政機関と違ってやっぱりチェック機能に重きを置かないといけない立場でもあります。町民からいろんな意見、一番近い部分でいろんなことを聞きます、これを言ってくれ、あれを言ってくれ、これ

をしてくれ、あれをしてくれと。町長にはなかなかその言葉が届かないでも、我々議員には直接言ってくる部分があります。そういった部分を我々は伝えないといけないという思いで今やっているわけです。でもそういった部分を真摯に町長は対応していただいたということに対しては本当に頭の下がる思いでもございます。今後も引き続き、新しい町長になったとしても同じようにやっていけるような体制であっていただきたいという願いを込めまして私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員）　ここで、暫時休憩いたします。次は、3時ちょうどから行います。

-----○-----

休憩　午後2時51分

再開　午後3時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員）　休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、6番、稲留光晴議員の質問を許可いたします。

○6番（稲留光晴議員）　日本共産党の稲留です。通告書に基づき質問をいたします。

最初は、オオサキポイント運用についてであります。オオサキポイントの運用マニュアル手順書の2ページでございます。オオサキポイント運用のスタートという出だしからありますが、地元で使って地元が元気に、新しい通貨が始まる、こういう出だしであります。本町では地域内の経済循環、地域の活性化を目的としてデジタル地域通貨オオサキポイントの運用をスタートする。お得な特典も盛りだくさん、健康ポイント還元、スマートフォンに健康アプリ「まるけん」をインストールしてウォーキングや体調、血圧、体重など健康の情報を入力するとポイントがもらえて、1ポイント1円として町内の加盟店で使えるとなっております。スマホが苦手という方も安心ください、地区別説明会や集落説明会を開催し、常時相談できる窓口も開設いたします。この通貨が地域の元気のきっかけにあなたの参加が町をもっと楽しくしますということですね。それと、紙の商品券の廃止については、スマートフォンをお持ち出ない方も安心ください、カード1枚で簡単に使えるのでどなたでも気軽に利用いただけますということでございます。

それでは、私も、今回、オオサキポイントの運営に当たって、スマホに応援ポイントと通貨ポイント「チイカ」のやつを入れないといけないということでマニュアルを見ながら入れておきました。時間が非常にかかって、チイカだけは自力で入れられましたが、あとは役場の担当の方に入れていただいた次第であります。

町内の知人の方などからお話を聞きましたが、高齢者の方も、今までにない画期的なことであるとのよい評価もいただいております。

それでは、住民の方々からオオサキポイントについてどういう感想をいただいているかお尋ねして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在実施しておりますスマートフォン購入促進ポイント事業につきましては、住民の皆様から多くの御感想をいただいております。特に、これまでスマートフォンをお持ちでなかった高齢者の方々からは、家族の勧めでスマホにチャレンジすることにした、公式LINEを登録したことで情報を確認しやすくなった、災害時に活用できそうで安心できるといった声が寄せられています。

また、日常生活においても毎日散歩をされる住民の方が多く、健康アプリを利用したいという理由からスマートフォンを購入し生活習慣の改善に役立てているとの前向きな御意見も伺っております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 今、町長からお答えをいただきました。先日、高齢の方の御夫婦と話す機会があったんですが、町長と同級生とおっしゃる方がですね、今申しました、今までない施策じゃないのかと非常にお褒めの言葉をいただきました。その人が言うには、歩くだけでお金がたまるというような言い方をされましたが、そういったことで高齢者の方々も生涯学習とか健康づくりのそういった集団的なグループの方なども今度の施策でオオサキポイントで毎日歩かれる方も何歩歩いたとか、朝の体調とかそういうのがいろいろポイントになると。そこで私も思いました、この通貨が地域の元気のきっかけ、もっともっと楽しくなるということで、あと、先ほど申しましたように高齢者の方々もですね非常におもしろいと。知り合いの方も、この件でコミュニケーションが広がって笑いが出てきたというようなそういった話をされていました。笑うということは一番健康になる基本的じゃないかなというふうに思います。町長が長年健康増進ということでウォーキングをされている、本町でも皆さんにお声かけされてですね歩かれているということで、私も個人的に町長と語ったことはありますが、40年間ウォーキングをずっとされていていらっしゃるということで健康も大事だという思いもあってオオサキポイントというデジタルを利用して始められたと私は思っています。

また、従来の紙でのあれは本当に1万円だけの話になる。今回は健康ポイントが入ることによって、保健福祉課の課題になる、どういった健康診断内容かといったことも自分で、年1回ですけども、入れれば500ポイントが付くようになっています。そういった点から、今回、私は一般質問をさせていただきたいと思います。

それと、あと、私もちょっと考えたんですが、相談内容状況はどうかということなんです、ガラケーとか持っていらっしゃるってスマホに替えられない人、使えな

い人がですね、私もそうですが、スマホを若い人が持たれている中でですね、ガラケーからスマホを持ってない、使えない方々がいらっしゃるわけですね。こういう方々、オオサキポイントを運用するに当たって公平性について、併せて相談内容状況はどうかをお尋ねしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 現在の相談内容はどうかということでございますので、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○総務課長（宮本修一君） それでは、お答えいたします。

オオサキポイントカードの運用開始に伴い、町民の皆様からは多くの御相談をいただいております。特に集落説明会や地区別説明会、ふれあいフェスタなどの場で、職員が直接説明を行ったり、設定を支援する機会を設けております。

まず、ポイントカードの利用につきましては、非常に好意的な反応が寄せられている一方で、初めての利用に不安を感じるとの声もございます。カードは加盟店で提示するだけで決済が完了するため、従来の紙商品券と同様の感覚で御利用いただけます。特に高齢者の方からは、実際に使ってみると簡単に利用できたとの御意見をいただいております、カード利用の定着が着実に進んでいる状況でございます。

一方で、スマートフォンによる利用につきましては、設定が難しいとの声も一定数ございます。特にスマートフォンの操作が苦手な世代の方々からは、アプリのインストールや初期設定に不安を感じるとの相談が寄せられております。そのため、町では各種相談会の場で職員が個別に操作方法を説明し、地域通貨アプリ「チイカ」、健康アプリ「まるけん」、公式LINEの登録や使い方などを丁寧にサポートしております。これによりましてスマホにチャレンジしたい、毎日の散歩に健康アプリを使いたいといった前向きな御意見もいただいております。

さらに相談会では、スマホを持っていないが、カードで利用するとの声も多く、カードとスマホの2つの選択肢を用意したことが住民の安心につながっていると感じております。カード利用者には簡便さを、スマートフォン利用者には健康ポイントやチャージ還元といった利便性を提供することで、幅広い世代に対応できている状況でございます。

さらに、カード利用者もチャージ機能を利用できるため、すべての住民がデジタルの恩恵を享受できる体制を整えていると感じているところです。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 私は担当課に行ったときもですね、高齢者の方とかがアプリをインストールするといった相談だったと思うんですけど、先ほど申しましたオオサキポイントカードだけでいいという人もいらっしゃるし、スマホにすべてのアプリをインストールして健康アプリも使われるという方はいらっしゃるんですが、先

ほど言った、使えない、持ちたくない方々がいらっしゃるんですね。そういう方々との公平性、使える人と使えない人、町としては2つのポイントをスマホに入れてくださいというふうになっているんですが、私はそういうことを考えているんですが。公平性について聞かせていただけますか。

○町長（東 靖弘君） 今、総務課長の答弁の中で、ポイントカードと使って対応する、スマホを利用する方については健康アプリを入れたり、チイカを入れたりということで両方で対応しているので、その点では割と使いやすいという理解はしていただいているという説明であると思っております。

御質問の、スマホを使えない方への説明、運用といったところの公平性ということですが、実際にスマホは必要ないと思っいらっしゃる高齢者もいらっしゃるであろうし、使い方もわからないから必要でないという方々もいらっしゃるであろうと思っておりますが、できるだけ、そういう方々に今の取組の状況内容等については十分説明をすることは必要であると思っております。

先ほどもいろいろと今回のこの事業に対して御質問があつて御指摘を受けたところでありますが、そういった御指摘を受けた部分は十分に協議する必要がありますので、改善するところは改善しますけれども、要は、スマホをさっき言ったような必要と思っっている方々、使い方がわからないという方々に対して、把握して説明をしていく。これまでも役場において、あるいは商店街において、あるいは改善センターにおいてということですと職員が説明をしてきておりますので、そういったところにもそういった方々は出てきておられないだろうと思っておりますので、そういったところは把握しながら、できるだけ制度の内容を親切に説明するといったことはこれからも心がけていく必要があるのかなと思っております。

○6番（稲留光晴議員） 町長がおっしゃったことは最大の答弁になるかなと考えます。

あと、続いて、スマートフォン購入促進ポイント事業の中にですね、より多くの町民の皆さんにデジタルサービスを御利用いただけるように、初めてのスマートフォンを購入された65歳以上の方に対して2万ポイントを付与しますというのがあります。要件が3つあって、初めてスマートフォンを購入した方、町内在住者で令和7年度に65歳以上の方、町が指定するアプリをインストールできる機種を購入となっていますね。それでスマホ促進ポイント2万ポイントとなっていますが、65歳以上ですから、先ほども関連することですけれども、この中で町が指定するアプリをインストールできる機種を購入とあるんですね。これを考えますと、ガラケーとかガラフォン、あと、健康アプリ「まるけん」インストールできないスマホ。スマホを持っていらっしゃるけど、大崎町が指定するアプリをインストールできる機種を購入となりますから、OSのバージョンが古いスマホをお持ちの方は、結

局バージョンアップで新しい機種を購入することになるわけですね。ガラケーにしてもガラフォンにしても、今私が言いましたアプリをインストールできないスマートフォン、OSもバージョンアップをして、そうすると新しい機種を買わないといけないということなんですね。今回、OSのバージョンの古い機種も結局バージョンアップをしないと、本町が指定をするアプリをインストールできる機種にできないということですが、2万ポイントの付与の要件を満たすことはできないのか。今申しました、スマホは持っていらっしゃるけど、バージョンアップができなくて、町が指定するアプリはインストールできませんということなんですね。こういう方もいらっしゃるんですよ。ですから、そのために新しいスマホを、インストールできる機種を購入と。そのときはこの要件の中に含まれるんじゃないかと、2万円のポイントを付与すると考えますが、いかがですか。

○総務課長（宮本修一君） 今の御質問につきましては、スマートフォン購入促進ポイント事業についての3つの要件のことでございます。

まず、今、議員さんから言われましたように、まず1つ目の要件が、初めて今回スマートフォンを購入する方、町内で65歳以上の方、あと町が指定するアプリをインストールできる機種を購入すること、この3つの要件をすべてクリアした方について促進ポイントを付与するという制度設計になっているところでございます。

今、議員さんがおっしゃいました、スマホを持っているけれどもインストールができない、バージョンが古い影響でインストールができないという状況もあることは確認しております、そういった場合は商工観光課や総務課の職員のほうでそのスマホのOSのバージョンをアップする作業でインストールが可能になるということも確認ができていますので、今回のこの制度の中では、初めてスマートフォンを購入された方ということが原則になりますので、スマホの購入の切替えについては、今回のポイントの付与については対象外という形にさせていただいているところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） その方がおっしゃるには、ほかの機種を買わなきゃいけないと、OSのバージョンアップ等、機種を購入しないといけない。商工会とかそういうところでバージョンアップ、本当にその方はされたんですか、本当にバージョンアップができるということを確認されましたか。新しい機種に替えないと駄目だとおっしゃっているんですね。その方が商工会とかでバージョンアップできたとおっしゃっていましたか。

○総務課長（宮本修一君） 相談に来られた方が、こちらの商工観光課のほうでバージョンアップができないという回答をいただいたということだと思いますけれども、

うちの役場職員においても導入当初はやはり不慣れなことところもあつたりして、バージョンアップの手順とかいうのはやっぱり日々勉強しながらお客様のサポートに取り組んでいたりする時期がありまして、もしかしたら今現在であれば対応できる可能性もありますので、申し訳ありませんけど、もう一回、バージョンアップができる機種かどうか携帯を持ってきていただいて、御相談いただければ対応したいと考えております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 繰り返しになりますけど、新しいスマホに機種変更して購入しないとアプリが入らないんですよね。町が指定するアプリをインストールできる機種を購入ということですから、ガラフォンはインストールできないからスマホに替える、ガラケーでも一緒です。だから、私が今言った、町が指定するアプリをインストールできる機種を買わないといけないとその方はおっしゃっている。だから、そこへんは2万ポイントの条件、付与になぜ入れられないのかなと私はそう本人に申し上げましたが。このアプリは担当部署で考えられたんですか、マニュアルの作成に当たっては、オオサキポイントの手順書はすべて、商工観光課とか総務課とか皆さんの御意見をに入れてつくられたんですか。

○総務課長（宮本修一君） お答えいたします。

今回、皆様にお配りしましたオオサキポイントの運用マニュアル手順書につきましては、総務課の職員が作成しているものになります。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 私は3つ目の、何度も申し上げたこれを検討してほしいなと思います。

次に入りますが、ガラケーからスマホへ変更をされたという方は何人いらっしゃるか。

○総務課長（宮本修一君） ガラケー、あるいは初めてスマートフォンを購入された方の相談件数になりますけれども、現在のところ25件ございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 25件、この件数に対して、どう思われますか。

○総務課長（宮本修一君） この件数が多いのか、少ないのかというところだと思いますけれども、私の一個人の意見としては多いんじゃないかなという印象は持っています。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 多いという答弁ですが。もうちょっといらっしゃるのかな、先ほど申しましたガラケーだけの人もスマホにしたくないとか先ほど申しましたが、

そういった方もいらっしゃると思いますけど。

それでは、次に、運用マニュアルで質問させていただきます。16ページのスマートフォンで残高を確認する方法というのがあるんですね、御家族等のスマートフォンで残高を確認することができますと。例えばうちの同居人もそうですが、ガラフォンを使って、私だけ全部、本町が指定するアプリは入れたわけです。カードを裏面にしてスマホでQRコードを読み込むと、カードに8桁の番号が表に打ってあるんですね、QRコードを読み込むとですね、8桁のコードの数字を全部入れてください、入れるんです、出たんですよ。そうしましたら、役場に電話の登録がありませんと私のスマートフォンに表示され残高確認ができなかったんです。私はこういうふうになりましたから役場に相談しに行かんかなと思っておりまして、同居人のカードを借りて私のスマホで。何で電話が登録されていないのか、そこへんについて担当課はお考えがありますか。

- 総務課長（宮本修一君） 今、議員から御指摘のありました残高照会のところですが、当初は、大変申し訳ないんですけど、このマニュアルをつくった段階ではこういう形で照会ができるというので作成をしたところでございますけれども、実際運用をしてみたところ、第三者が他人のカードをスマホにQRコードをさして残高を照会することは今のところできないというところがあるようでして、また今後、このところは改善できるような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

- 6番（稲留光晴議員） どういうふうにして改善するんですか。例えば、私みたいに同居人が行かないんですが、大型店に行ったらカードを出したら残高以上に買ってしまった、足りませんとおっしゃった。ああいったところは残高が表示されるんですね、それで私も同居人、第三者なのか、それは誰でも彼でもちょっとうちを見てくれんとかそういう承認していただければどれだけたまってますよと、友人とか。だからそこへんはどういうふうに、私が今言った8桁のあれを入れてぱっと残高が、大型店の残高、あとは一般の残高、分かれていますよね、そういうふうに改善することですか、ちょっと詳しく。

- 総務課長（宮本修一君） スマートフォンで読み込んで残高照会をするというところは、今のところは不具合があってできないというところがあります。ですので、それまでの間は、加盟店のほうに出向いたときに、加盟店のほうから機会を読み込んで残高照会をする方法もできますので、とりあえずはそういったところから確認をしていただければと思います。

以上です。

- 6番（稲留光晴議員） 私はここに書いてあるマニュアルが正しいんだと思ってやっ

ていたら、これを皆さんに周知をやっぱり何かしらLINEで、私も本町のLINEを入れましたが、それに入れるとか。やっぱり周知がないとわからないわけですね。だから、明日でも観光政策課と一緒に来て、こうなりますよとやろうかなと思っていたんですけど、その周知はやっぱりしてほしかったです。いかがですか。

○総務課長（宮本修一君） 申し訳ありません。議員の御指摘のとおり、周知はすべきだったろうと思っております。また、早速、LINE登録されている方がほとんどですので、そういった方々に不具合の状況などをお知らせするようになっていきたいと思います。

○6番（稲留光晴議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後になります。オオサキポイントの運用です。ね、トラストバンクへの金銭の流れと私は一般質問通告書に書いていますが、トラストバンクへ支払う経費の計算方法、ふるさと納税の経費と今回のオオサキポイントでの経費というのは別個に予算というのは上げられていらっしゃるよ、別になって当たり前ですが。トラストバンクへの金銭的流れ、トラストバンクへ支払う経費の計算方法を教えてください。

○総務課長（宮本修一君） お答えいたします。

地域通貨事業のお金の流れについて申し上げます。本町において導入しておりますデジタル地域通貨につきましては、まず、導入業務の委託を総務課が所管し、トラストバンクとシステムの構築や運用に係る契約を締結しております。運用につきましては、商工観光課が担当しております。

総務課が契約している本年度のシステム利用料の中で、年間発行額が2億円までは手数料が不用となっております。これを越える場合には、発行ポイント額に応じて1.2%の従量課金が必要となります。

また、住民の皆様がチャージを行う際には、セブン銀行を通じて入金が必要で、その際にチャージ金額に対して1%の事務手数料が発生し、後日銀行側に支払うことになっております。また、役場でチャージした場合は、手数料の支払は不用となります。さらに、町民の皆様が発行したポイントは、加盟店で利用された後、加盟店からの請求額に応じて町から振り込みを行う仕組みとなっております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 了解いたしました。

私は今回、1項目だけ質問させていただきました。町長の在籍期間、すべての議会で一般質問をさせていただきました。今回の最後のオオサキポイントについて、町長は新しい町長に引き継がれるわけですが、私たちがこれをですね住民の皆さんによかったと思われるような、私もそうですが、勉強をしてですね住民の方

と、これは今後も何年も続くようにですね宣伝というか議員としてやっていきたいと思っておりますので、健康増進に6期務めた町長ですから、それを引き継ぐ新しい町長もですねそういった認識を持って進めていただけるようお願いをして私の最後の質問を終わらせていただきます。どうもお疲れさまでした。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程を全部終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時40分

第 3 号

1 2 月 1 6 日 (火)

令和7年第4回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月16日

午前10時10分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（1番，3番）
- 日程第2 議案第52号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第5号）
（総務厚生常任副委員長報告）
- 日程第3 議案第53号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号） （総務厚生常任副委員長報告）
- 日程第4 議案第54号 大崎町くこの松原キャンプ場の指定管理者の指定について
（指定管理者の指定に関する審査特別委員長報告）
- 日程第5 議案第55号 大崎町益丸プールの指定管理者の指定について
（指定管理者の指定に関する審査特別委員長報告）
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 藤田香澄 | 7番 神崎文男 |
| 3番 岡元修一 | 9番 中倉広文 |
| 4番 富重幸博 | 10番 中山美幸 |
| 5番 児玉孝徳 | 11番 鷲東慎一 |
| 6番 稲留光晴 | 12番 吉原信雄 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 8番 宮本昭一

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-------|------|---------|------|
| 町長 | 東靖弘 | 農林振興課長 | 鎌田洋一 |
| 副町長 | 千歳史郎 | 建設課長 | 美戸博明 |
| 教育長 | 穂園正幸 | 農委事務局次長 | 松元昭二 |
| 会計管理者 | 岡留和幸 | 水道課長 | 川越龍一 |

総務課長	宮本修一	教委管理課長	相星永悟
企画政策課長	渡邊正一	社会教育課長	西竹信也
商工観光課長	上野明仁	税務課長	谷迫利弘
町民課長	本松健一郎		
環境政策課長	竹本忠行		
保健福祉課長	岩元貴幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	久保健一郎
次長兼調査係長	上橋孝幸
次長兼議事係長	松元幸紀
庶務係主任	西ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、藤田香澄議員、及び3番、岡元修一議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第52号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第5号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第2、議案第52号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任副委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任副委員長（稲留光晴議員） ただいま議題になりました議案第52号、令和7年度大崎町一般会計補正予算（第5号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月4日に、委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,044万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億7,380万円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、款5、項1、目7畜産業費、節14工事請負費の畜産関係車両消毒場整備工事900万円について、農業公社を整備する際に畜産関係消毒場を含めた一体的な土地利用計画はなかったのかとの問いに対し、畜産関係消毒場を整備する予定地は、本年2月までは農地中間管理事業における賃貸借契約が締結されている農地であったため、農業公社が整備する時点では用地取得は困難であったとの答弁。

さらに、委員から、本事業については9月補正で2,400万円、さらに12月補正で900万円の増額となっている。今回の補正は、物価高騰や設計変更に伴う増額ということだが、予算計上する際は関係機関ともしっかり事前協議をした上で積算されるよう要望いたしました。

次に、款5、項2、目1林業振興費、節18負担金、補助及び交付金の有害鳥獣

電気柵等設置事業補助金40万円について、本事業は有害鳥獣対策として有効で需要も高いと思われるため、住民ニーズに即座に対応できるよう、当初の段階で十分な予算を確保されるよう要望いたしました。

款6、項1、目3観光費、節14工事請負費のくのにの松原キャンプ場展望遊具解体工事1,300万円について、工期の見込みと工事期間中のキャンプ場の使用制限の有無はとの問いに対し、工期は1か月程度を見込んでいます。予算可決後、入札を行い、業者が決定するが、キャンプ場の使用制限の有無については、施工業者やキャンプ場の管理者とも協議し、決定していくとの答弁でありました。

次に、款7、項4、目2公園費、節16項有財産購入費の用地費50万4,000円について、取得予定の用地面積は、宅地が1筆で956.4平方メートル、山林が2筆で721平方メートル、合計で1,677.4平方メートルとなっている。この場合の立地条件を考えると安価であると思われるが、特段の理由があったのかとの問いに対し、地権者から当該土地を有効活用してもらいたい旨の相談があり、宅地についても、山林と同額の買収単価で契約することに同意をいただいていることから、総面積に山林買収単価の300円を乗じた額を予算計上しているとの答弁でありました。

さらに、委員から、この土地はふれあいの里公園の駐車場として活用するとのことだが、将来を見据えて駐車場にソーラーシステムを搭載した屋根を設置する考えはないかとの問いに対し、ふれあいの里公園内にある総合体育館は避難所として防災拠点になるものと思われるため、国土強靱化も念頭に入れ、検討していくとの答弁でありました。

次に、款8、項1、目2非常備消防費、節10需用費の修繕料100万円について、消防施設に係る修繕料ということだが、防火水槽の漏水修繕も含まれていると思うが、各消防分団からの要望に答えられているか、先送りになっているものはないかとの問いに対し、各消防分団からの要望を受け現地を確認し、緊急性や必要性を考慮し対応しているとの答弁。

また、委員から、昔、整備された現場打ちの防火水槽は老朽化し、修繕しても漏水が解消されていないものもあると思うが、そういった防火水槽が幾つあるか把握しているかとの問いに対し、正確な数は把握していない。各消防分団が行う水利点検等により漏水などの修繕が必要な防火水槽が確認できた場合は、早急に修繕をしているとの答弁でありました。

さらに、委員から、修繕が必要な防火水槽の把握と併せて、防火水槽の新設あるいは消火栓での代替など、各消防分団としっかり協議し、非常時に機能できるような水利の確保に努めるよう要望いたしました。

次に、人件費及び旅費について、本町職員に対する給与及び旅費支給の状況は、他自治体と比較すると低く抑えられているように思える。労務に対する適正な単価を確保し、また、有能な人材を確保するためにも職員の処遇改善を検討するよう要望いたしました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第52号、令和7年度大崎町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第52号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」の副委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第52号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」について、副委員長報告は原案可決であります。副委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第53号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長（吉原信雄議員） 日程第3、議案第53号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任副委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任副委員長（稲留光晴議員） ただいま議題となりました議案第53号、

令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月4日に、委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ122万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,826万9,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、過年度の保険給付費等交付金及び保険基盤安定繰入金等の確定などに伴う増額が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第53号、令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第53号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の副委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第53号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、副委員長の報告は原案可決であります。

副委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第54号 大崎町くいの松原キャンプ場の指定管理者の指定について

日程第5 議案第55号 大崎町益丸プールの指定管理者の指定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第4、議案第54号「大崎町くいの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」、日程第5、議案第55号「大崎町益丸プールの指定管理者の指定について」、以上2件を一括議題といたします。

本案について、指定管理者の指定に関する審査特別委員長の報告を求めます。

○指定管理者の指定に関する審査特別委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました議案第54号、大崎町くいの松原キャンプ場の指定管理者の指定について、及び議案第55号大崎町益丸プールの指定管理者の指定について、以上2件について指定管理者の指定に関する審査特別委員会における審議の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月3日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、12月5日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この2件の議案は、大崎町くいの松原キャンプ場及び益丸プールの指定管理者の指定の期間がそれぞれ令和8年3月31日をもって満了することから、指定管理者募集要項に基づいて募集したところ、2者から申請があり、指定管理者選定委員会が開催され、その結果、採点の高かったアウトドアネットワーク株式会社が両施設の指定管理者に選定されたものであります。

なお、指定の期間としては、それぞれ令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

内容については、12月3日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、議案第54号では、キャンプ場の利用者が年々減少していることの指摘に対し、キャンプの流行がピークアウトしている可能性や、ソロキャンプ人気の増加などの要因が挙げられるとの答弁でありました。

また、実績報告書や領収書等をもとにした確認が十分でないため、収支報告の信頼性に欠けているという指摘もありました。

さらに、委員から、キャンプ場及び益丸プールの収支については、町からの委託料なしでは赤字となる実態が議論されました。町委託料の形態や妥当性について詳しく報告を求める声があり、管理運営の効率性向上を求める意見もありました。

さらに、委員から、キャンプ場の衛生管理についても指摘があり、野良猫の糞尿問題が改善されず、TNR活動の実効性に疑問がある。選定基準に衛生項目が明示されていない等、改善を求める複数の委員の声が上がり、アウトドアネットワーク

はどのような対応をしていくのかとの問いに対し、利用者の中には、猫がいるという事で衛生的でないという意見や苦情があるため、町としても現在の管理者には継続して指導し、TNR活動、これは猫を捕獲し避妊・去勢手術後、もとの場所へ戻す活動のことを指しますが、これらの活動を行っていくことで将来的に猫がいなくなるようにお願いしていくとの答弁でありました。

そして、委員から、選定委員会の評価基準に衛生管理上の項目が設けられていない点や、過去に議会常任委員会事務調査での施設管理に関する不備についても何度も指摘改善を求めているが、改善が見られない現況を触れられ、また、展望台の保守管理不足により1,300万円かかる撤去の必要性に至った経緯も述べられました。

さらに、委員から、緊急対応時の採点が10点満点なのに、津波警報時の連絡不通事例を無視しているのではないかと、指定管理者選定委員に議員代表等も加えるべきとの指摘がありました。

その後、議案第54号、くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定についての討論に入り、まず、反対討論の発言を許可したところ、委員から、バンガロー新設と利用者減少の矛盾を指摘、領収書未確認の収支報告には疑義があり、会計上の不備や、以前より議会でも指摘したことが改善されていない点や、衛生管理上も非常に悪い状況が継続されているという理由から反対討論があり、次に、賛成討論の発言を許可したところ、委員から、指定管理者選定委員会の結果で一番配点が高い、経費の縮減及び適切な収支計算がされているかは、議事録を拝見する中で、もう片方よりしっかりしていた。審査ポイントの行政側の受託内容に関しても、施設管理の部分は問題ないと思っている。自主事業の部分で両者の中で差が出ており、審査に関しては適切に行われ結果が出されている。20年の運営実績を踏まえた経費削減計画を高く評価し、施設管理の継続性が地域ニーズに合致するのではないかという賛成の立場からの討論がありました。

さらに、反対討論の発言を許可したところ、委員から、一般的な団体においては総会の場で会計報告などに監査報告をする義務がある。くにの松原キャンプ場の収支状況にしても、収支がゼロ円となる不自然な記載、町の補助金依存体質が持続可能性を阻害している。町の委託料として金額が妥当か妥当でないか、数字で見えないと後々問題が起きるのではないかとという反対の立場からの討論がありました。

そのほかには討論がなかったため、討論を終結し、その後、採決に入り、起立採決の結果、議案第54号、大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定については、賛成4、反対4の同数であり、委員長採決により賛成少数により否決となった次第であります。

次の議案第54号の質疑においても、キャンプ場と同様に、収支状況の信憑性に疑義が呈されました。具体的には、令和4年度と令和5年度の赤字額が同額であった点について、委員からは疑念が生じるとの指摘。また、アルバイト削減による安全軽視を批判する意見があり、安全管理、重大リスク管理で監視カメラのみの体制は死亡事故リスクを軽視していると見える。人的監視の必要性があり、そして、過去に死亡事故が発生した事実があり、マニュアル非公開は透明性不足であると指摘。

さらに、自主事業の非現実性について、障害者カフェ、ソーラー発電導入が補助金依存になっている。採算性の根拠なしにSDGsを濫用され、持続性ある収益モデルになっていないという意見がありました。

その後、議案第55号、大崎町益丸プールの指定管理者の指定についての討論に入り、まず、反対討論の発言を許可したところ、委員から、監視カメラのみの監視体制では安全管理上、大きな問題を生じさせる可能性があり、死亡事故リスクを軽視、有資格者による人的監視が必要ではないか。事故が起こった場合、即緊急対策をするべきで、それができる状況にないと判断する。一番問題になっている経営の問題よりも、人命の尊重、町民の命の問題を考えると非常に危惧される。また、収支の部分でも疑義がたくさん含まれており、それらを考えると、利用者の命を守るという観点が十分に果たされていないという理由から反対討論があり、次に、賛成討論の発言を許可したが、賛成討論はなく、引き続き、反対討論の発言を許可したところ、委員から、くにの松原キャンプ場と同様に、益丸プールも会計的に不備があるという理由から反対討論がありました。

そのほかには討論がなかったため、討論を終結し、その後、採決に入りますが、1名、採決棄権の申出があり退席。その後、起立採決の結果、議案第55号、大崎町益丸プールの指定管理者の指定については、出席委員全会一致による否決となった次第であります。

最後に、本案件に関して、出席委員全員の意見、発言を出し尽くした上での慎重審議を行いました。

全体的に、1人を除いて指定管理者選定委員会の審議の透明性、公平性、審議に至る現況認識や課題、指摘事項など、資料や事業計画への調査不足に問題があり、また、今回だけではなく複数年度において、議会から再三管理不足や指摘事項、改善項目など行っているが改善されていない状況に、議会軽視ではないかというそしりを受けてもおかしくない状況がある。執行部も、本決議を真摯に受け止め、状況の改善や監督責任を担保するよう求める。

以上で、指定管理者の指定に関する審査特別委員会における審議の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第54号「大崎町くくの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」、委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号「大崎町益丸プールの指定管理者の指定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれを持って終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第54号「大崎町くくの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」、討論の御希望はありませんか。まず、原案に対する反対討論を求めます。

次に、議案の賛成の討論を許可します。

○1番（藤田香澄議員） 先ほど、報告の中で、まず、決算の内容についてがございました。私は原案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

まず、決算については、収支が赤字運営であったり、キャンプ場とプールのほうで収支を相殺、ゼロ円になっているということが論点の1つとしてあったと思うんですけども、まず、指定管理については、基本的には行政運営だけでは赤字になるものに関して、民間事業者の知見を活用して指定管理をお願いするものであって、利用料を指定管理者が徴収して事業を行うんですけども、その利用料というものの条例で上限が定められている中で運営を行っているものであります。大崎町としての考え方としては、利用料収入と管理に係る経費を収支で出して、それに足りない分を指定管理料として、大崎町の場合は年間、キャンプ場は300万円ですけども、補填する形で設定しているような流れであると理解しております。

今回出ている収支に関しては、キャンプ場に関しては経費のほうの利用料集金よりも多くて赤字になっています。そこに関して、プールのほうと合わせて、管理経費の部分で事業者は調整をされているというふうに認識をしております。その管理経費を調整した結果、この収支がゼロ円という形で決算書としてはそういった形が出てきているだけであって、私は、そこに関しては何ら問題がないことだと思っております。赤字のものを、管理経費をもっと係る部分を縮小して収支ゼロ円にして運営をいただいているというふうな認識をしております。

あと、猫の環境衛生の部分の論点がありましたけれども、そこに関しても、現指定管理者は保護猫活動という形でしっかりと避妊・去勢を定期的にされているので、

地域猫の管理に関しては全く問題ない、やるべきことをしっかりやっているというふうに認識をしております。地域猫の問題は、今20匹ほどキャンプ場にいるということなんですけれども、これは指定管理者だけの問題ではなく、行政としての地域猫の管理に係る問題でもあると思いますので、そこは引き続き、しっかりと連携をして、むしろ、もう少し行政としてしっかりとお話し合いをして、どうやっていくかという方針を、これまでの5年間で決めていくべきだったところをまだ決められていないというところに行政としても足りてない部分があると思うので、そこに関してはしっかりとやっていける、これからもやっていけるものだと思っております。

ほかにも、審査会がしっかりと行われていたのかという論点もありましたけれども、こういった指定管理の提案に対して否決するときの理由が、私がいろいろと調べる中で、いろいろと調べてみたんですけれども、否決する理由としては、例えば入札不正が認められるとか管理者の能力に著しい問題、これが犯罪行為の発覚とか破産しかけているとかそういったものが発覚するであったり、あるいは入札仕様に対して決定的な欠落がある場合というものを見かけたんですけれども、今回の審査会に関して、そこまで本件が何か大きく不備があるとかという状態ではないと思っています。なので、審査会に関しても、事前にホームページでも選定項目であったり配点もちゃんと出ているので、そこに関しては全く問題はなかったというふうに思っております。

最後になりますけれども、ここの施設はあくまでも観光施設であって、町民との交流をつくることももちろん大事なんですけれども、あくまでも観光施設であるので、施設として、これまで対外的にどういった評価を受けてきているかというところを改めて確認しました。グーグル評価等でも、近隣のキャンプ場と比較したりしましたけれども、近隣のキャンプ場、東串良のキャンプ場や鹿屋のキャンプ場と引かしましたけれども、グーグル評価としてしっかりと、くにの松原キャンプ場に関しては279件の評価点数があって、評価点としては4.2ということで、東串良のほうは3.9であったり、鹿屋の輝北の上場公園のほうだ4.1なんですけれども、くにの松原キャンプ場よりは評価件数が少なかったりという意味も踏まえて、とても評価されている施設であるというふうに認識をしております。なので、仮にこの件が否決された場合、サービスが一時中断される可能性もあると思うんですけれども、そういった場合に、普段利用される観光の皆さん、対外的にこのキャンプ場が一時利用できない状況になることに対して、議会としてはしっかりと説明をしなきゃいけないと思っております。

なので、改めて、ここの施設は観光施設であって、これまで対外的にもしっかりと評価を受けているということも踏まえて、私は今回の指定管理に関しては何ら問

題もないというふうに認識をしておりますので賛成でございます。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） 反対討論はありませんか。

○6番（稲留光晴議員） 特別委員会で資料の提出、あと収支の数字の提出を求めたわけではありますが、今まではそういった資料提出を求めてない状況もあったし、安全管理とか猫の糞害というのは出ておりました。特別委員会の委員長の報告のとおりですね、私も収支の点で益丸プールとくにの松原の収支の同じ数字になっているような面とか、あくまでも私が見たところは税務的につくられているんじゃないかと。それで考えれば、町の補助金の金額も変えるべきところにきているんじゃないかというように、収支を見てそう思いました。全くゼロになるなんていうのは本当に収支決算の中でゼロということはありません。マイナスとかプラスというような、過去の三、四年間分の収支も出してもらいましたけど、本当に私はこの数字が理解できないということで特別委員会の中に担当課長を呼んでお尋ねしました。それでも、ここはこうなんですよというような話も私が理解できないということに対して理解できるような説明もなかったし、私はこれはやっぱり委託先のアウトドアネットワークの代表者にこのへんは説明を求めて納得できないと、とてもああいう収支ではいいですよと、委託管理をお任せしますよというのは私は言えなかったです。ですから、そのへんはやはり納得できるような説明を求めたいということで、特別委員長の報告のとおり反対という答弁でございます。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員） ほかに討論はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 私は、議案第54号、大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定については原案反対でございます。

まず、収支の部分、同僚議員が先ほど賛成討論の中で申しましたが、キャンプ場とプールの相殺がなされているということ。本案件は54号と55号は別件の問題でありまして、別々にこれは経営状況を示すべきでありまして、1つの案件、17万6,847円がキャンプ場のほうに補填されている。これはどうしてもおかしいことであります。2点の指定管理の問題でありますので、1点ごとの経営状況が黒字になるような経営を望む。そうすることが本町の観光地としてのサービスの充実につながるというふうに考えております。

また、今まで、議員が委員会事務調査で行った指摘事項について、ほとんどいいまいしょうか、全然改善されていない、改善の状況が見られていないということも最大の原因であります。今回、1,300万円の展望台の撤去が予算化されておりますが、展望台の撤去費についても、管理についても事務調査のところでは指摘をし

ております。水抜きの穴があるから、その水抜きの穴はちゃんと掃除をしておいてくださいねというようなことも指摘がなされております。それがなされていないために展望台の腐食ということも進んでおります。そういった管理上の問題点があるということで、私は今回、同僚議員の皆様方にも、よく自分たちで事務調査の折りに指摘したことが守られているのかどうかと考えた上で反対されるように希望いたします。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって採決します。

議案第54号「大崎町くいの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」、委員長の報告は賛成少数で否決であります。

したがって、原案について採決します。議案第54号を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立少数です。

したがって、議案第54号「大崎町くいの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」は、否決されました。

次に、議案第55号「大崎町益丸プールの指定管理者の指定について」について、討論の御希望はありませんか。反対討論はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 先ほど55号についての委員長の指摘のとおりではありますが、まず、これは管理の体制、人の安全、命の問題なんです。プールを監視するためにモニターテレビで監視をしている、カメラで監視をしている。プールの縁の辺り、角っこの辺りで事故が起きた場合、プールのカメラの画角がございしますが、この画角の範囲に入るかどうか。もし、これが入ってなかった場合、大きな重大事故が発生します。そうした場合の責任の度合い、保険もかけてありますが、これは大崎町の施設でありますので行政に対して、町民に対しての補償ということも出てくると思います。こういった安全管理がなされていないということは、今後、指定管理者として適正と言えるかどうか。ましてや、この点について同僚議員が議員として重要な権利である議決権を放棄されました。ということは、議員必携124ページ、起立採決により表決というのがございしますが、この場合、起立したい者の中に反対者、態度保留、棄権者等も含まれるが、その理由のいかんに関わらず実質的に

は反対と見なされる。ということは、委員長は起立採決を取りました。ということは、全会一致で反対ということでございます、委員会では全会一致で反対ということでございます。よって、議員各位すべてが反対の表決をしたのと同じこととなります。よって、皆さん、これはすべて反対の立場でよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

○1番（藤田香澄議員） 委員会の中でプールの安全管理に関して管理マニュアルを指定管理者が策定されているということでしたけれども、委員会の質疑の中でも、その管理マニュアルの中身に関しては行政としてもしっかりと確認を握っているということであったので、そこに関しては適切に安全管理はなされていると思ひます。いろいろと資料を私も調べる中で、監視カメラでの管理というところもされているところもあったので、そこに関して、もし懸念があるということであれば、今後、管理マニュアルに関して指定管理者と行政とがしっかりとどのように改善を図っていくか協議していけばいいものだというふうに思っております。

この前の議案でもお話したとおり、この案件に関しても、何か入札不正が認められるとか、管理者に著しい問題があるとか、入札仕様に決定的な欠落があるということはないと認識をしております。

あと、最後になりますが、本件に関して、委員会の中でも益丸プールの在り方検討会議の話もあって、プールの指定管理が何年になるかわからないという話もあつたりしたんですけれども、議員として、そこに関して指定期間に関して、別に5年してもらわなくていいんじゃないかという理由で反対されるのであれば、そこに関しては私は違っているなと思ひていて、今回の指定期間と金額と債務負担については、9月議会のほうで既に出ている案件ではあるので、もし指定内容に関して何か意見があるのであれば、その時点で附帯意見を言うべきであつたので、この時点では指定管理をするということで予算も取っておりますので、このタイミングで指定期間であつたり金額について何か言うべきものではないと認識をしております。私は、すみません、最初に言っていなかったんですけれども、賛成の意見で討論させていただきます。どうぞ御検討のほど、よろしくお願ひします。

○議長（吉原信雄議員） ほかに討論はありませんか。

○6番（稲留光晴議員） 今、賛成、同僚議員が55号を退席されたんですよ。賛否はやっぱり自分の意向をですね、特別委員会の中でもはっきりさせるというのを思ひています。賛成、反対かというのはやっぱり委員会の中で態度を示すというのが議員としての務めじゃないかなと。今回、委託事業でありますけども、55号も

ですね、先ほど54号も申しましたように財政的な問題、アウトドアネットワークの代表者に対して資料の提出を求めたとかないんですけども、今回は出していただいた者を見た結果、ああいう数字になっていた。委託管理者を指名する場合、委員の方々も文書を見たり、財政の収支の内容とかそういうものも本当に見られたのかどうか。その中で、あれば意見か何か出るはず、出なきゃおかしいと、私は今回の特別委員会ですら考えましたので、55号に対しても私が納得できる収支、理解できないということに対して担当課長は納得できる答弁をしていただけなかった。そういったことも併せて、理解できれば、なるほどというふうに考えられるんですけども、それもなかったということ。先ほど反対討論で同僚議員が申しましたように衛生面とか人命に対する課題とかあるわけですから、そこへんもちゃんと検討してもらい、行政に監督してもらいたいというのが筋ではないかと考えて反対というふうに今回はですね考えましたので、以上で終わります。

○議長（吉原信雄議員） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって採決します。

議案第55号「大崎町益丸プールの指定管理者の指定について」、委員長の報告は、賛成少数で否決であります。

したがって、原案について採決します。議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立少数。

よって、議案第55号「大崎町益丸プールの指定管理者の指定について」は、否決されました。

-----○-----

日程第6 議員派遣の件

○議長（吉原信雄議員） 日程第6「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（吉原信雄議員） 日程第7「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申出があります。

お諮りします。

4委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年第4回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時47分